

鹿児島県史料集
(38)

譯司冥加録・漂流民関係史料

鹿児島県史料刊行会

鹿児島県史料集
(38)

譯司冥加録・漂流民関係史料

刊行のことば

鹿児島県史料集第三十八集として、ここに「譯司冥加録・漂流民関係史料」を刊行いたします。

本書は加世田郷小松原出身の鮫島正次郎が、通事の頭目ともいべき唐通事主取となるまでの一代を年代順に記録した「譯司冥加録」と享保九年（一七二四）から天保三年（一八三三）にわたる薩摩藩の漂流民に関する史料七点を収載したものです。

県史料集の刊行は、資料の保存をはかるとともに、地方史研究の利用に役立てることを目的としております。

今回は、鹿児島市文化財審議委員の宮下満郎氏によって編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなったものであります。お忙しい中、長期間にわたる先生の御労苦に対し、心からお礼申し上げます。

平成十一年三月

鹿児島県立図書館長

徳 永 健 生

解題

譯司冥加録

二冊からなる写本であり、鹿児島県立図書館蔵書と印刷された罫紙に筆写されたもので、字体からみて二人の筆写によると思われるが、誰の手によるものか記録はない。筆写年代も、大正十一年三月二十二日付の蔵書印があるので、その頃であろう。原本は『西南文運史論』によれば、著者の武藤長平は加世田村小松原の旧唐通事鮫島養徳家で、譯司冥加録を見たと述べているので、この写本も鮫島家の原本によったものであろう。

本書は加世田郷小松原出身の鮫島正次郎が唐通事を志し、鹿児島城下へ出て修行し、通事稽古から本通事となり、のちには領内の通事の頭目ともいうべき唐通事主取となるまで、正次郎一代の記録を年代順に記録したものである。この間身分的には小松原浦人から鹿児島下町人、大黒町名頭、下町年寄格となり、唐通事勤め多年の功によって一代加世田郷士、さらに代々加世田郷士まで認められている。表題の譯司冥加録は、唐通事を勤めることによって、浦人から代々加世田郷士株を与えられたことに対する御礼冥加の意味で付けられたのではなからうか。

加世田郷小松原浦の鮫島家は、『加世田市史』によると、鮫島宗政・宗行の兄弟が、秀吉の朝鮮出兵に従軍し、海外の事情に目を開いて帰国した。その後、宗政は士分を捨て家督を弟宗行に譲って貿易商となった。宗政は権現丸・伊勢丸の大型船二隻を建造し、万之

瀬川河口の小松原を根拠地に廻船業を始めた。上方との取引が主であったが、国禁の海外貿易（中国との密貿易）も行い巨利を得たという。

正次郎と宗政との関係は系図を欠くので明らかでないが、明和五（一七六八）年四月、唐語の長崎修練を命じられて出発するとき、加世田から自船を使用しているので、当時父仁右衛門は廻船業を営んでいたであろう。長崎から帰国すると、正次郎は鹿児島詰を願い、安永元（一七七二）年宗門方取揚屋敷の借地権を手に入れ、さらに同借地を一〇年賦で払い下げをうけ鹿児島下町人となっていたが、天明元（一七八二）年、両親の老年と兄の大病を理由に、家業（廻船業）の経営のため加世田居住を願い許された。その後は正次郎も廻船業を営みつつ通事を勤めているので、宗政の一族というよりは嫡系と考えてよい。

内容を紹介すると、加世田郷小松原浦の仁右衛門子（二男カ）正次郎は、宝曆十一（一七六一）年三月、四歳のとき、鹿児島の下南林寺門前栗野武左衛門所に居住していた唐通事田中貞助へ入門した。生年月日は不明だが、逆算すると寛延元年生まれになる。通事稽古願によると「生附学文等心掛候ニ付、唐通事稽古仕度官承届候ニ付、當春より内々唐音教立試申候処ニ、別而音律能御座候間（中略）唐通事稽古御免被仰付被下度奉願上候」とあり、非凡の才に恵まれていたことがわかる。このような文言は、後年正次郎が師匠として弟子を取るときも、ほぼ似たような言葉が使われているので、当時の文例に添ったものではあろうが、正次郎の生涯からみると秀れた人物であったと納得できる。通事の管轄は異国座唐船方に属していたようである。通事稽古願は麻上下着用で鷺の間に於いて許可された。

入門して四年日の明和二（一七六五）年、唐通事稽古の片書が許され、扶持米一八俵Ⅱ三石六斗（一俵は二斗入り）も与えられた。同年、長崎修練の願を出し、二詰（一詰は十ヶ月）の修練が許されて、一詰分銀三十七枚半と往来人馬船賃金も与えられた。長崎では薩摩屋敷の二階へ先輩通事たちと同居し、同じように中国人隠居呉南溪へ師事した。二詰が終り帰藩した翌七年鹿兒島詰を許され、翌八年には唐通事稽古のまま七俵が加増され、扶持米二五俵（五石）となった。造士館の中講堂で唐話対談のため下六日町へ中宿願を出し許されたが、一般の町人並奉公は免除された。翌安永元年二月、借地渡世続き難くとして、加世田居住願いを出し一時加世田に住んだが、同年五月には宗門方取揚屋敷の借地願いを出し六月に許可された。宗門方取揚屋敷とは、大黒町亡名頭岩元次郎右衛門の屋敷であつたが、男子次右衛門の一向宗が発覚して没収され、宗門方御借地となつていたものである。文政末年ごろの城下地図（薩藩沿革地図）には、御小納戸附御借地・御厩附御借地などが散見されるが、いずれも何らかの科によつて没収された屋敷であらう。加治屋町の大久保家も御厩附御借地である。正次郎の借地は僅かに一七坪半の中屋敷である。武士町の標準一五〇坪に比べるとあまりにも狭い。幕末の城下地図を見ても町人町は道筋が多いので、その狭さが納得できる。屋敷は借地であつても、家・蔵・棚などは持主より買受けているので、代金五七貫五〇〇文を支払っている。安永四年二月、下町人となつたが、町並諸役は免じられた。同年六月、借地の払下願いが許され、百貫文の土地代を毎年一〇貫文づつ、一〇年年賦で支払うことになった。

唐通事には役料として禄米が与えられたことは前に述べたが、渡

世のため商売も営んだようである。同役が藩庁から質屋株を免許され、銀元を他人に貸し名代銀を受取つた文書も含まれている。正次郎が始めたのは昆布と山立（骨粉）の売買であるが、加世田居住を願ひ出て廻船業を受継ぐと、權利を他人に譲り免許も取消された。

安永六年、下町名頭となるが、翌七年、親が身弱く兄の病氣を理由に、郷里小松原の家事差引（廻船業経営）のため加世田在住を願ひ出て許されると、妻子共に小松原へ越し、大黒町の家屋敷は月一貫五〇〇文で借家に出している。願いと許可は始め九〇日であつたが加世田への中宿や加世田居住を再三願ひ出て、再び鹿兒島に住むことはなかつた。天明五年に下町年寄格となつたときも加世田在住のままであつた。

寛政元（一七八九）年八月、斉興初入部るとき御目見を仰付られ、小松原から出鹿する。中紙三束と片木は、銀三匁と拾文（三二〇文）を唐船改方へ出す。翌二年正月ふたたび御目見を仰付けられたが、病身を理由に出鹿せず中紙三束代・片木代を出しただけである。このころ家老も出座する造士館での唐話対談が増えている。

寛政八年六月、唐通事数十年の功が認められ、一代加世田郷士を仰せ付けられた。但し衆中並奉公は免じられ通事役だけを勤めればよかった。大目附以上または異国船掛役人への御礼廻り、親類中をあげての祝宴など、鹿兒島と加世田の両地で多忙をきわめた。城下大黒町の屋敷は倅源次郎の名儀とし、加世田の屋敷には格子門を新設した。同十二年の宗門改めに際して下大黒町年寄格から除かれ、加世田郷士五人組に加えられた。同十一年十一月、唐通事主取に任じられ切米五〇俵が与えられたが、翌々享和元（一八〇一）年六月病氣を理由に御役目御免を願ひ、八月に加世田在住と扶持米返上を

西暦	和暦年月	唐船漂着
1763	宝暦13年7月	出水脇本へ
1765	明和2年正月	坊津へ
〃	〃 2月	秋口へ
1767	〃 4年3月	屋久島へ漂着→山川へ
1771	〃 8年11月	串木野羽島浦へ
1773	安永2年3月	串木野羽島浦へ
〃	〃 6月	山川へ
1774	〃 3年11月	加世田片浦へ
1778	〃 7年11月	〃 〃
1779	〃 8年11月	山川へ
1783	天明3年6月	鹿籠枕崎へ→坊津へ
〃	〃 10月	永吉小野浜へ→羽島へ
〃	〃 12月	加世田片浦へ
1786	〃 6年4月	七島諏訪瀬へ→坊津へ
1787	〃 7年12月	秋目浦へ
1789	寛政元年4月	諏訪瀬へ→山川・片浦へ
〃	〃 11月	片浦へ
〃	〃 11月	片浦へ
1791	〃 3年2月	片浦へ
1792	〃 4年2月	片浦へ
1793	〃 5年7月	片浦へ2艘

正次郎の唐通事歴

願い出て許され、翌二年唐通事数十年の功をもって、一代加世田郷士から代々加世田郷士に仰せつけられた。このような例としては、天明五年に下町年寄格の小橋林蔵が、唐通事数十年の功によって代々郡山郷士になった記事があるので、鮫島正次郎だけが特例ではない。家老以下への御礼廻りは一代郷士成りのときと同じように盛大であった。

記録は文化三（一八〇六）年五九歳のとき、去年以来の病氣療養の届書関係で終わっている。なお慶応二年薩藩英国留学生となり、明治初年外交官として活躍し、同十三年パリに客死した鮫島尚信は、加世田市史では宗政から九代の後裔としているが、尚信の父が藩医の鮫島淳庵であった以外、祖先のことは明らかでない。尚信の身分も加世田郷士のままであり、城下士となることはなかった。尚信は

二本松馬場に生まれたが、履歴書では高麗町とあるのでのちに移居したのである。鹿兒島に居住していることから、本宗家ではなく分家筋の一族の者と考えられよう。

正次郎が指導した弟子は我が子二人を入れて七名になる。弟子中もっとも傑出したのは唐通事稽古から拔擢されて藩校造士館に学び、句読師となった石塚崔高であろう。崔高は明和五（一七七六）年加世田郷士石塚剛八の嫡子として生まれた。次郎左衛門と称し名を胤国、確斎とも号した。島津重豪に重んじられ、「南山俗語考」の唐名の校訂を担当した。のち藩命によって江戸昌平黌に学び古賀精里を師とした。文化八（一八一）年加世田郷士から城下士に列せられ、同十二年造士館助教を命じられたが病氣のため帰国できず、同十四年江戸で客死した。芝大円寺に葬られた（大円寺過去帳）。崔高について詳しくは、拙稿「西郷伝補説」（敬天愛人第十二号所収）を参照されたい。

本史料を利用した著作に武藤長平の『西南文運史論』があり、論文には原口邦紘氏の「薩摩藩浦方政策の一考察」がある。同氏は『坊津町郷土誌』の「津口番所と唐通事」の項でも活用している。最近では徳永和喜氏の「薩摩藩の唐通事について」（南島史学会五一号所収）がある。

卯四番唐船々連渡候漂流人一件全

天保三年に、長崎奉行大草能登守高好が、坊津に漂着した唐船と同船から送られてきた薩摩藩領漂流民を取調べ、勘定奉行土方出雲守勝正とその下役牧野長門守成文に報告した記録である。原本ではなく写本であるが、写本の経緯や筆者は明らかでない。昭和七年十

二月十六日購入の鹿兒島県立図書館の印がある。卯四番船とは天保二年卯年、南京船主李少白が長崎に派遣した船で、一一六人乗りの来航船である。送り返された薩摩藩領漂流人は、足輕船頭格西田賀藤次など一〇人であった。

同記録は次の八冊にまとめられている。

(一) 去卯四番唐船を送来候漂流日本人共引渡候義申上候書付 天保三年正月から五月までの長崎奉行所目安方の取調べ記録である。それは長崎奉行大草能登守に宛てた漂着唐船の送り状、二階堂主計など薩摩藩家老五人の連署状で始まる。正月二十二日唐船が長崎に着船すると、即日吟味次第を申渡し、翌日薩摩聞役にも伝えている。翌二十四日から日本人一〇人の漂流の吟味が始まる。吟味は毎日続く訳ではないが終ったのは五月十七日で、西田賀藤次以下疑わしい点はないとして、薩州聞役奥四郎へ引渡ししている。吟味の重点は、唐国でキリシタンの勤めがあったか、龍牌を持ち帰らなかったか、などである。帰国後はみだりに領内から住所を移すなどの申添えもある。唐国から持戻った所持品のうち、手紙類は一旦外国へ持出したという理由で焼却処分され、どうしても必要な手紙は開封のうえ渡されている。唐銀と唐銭は没収し、代りに相当の日本銀と銭が渡されている。五月十七日一件書類を揃えて勘定奉行へ報告して、一件の処理が終っている。

大日丸乗組員一六人の出身地は、船頭西田賀藤次・鍛練和田利左衛門・同西田伊平次は鹿兒島の荒田、船頭役格船附役長瀬早八は不明、水主では今泉浦三名、種子島四名、指宿一名、指宿摺之浜浦二名、秋目浦二名である。

(二) 漂流人持戻并貨物請取帳 衣服・小間物類の生活用品から諸道

具類・書面の類まで、持戻品一八〇種余、貨物一〇〇種余を書き上げている。珍品・奇品も含まれる。(三) 卯四番船日本人連渡候付差上候書付并和解 船主楊西亭と李少白が呈出した文書で、日本人十人を同船させた経過を簡単に述べたものであり、中国文と和訳文からなる。

(四) 卯四番船日本人連渡候付吟味仕候口書并和解 長崎奉行所の吟味に対する口上書である。楊西亭など九名の署名捺印がある。内容は(三)とはほぼ同じであるが、人名など本史料が詳しい。同じく中国文と和訳文からなる。

(五) 唐国江漂流仕候松平豊後守家来并同人領分之者拾人聞書 漂流から日本に送り返されるまでの経過がもっとも詳しい。中国の地名や役人名などについては、唐人に質問した注記も施されている。

(六) 唐国之様子漂流人共江相尋候趣申上候書付 内容的には(五)の十人の聞書と重複するが、取調べにあたった目安方役人がまとめたものである。項目は、人物・食物・家作・城郭・土地・草木・鳥獸・氣候・産業・耕作・祝儀・寺院などである。

(七) 漂流人持戻并貨物之品改帳 (二)とはほぼ同じであるが、貨物については注記があり、本史料が詳しい。

(八) 於唐国病死并溺死仕候者共名前書付 末尾の目録に見えるので、原本にはあったと思われるが写本にはない。内容的には(一)の末尾に見える名前と同じものと思われる。

右の記録によって、唐船から送られ無事に日本へ帰ってきた西田賀藤次以下一〇名の漂流記は、次のようになる。

一六反帆四八〇石積の藩船大口丸は、鹿兒島城下荒田の船頭西田賀藤次が、天保元年三月、喜界島に在番奉行として赴任する目付役

の肥後八之進と附役二人、用米五〇俵・大豆四七〇俵を積んで、水主まで一九人、三月二十一日鹿兒島を出帆、途中山川湊に繋船して同三十日出帆、閏三月一日口永良部島に繋船して同十五日出帆、同十七日喜界島に着いて交代を済ませた。

喜界島で肥後八之進と交代した左番奉行安山喜左衛門主従六人を加えて二人、年貢の黒砂糖百樽・尺筵七百束を積んだ大日丸は、六月二十六日喜界島出帆、途中奄美大島へ繋船して七月十日出帆、同十一日七島の臥蛇島沖で暴風に遭い、琉球へも薩摩へも着けず五島を目ざしたが、八月三日に着いたのは中国の浙江省寧波定海県の舟山附近であった。

中国の役人の取調べが始まる。言葉は通じないが、安田喜左衛門の筆談によって、日本人の漂流民として扱われることになった。日本へ送還するため、長崎への貿易船が出る近くの乍浦へ送られることになった。この間漂流民へ食費一日一人八〇文の銭が支給されている。十分とは言えないが、自炊で一日二食分の食料が確保できる額である。別の場所では賄いで二食が与えられることもあるので、日本人の漂流者が案外多かったのであろう。現に卯一番・三番船からも送られているし、南海に漂流して中国に送られてきた備前の漂流民と同居したこともある。

舟山で水主庄蔵が病死すると、寺の墓域へ葬り「大倭人庄蔵」と刻んだ墓石も建ててくれた。乍浦で彦右衛門が病死したときも同じである。葬儀の模様など日本とは少し違うが、僧侶による読経、墓前の備物、その後の参拝など、残った漂流民に納得できる措置であった。大日丸が破船して航行不能を知ると、船の処分について、船頭西田賀藤次は国法に従うと答えている。漂流船に対する中国の国法

は、船・船具と積荷の黒砂糖を買取ることであつたらしい。積荷のうち尺筵の記事がないのは、難破時に海へ投捨てたのであろうか。渡された唐銀は、船・船具代一四〇文、黒砂糖代三一四文。長崎で日本銀に代えて渡された額は、一貫七三七匁余と三貫九一五匁余であった。個人の荷物は没収されることなく、ほぼ全部を持ち帰っていることは、持戻り候品書に明らかである。

十二月九日、浙江省嘉興府平湖県乍浦に着く。ここでは貿易商十二家荷主楊嗣亭の出店が居所となり、唐人通事の世話役が付いた。一人銭九百文づつの小遣いが与えられ、紙代・煙草代などに使ったという。六月六日暇乞いの料理はご馳走である。同九日日本へ向け出帆した。中国から長崎への船は、六月から十月ごろまでに出航し、翌年三・四月ごろ長崎を出るのが通例になっていた。漂流民二〇人は顔遠山の船へ安田喜左衛門など一〇人、楊西亭の船へ西田賀藤次など一〇人が分乗して出帆したが、賀藤次らが乗った船は同十七日暴風に遭い、二十五日に乍浦へ引返した。後で聞いた話だが、安田喜左衛門らに乗せた船は暴風で破船し、十人とも溺死したことが知られた。また半年ほど滞留することになる。銭八百文づつが与えられ、前と同様一ヶ月に一度湯屋へも案内された。十月に備前国の漂流民が送られて来たが、同じ日本人でありながら階上と階下に住んであまり話もしなかったようである。

十一月初めにふたたび暇乞いの料理二六種が出され、賀藤次ら一〇人は李少白の船で十二日出帆した。またもや暴風に流され、十二月八日坊津に漂着、藩は先例によって長崎に送ったが、挽船であつたので正月二十二日に長崎へ着いた。

海難事故に対して、揚子江下流域に生まれた媽祖信仰は、中国南

部の海岸や台湾・琉球などで広く信仰されたといい、長崎の崇福寺など中国系の寺に祀られて厚く崇敬されていた。薩摩藩でも来航船の指標の一つになったとされる野間岳の山頂に娘媽神像が祭られていた。野間権現の別当寺であった加世田愛染院の僧侶が、長崎に来航する中国商人の依頼をうけ、八月十月の来航時に野間岳に籠って安全祈願をする慣わしであった。野間権現は島津日新が崇敬したこともあり、歴代の藩主も代参を送るなど格別の崇敬をうけていたが、いつのころか西宮三体の祭神は、火闍降命・彦火々出見命・火明命から、娘媽神・千里眼・順風耳の三体に入れ代り、娘媽は女神であることから菩薩像として祀られていた。野間権現の祭事に使われた御神輿の杉丸太は、愛染院僧侶の手によって海難よけの護符に作成され、多くの船が備えたというので、薩摩藩領でも広く信仰したといわれるが、賀藤次らは乍浦の媽祖神社に参詣しても、媽祖のことは知らなかったようである。大島を出て始めて大日丸が暴風に見舞われたとき、船頭以下乗組員がしたことは媽祖神に助けを求めることではなく、武士は刀や鏡を、水主などは衣服を、さらにまげを切つて髪を海中に投げ入れ、海神の怒りを解くよう八大龍王に祈ることであった。これは日本古来の海難事故の際に取られた神仏への祈りであろう。慶長二年朝鮮出兵で島津義弘に従った大島忠泰の記録〔大島久左衛門忠泰高麗道記〕旧記雑録後編卷二十九でも、まず積荷を捨て、口々に仏の名を称え、刀を海中に投げ、龍王へ祈りを捧げている。

犯科帳

長崎奉行所の犯科帳のうち、文化五（一八〇八）から同八年にか

けての薩摩藩関係分を書き写したもので、当時の長崎奉行は曲淵甲斐守景露である。唐国に漂流して中国の来航船から送り返されたのは、藩船永柳丸と下町松村良右衛門持船長久丸との二隻の乗組員である。永柳丸には船頭秋目の源五郎ほか、水主は秋目浦一八人、加世田小浦一人、山川村一人の二一人が唐船二隻で、長久丸には沖船頭下町堀江町の貞次郎、水主は秋目浦六人、種子島九人、指宿摺之浜浦二人、今和泉一人、垂水一人、鹿兒島下町一人、ほかに同乗した沖水良部島民五人、計二六人が唐船二隻で送り返されている。長崎奉行所での吟味は、前に見た大日丸乗組員ほどの詳しい記録ではないが、ほぼ同じような処理がなされていたことがわかる。この頃の漂流民たちは死罪を中渡されることもなく、キリシタンへ勧誘の有無を問われ、疑わしい点がないとして、江戸へ何いいうえ国許に帰されるが、薩摩領分以外に居住することは禁じられる。持ち帰った所持品は検査のうえ全て与えられるが、唐銀・唐銭は全て没収し、それに相当する日本の銀銭が与えられた。琉球から薩摩への屈状など文書類は、一旦外国へ渡ったという理由で焼き捨てられた。

秋目浦の宝福丸は徳之島からの帰途漂流して、長崎月見村のうち網場浦に漂着したが、船頭次助が船体修理の費用を得るため、積み込んでいた無切手の黒砂糖を、廻船問屋豊吉を介して長崎の本古川町砂糖屋利七へ売り渡そうとして、値段が合わないことから不正が発覚した。関係者のうち、徳之島勤番の横目山田四郎右衛門は叱り、宝福丸船頭次助は急度叱り、網場名諸国廻船問屋豊吉は所預のうえ過料三貫文、本古川町砂糖屋利七は無構の処分であった。

異国船方御手當写

天明八（一七八八）年異国船掛から川辺郷へ与えられたもので、以前の定めを再度通達したものである。異国船の来航または漂着に際して、発見した者は直ちに鹿兒島城下へ注進させ、奉行頭人が出向いて処理する定めであった。その急用のため人馬を用意、警備に参加する郷士の武器弾薬の手配、百姓や馬人足も歛・鎌・なた・よきなどを用意せよとの、細かい規定もある。

郷士の出動態勢については、領内を出水・阿久根、川内、串木野、日置・伊集院、加世田、秋目・指宿、古江・佐多、内之浦・志布志の七地区に分け、加勢として近くの郷を指定し、次に近い郷から一番一備、二番一備、三番一備に割当て、郷士の二男・三男から出す人数を定めている。三番一備はかなり遠方の郷が含まれる。

坊津津口番所書類

大正八年十月二十五日書写されたものであり、巻末に片山信太郎寄贈とあるが、書写した当人かどうか明らかでない。

異国船方條書 以前に渡して置いた條書が消失したので、寛政四年に異国船掛から再度与えられたものである。本文中の四月とは、「列朝制度」（藩法集8鹿兒島藩）にほぼ同文の條書に享保九年四月とあるので、同年と考えたい。領内各地の津口番所に同内容の條書が備えられていたのであろう。内容は異国船の渡来や漂着船の処理についての細々した指示である。

条書断翰 写本では異国船條書附録と題している。其一の内容はオランダ人の様子書である。

此節從 公儀格別之以思召被仰渡候ニ付我領内之海岸に到る各江申論 幕府の通達をうけて、薩摩の領主名で出したもので、異国船

と対応のマニュアルである。薩摩領土の名で、異国船が薪水食糧を要求するときは与えて早々に去らせ、もし商売のための来航であれば、当地では応じられない旨を伝えて断らせている。また異国船へ与える具体的な食品名も列記されている。

其二は、天保五年に異国船掛から与えられたもので、津口番所にオランダ船の図・オランダ人の図と添書・南蛮船の旗印の図などが備えられていたことがわかるが、ともに図は欠落している。

旅人江番人より相添候書付之案紙扣 六十六部など他領から領内の神社仏閣へ参詣する旅人へ、番所が渡していた送り手形の見本である。

坊津津口番所江被渡置候御兵具入付帳 文化十二年に兵具所から渡されたもので、津口番所常備の武器弾薬備帳である。

唐船漂着記

元文六（寛保元一七四一）年正月に、中国南部財閥の商船が佐土原領海に漂着したとき、佐土原藩や本藩鹿兒島藩、薩藩飫肥藩などがとった対応を、物語風に述べたもので、きちんとした記録ではない。巻頭では長崎を長島と書くなど筆写の誤りもみられる。漂流唐人を長崎送りにする際の警備の人数には、多分に誇張があろう。筆者の見解では、宝永五（一七〇八）年屋久島に潜入したイタリア人宣教師シドッチを長崎に送るとき、領内の陸路では警固一行約八〇人、土地の郷士一八人、合わせて百人前後の警備であったと推定している。但し船主沈知天以下乗組員全員の氏名、唐人の髪・衣服などとは見聞そのものであろう。

漂流民に対する日本と中国の扱いに相違があるのは当然であろう

が、中国では船・船具・積荷などを買取り（卯四番唐船が連渡候漂流人一件参照）、佐土原では船は残らず焼き捨てている。船代を与えたかどうかは記載がない。但し薩摩領に漂着した破船は焼却することなく、曳船をつけて全てを長崎に送っており、漂着した朝鮮船も焼け残りの船体まで長崎に送ったこともあるので、佐土原での船体処理は不法のものであろう。個人の持物については日中西国とも本人に与えている。見物人については、中国では多数が押しかけて交通整理をするほどの人出であったが、佐土原では見物を禁じ、特に女子供は人払いまで命じている。

漂着船の処理と長崎送りには、本藩の鹿兒島から役人が三人の唐通詞を連れて出向いているが、町人森山権九郎・大平六郎右衛門・福屋喜右衛門のうち、森山と大平の二人は「譯司冥加録」にも見られる唐通事である。

例言

一、本史料集には、鹿兒島県立図書館所蔵「譯司冥加録」上・下「卯四番唐船が連渡候漂流人一件全」「犯科帳」「異国船方御手當写」「坊之津津口番所書類」「唐船漂着記」を収載した。いずれも写本である。

二、原稿作成と印刷に際しては、できるだけ原本の体裁に従ったが一部二段組にしたところがある。

三、印刷に際して、原則として原本の字体によったが、一部当用漢字に改めたものがある。また変体仮名はすべて通用体の平がなに変更した。但し江・者・茂・而・与については、活字を小さくしてそのまま使用した。

四、本文には適宜、読点・並列点などを付した。

五、不明か所は□□ または□□ □□で示した。

六、本史料集の原稿作成と校訂は宮下満郎が担当した。

目次

一 譯司冥加録上	9
二 譯司冥加録下	63
三 卯四番唐船々連渡候漂流人一件全	77
(一) 去卯四番唐船々送來候漂流人一件	77
(二) 漂流人持戻并貰物請取帳	93
(三) 卯四番船日本人連渡候付差上候書付并和解	101
(四) 卯四番船日本人連渡候付吟味仕候口書并和解	102
(五) 唐国江漂流仕候松平豊後守家来并同人領分之者拾人口書	104
(六) 唐国之様子漂流人共江相尋候趣申上候書付	117
(七) 漂流人持戻并貰物之品改帳	120
四 犯科帳 文化五年九月、同六年九月	127
五 犯科帳 文化七年、同八年	129
六 異国船方御手當写	130
七 坊之津津口番所書類	133
(一) 異国船方條書	133
(二) 条書断簡	135

(三) 此節從 公儀格別之以思召被仰渡候ニ付	135
我領内之海岸に到る各江申諭	
(四) 旅人江番人より相添候書付之案紙扣	136
(五) 坊ノ津津口番所江被渡置候御兵具入付帳	137
八 唐船漂着記	139
(一) 唐船佐土原城海江漂着之事	139
(二) 唐船江打手向ふ事	139
(三) 四十三人唐山人陸江上る事	140
(四) 偽書之事	140
(五) 壳船ニ付諸士帰る事 付唐山人文書事	141
(六) 唐山人名記之事 附身上之事	141
(七) 隣国取沙汰之事	142
(八) 薩摩より御引請ニ而加勢人数之事	143
(九) 唐人帰道之事	144
(十) 薩州人数大勢来る事	144

譯司冥加錄上

(表紙)

譯司冥加錄上

譯司冥加錄上

「鮫島正次郎
唐通事記」

寶曆十一年辛巳三月、正次郎十四歳ニ而鹿兒嶋江差越、下南林寺門
前居住栗野武左衛門所江罷居候而、唐通事田中貞助殿江入門、稽古
ニ打立候事、

乍恐口上書を以申上候

加世田小松原之

仁右衛門子

正次郎

私事、唐通事相勤申候ニ付、先頃御當地江居住被仰付、段々難有仕

合奉存候、就者兼而被仰渡置候者、先々相應之弟子をも教立、御
用筋相勤候様ニ可心掛旨、難有承知仕置候、依之奉願上候、右之正
次郎事當年十四歳ニ罷成申候、生附学文等心掛候ニ付、唐通事稽古
仕度旨承届候ニ付、當春より内々唐音教立試申候處ニ、別而音律能
御座候間、自分物入ニ而稽古為仕、御用ニ相立申度、親共并ニ至私
念望ニ奉存候条、唐通事稽古御免被仰付被下度奉願上候、左様ニ御
座候ハ、私宅江召置随分指南仕、往々御用相勤候様ニ教立申度奉
存候、尤加世田浦之儀者、毎度唐船漂着之場所ニ而も有之、且又右
式下地能付候条、何とそ奉願上候通御免被仰付被下候様ニ、被仰上
可被下儀奉願上候、以上、

唐通事

田中貞助印

巳八月十二日

右ハ、師匠より異国方御座江被差上候事、

小松原之

正次郎

右者、願之通唐通事稽古被仰付候段、可申渡旨、町田主計殿御取次
を以被仰渡候間、其旨可申聞候、

八月

唐船方請込

右者、麻上下着用、於鷺之間承知仕候事、

未七月、出水脇元江唐船漂着、船主蘇州人宗麗者、以後改名宋敬亭
と申候事、通事阿久根より被差越、正次郎事為見習自分ニ差越候事、

明和二年乙酉正月六日、坊津江唐船漂着、本通事小橋林藏・稽古草野藤内被差越候、正次郎事見習自分ニ而差越候、尤御座江内、申上置候事、

明和二年乙酉二月九日、秋日江唐船漂着、本通事田中貞助・稽古通事鮫嶋正次郎被差越候事、

手形

馬壹疋 口引有

稽古通事

鮫嶋正次郎

右者、秋目へ唐船漂着に付、急ニ而被差越候間、宿次往來送届、受取置候様可被申付也、

郡奉行

酉二月九日

田中治右衛門印

面高善右衛門

かこしま諸所

郡見廻中

写

御扶持米拾八俵

唐通事稽古加世田小松原之

鮫嶋正次郎

右者、唐通事自分稽古田中貞助弟子申付置候处、及五ヶ年御當地江差越居稽古方出精、唐船漂着場江も毎度罷越御用相弁候付、此節御扶持米、右之通被下置候条、猶又致修練、往、御用相勤候様可心懸

候、右申渡候様唐船方受込江申渡、首尾懸江茂如例可申渡候、

七月

左京

附筆

「御扶持米被仰付、難有奉存候、為御礼參上仕候

鮫嶋正次郎」

右之通、御扶持米三石六斗被成下候事、

但酉ノ年被仰付候、麻上下着用、於鷺之間承知之仕候事、

祖父河南市郎左衛門事、寛文五年乙巳二月、於協元御飯屋

寛陽院様御上意ニ而、嶋津図書殿・新納又左衛門殿・諏訪采女殿・

新納大内藏殿を以、通事役被仰付候、其後於阿久根御飯屋被仰付候

者、町人鐸入脇差御法度候得共、河南市郎左衛門・天水彦左衛門儀

者御奉公相勤候条餘人相替り候間、在所ニ而者脇指迄ニ而、他所出

之時分ハ大小御免被遊、殊ニ唐船漂着之時分者衣類等見苦敷無之、

長崎ニ而着仕候衣類同前ニ而、唐船江乗り可申候次第ニ者可被付御

心由、阿久根地頭町田勘解由殿御取持ニ而、嶋津図書殿より桂奎之

助殿を以被仰渡候事、

右之通、祖父市郎左衛門、阿久根衆中御赦免願之節差上置候願書ニ

相見へ居申候、右口上書差上置、市郎左衛門事相果候故、口上書相

下り候、其後伯父五右衛門右之趣を以御訴申上候處ニ、願之通御赦

免被仰付候、外ニ證文等曾而無之候、為御覽書付進候、以上、

河南市郎左衛門

丑二月

濱田市兵衛殿

中山伊右衛門殿

東助左衛門殿

右ハ、元録十二年己卯年五右衛門殿願書ニ写之候事、

右之書付写、小橋早左衛門殿ヲ借用写置者也、

明和四年丁亥三月、屋久嶋江地廻り唐船漂着、山川江送来、本通事
小橋林蔵・稽古通事・鮫島正次郎被差越候事、尤屋久嶋通事中嶋全助
山川迄送來候、

人馬手形如例

乍恐口上覚

唐通事稽古加世田浦

鮫嶋正次郎

右者、去巳年唐通事稽古御免被仰付、折角指南仕候處ニ、去酉年御
扶持米三石六斗御見合被仰付、愈以難有奉存候、右正次郎事脱跡下
地能者ニ而、當年迄七ヶ年之間一入出精仕候ニ付、最早無殘處稽古
成就仕、今通ニ而も相應之御用筋をも相弁申長ニ御座候、尤其内唐
船場江茂毎度被差越御用相勤來申候、乍然被船或者、楫帆柱造調等
入組候御用者、一廉修鍊之功無之候而者、全不相弁儀共有之候、依
之恐多申上事ニ奉存候得共、右正次郎事、来子ノ春々而年程、長崎
修鍊被仰付被下度奉願候、當分何人差越居候得共、草野藤内儀者當
暮迄ニ而、兩年修鍊相仕舞申賦ニ奉存候、奉願通御免被仰付被下候
ハ、右藤内跡引次ニ來春差越申度奉存候、於長崎者師匠相頼、旁
修鍊之功入申場所ニ而御座候、前、より稽古下地相應之者ハ、兩年
又者三ヶ年程長崎修鍊被仰付御先例も御座候、尤正次郎事漸、師匠
をも仕、且又先様相應之御用ニ相立持合之者ニ御座候間、何卒諸事

跡、之通ニ而、兩年長崎修鍊被仰付被下度奉願上候、此等之趣を以
御免被仰付被下候様ニ、被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事

田中貞助印

亥六月

右、師匠々異国方御座へ被差上候事、

写

唐船方請込江

唐通事稽古加世田小松原之

鮫嶋正次郎

右者、數年南京通事致稽古、相應之御用相達者ニ候得共、猶又於長
崎通事之内師匠相頼、兩年程修鍊被仰付度旨、師匠田中貞助申出候
付、長崎稽古被仰付候条罷越、御屋敷江罷居随分出精可致稽古候、
師匠方附届等諸事為給分、一詰銀三拾七枚半ツ、被下、往來人馬船
賃銀先例之通申付候、

但拾ヶ月一詰之積候、

右、申渡候様可申渡候、

九月

仲

右者、亥ノ九月御免被仰付候事、

手形

馬一疋 口引有

加世田小松原

鮫嶋正次郎

右者、長崎へ通事為稽古被差越候間、加世田乘船之所迄宿次送付、受取置候様可被申進也、

郡奉行

石原助右衛門印

子四月三日

鹿兒嶋諸所

郡見廻中

唐船方請込衆々長崎御屋代服部武右衛門方へ、御書付御渡被遊候ニ付、持越候事、

子ノ四月中旬、自船徳元丸々差越候、供人小松原之清六相頼、台列候、

長崎御屋敷長屋二階へ住居、御賦銀之儀ハ、御屋代方々月、受取候事、

乍恐口上書を以申上候

私事、長崎稽古二十ヶ月御免之上被差越置、来年正月迄十ヶ月一詰ニ而罷帰申答御座候、右ニ付奉願候、正月罷帰申候而者稽古中絶仕、習覚候儀も疑敷御座候ニ付、何卒来年十一月迄直ニ被召置、稽古被仰付被下度奉願候、左様御座候ハ、御蔭を以稽古仕度念願ニ奉存候、成合申儀ニ御座候ハ、右之趣を以被仰上被下度奉願上候、以上、

唐通事稽古

鮫島正次郎

子十月十二日

折田清右衛門様

右ハ、十二月廿日、児玉主藏様々御免之趣承知仕候事、

長崎西中町、呉南溪と申隠居人江師匠相頼候、

児玉主藏様・長崎喜清太様唐音稽古御差越ニて、田原弥藤次も差越居候、稽古之儀ハ、皆々右之南溪先生ニ候、

長崎御付人折田清右衛門様代り、丑ノ年木場傳内様ニ候事、丑ノ十一月、長崎相仕舞帰国いたし候、

乍恐口上覚

加世田小松原之

鮫島正次郎

右正次郎事、私弟子ニ被仰付置、多年於御當地稽古為仕、其内唐船方御用之節者本通事江被召付、毎度首尾能相勤来申候、去ル子年長崎稽古之御願申上候處ニ、難有御免被仰付、去年十一月迄二詰相仕廻罷帰申候、依之申上候、右正次郎生付律儀者ニ而、就中長崎詰中別而出精仕、唐話并文才方格別相勝、往々差立而御用相達申者ニ御座候間、一往御當地江被召置被下候ハ、猶又学文方ニも入精、先々師匠をも仕、尤唐船漂着破船場共ニ為入組、御用筋取計候次第等も獨立相達候様ニ取仕立置、且又常分私方江被召付置、餘多人数の弟子共江も指南為仕候ハ、猶以功積申儀ニ御座候、右鉢之者山舎江被召置候而ハ残情ニ奉存候間、右之正次郎事何卒御當地江被召置、重疊乍恐、兎や角取續候様ニ被仰付被下度奉願上候、左様ニ御座候ハ、外弟子共勵ニも可能成儀ニ奉存候間、乍恐此等之趣を以、被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事

田中貞助

寅ノ二月十一日

右、師匠々異国方御座へ被差上候事、

唐通事田中貞助より、加世田小松原之鯨島正次郎、御當地江被召置被下度旨、願申出様有之、

写

本文願之通令免許候旨、唐船方受込江申渡、首尾係江可申渡候、

四月

主馬

右ハ、寅ノ四月御免被仰付候事、鹿兒島へ居住いたし候、

請取留

玄米三斗三舛六合先

稽古通事

鯨島正次郎

右者、屋久嶋へ唐船漂着ニ而山川へ送來候節、差越相勤候應日数、
老身旅込實被成下候旨、亥ノ五月廿一日、小林仲太兵衛様御取次以
御證文被仰渡候、已後山川與森方々、本行之員数相渡候書付差出候
ニ付、取込ニ相成り上納也、

加世田与大浦下代

亥七月三日

安岡為兵衛印

右、上納方無出入相濟候事、

写

唐船方請込江

御扶持米貳拾五俵

唐通事稽古加世田小松原之

鯨島正次郎

右、唐通事致稽古、御扶持米拾八俵被下置、唐船漂着場江も毎、差
越御用相弁、於長崎茂両年致修鍊、通弁江御用立者候間、此節御扶
持米七俵被相重、右之通被下置候条、猶又無油断可致出精候、右可
中渡旨可申渡候、

七月

左京

右ハ、卯ノ十月御扶持重被仰付候事、麻上下着用、於鷺之間承

知之、

御扶持重被仰付、難有奉存候、為御礼參上仕候、

唐通事稽古 鯨島正次郎

「一唐通事、中講堂へ繰廻勤方被仰付候事、

一於講堂、唐話対談被仰付候事、春秋二度ッ、」

稽古通事加世田之鯨島正次郎事、當分下六日町江致中宿居候付、
町役方江被仰渡置被下度、願申出趣有之、

写

本文申出之通申付候条、此旨申度、町奉行江茂可中渡候、

十一月

左京

右之通、村橋左膳取次を以被仰渡候間、申渡候也、

町奉行所

卯十一月五日

下町

年行司
年寄

右之通被仰渡候間、此旨申渡候、
卯十一月五日

年寄中
年行司

六日町

嶋名九兵衛殿

松元藤次殿

武林善兵衛殿

月行司衆

右ハ、六日町へ借宅、町并諸奉公方不致候事、

明和八年卯十一月十日、串木野羽嶋浦江唐船漂着、本通事市来湊之
江夏休右衛門被差越、鯨島正次郎事稽古通事として、鹿兒島々被差
越候事、

写

唐通事稽古

鯨島正次郎

右者、串木野羽嶋浦江唐船壹艘致漂着候ニ付、為通事今日急ニ而差
越候、勤方之儀ハ、警固番江得差圖可相勤候、
右、可申渡候、

十一月十日

左京

人馬手形如例

はり紙、本文、伊十院迄ハ札馬を以送届候様、可申付候也、

卯十一月十日

鹿兒嶋五組

馬さし

郡奉行

乍恐口上書を以申上候

私事、去寅ノ春、師匠田中貞助々長崎稽古之首尾申上候節、一往御
當地江被召置被下候ハ、通事方并学文等ニ心掛申度旨、右貞助依
願難右御免被仰付、混与御當地江罷在出精仕申候處ニ、去卯十月御
扶持米重等難有被仰付、其加至極奉存候、然處在所加世田江無據用
事有之、御暇申上長、滞在仕居申候、就者右貞助奉願通難有被仰付
候ニ付、下六日町之内借宅ニ而罷在申候得共、右申上候用事之儀ニ
付、在所親元頃日不統ニ罷成、何とも御當地江借宅ニ而罷在、渡世
続方相調不申、適、難有被仰付残情ニ奉存候得共、右式之儀ニ御座
候間、今一往在所江罷帰、続方之方便折角相調申度奉存候、左様御
座候ハ、在所江罷在中候而も、無油断勤方心掛可申候間、加世田
近邊之浦、江唐船方御用之節者、私方江勤方被仰付被下度奉願上候、
乍恐此等之趣被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事稽古

辰ノ二月

鯨島正次郎

右書付、辰ノ春異国方御座へ差上候事、
願ノ通御免有之、加世田江差越居候事、

唐通事

大平六郎右衛門

山中貞助

小橋林藏

右者、大嶋之儀當分通事多人數有之候付、通事為稽古罷登候儀被差留候、乍然於嶋ニ教立、下地格別ニ亘者ハ一往御當地江被招呼、吟味之上稽古可被仰付候、尤病養等ニ付致上国、於御當地稽古願出候而茂、此涯被仰付間敷段、大嶋代官江被仰渡候之間、若内ニ而稽古いたし度相頼候者有之候ハ、御差図無之候間、教立間敷候、此旨申渡候、

四月

唐船請込

右、三人江被仰渡候書付、留置者也、

乍恐口上書を以申上候

私事、唐通事勤方ニ付、先達而御當地居住被仰付置、去冬御扶持米重等被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、然処ニ當分借宅ニ而罷在候付者、借屋賃并渡世方ニ付、難有被成下候御扶持迄ニ而者続兼申候故、一ヶ年ニ大概銀貳三百目ツ、自分失墜ニ罷成申儀ニ御座候故、脱躰小身者、内、別而難儀仕罷在候、依之乍恐奉願上候、此節下町之内宗門方御取揚屋敷御座候由、内、承知仕申候、私式近頃恐至極奉存候得共、相成申儀ニ候ハ、右御屋敷何とそ一往御借地ニ被仰付被下度奉願上候、左候ハ、御蔭を以輕キ家作等相調、家賃之世話相通往、安堵仕、專稽古方出精仕、御用筋相勤申度念願奉存候条、御差支無之儀ニ御座候ハ、何卒奉願通御免被仰付被下候様ニ、被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事稽古

辰ノ五月

蛟嶋正次郎

右ハ、異国方御座へ差上候事、

唐通事稽古蛟嶋正次郎、當分借宅ニ而罷在候付而者、借屋賃并渡世方ニ付、内、別而難儀罷在候間、此節宗門方御取揚屋敷、一往御借屋敷被仰付被下度旨、願申出趣有之、

写

本文願之通御借屋敷申付候条、唐船方請込より可申渡旨申渡、宗門方首尾相済候節屋鋪引渡候様、是又可申渡候、

六月

左京

右之通、辰六月御免被仰付候事、麻上下着用、於鷺之間承知之、

乍恐口上覺

先達而宗門方御取揚屋敷、私方江御借屋敷御免被仰付難有奉存候、右之家藏家主江内、相談仕、私方江買取申候、依之乍恐奉謝候、屋敷御引渡之節、家置付ニ而御引渡被仰付被下度奉願候、左様御座候得者、内、別而仕合ニ奉存候条、成合申儀ニ御座候ハ、乍恐奉願通御免被仰付被下候様、被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事稽古

辰ノ六月十日

蛟嶋正次郎

右ハ、願之通御免被仰付候事、

錢五拾七貫五百文 家藏并棚其外諸物代

但辰ノ六月十九日、川越金左衛門へ相渡候、

右之通ニ而、屋敷御引渡相済、太黒町宗門方御屋敷江居住いたし居候事、

名嶋精次郎・田中貞次郎・小橋喜作・山川衆中有馬源八殿、唐音稽古ニ被參候事、

乍恐口上書を以申上候留

私事、唐通事勤方被仰付置、御扶持米等難有被成下、冥加至極奉存候、依之奉願上候、親小橋早左衛門相果申候ニ付而、私居屋敷并家内相係り候町并之御奉公相勤申等ニ奉存候間、恐至極ニ奉存候得共、町并之諸公役御先例之通、同役共同前ニ御免被仰付被下度奉願候、左様御座候得者、御蔭を以往、御用筋相勤申度奉存候条、乍恐奉願通御免許被仰付被下候様、被仰上可被下儀奉願候、以上、

唐通事

辰ノ十月

小橋林藏

右書付、林藏殿願書留置候也、

乍恐口上書を以申上候留

下町名島武兵工子

名島精次郎

私共師匠亡森山権九郎事、唐通事勉方ニ付段、難有被仰付、計統^{マツ}森山嘉七江も通事勤方被仰付置、難有仕合奉存候、然處ニ右嘉七事、去年十月病死仕候ニ付、跡目相統仕者無之候、権九郎一生之内唐通事勉方ニ付而者、差立而勤功茂有之者ニ御座候、尤當分相勉候南京通事、都而権九郎手筋を以、相用筋堅固ニ相勉来申候、師匠家跡断

絶仕候ニ付而ハ、何共無本位仕合ニ罷成申候、依之乍恐奉訴候、右精次郎事當年十五歳ニ罷成、生付学文等ニ心掛、下地相應之者ニ御座候、通事稽古為仕候ハ、御用ニ相立可申程合之者ト、私共存寄申候間、唐通事稽古御免許被仰付被下度奉願上候、於御免者、往々森山権九郎養子ニ仕度、親類共申談候段承知仕候間、奉願通御免許被仰付可被下儀奉願上候、左様御座候ハ、鮫島正次郎方江相附稽古可為仕候、此段被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事

辰ノ十二月七日

小橋林藏印

右同

田中貞助印

右同

大平六郎右衛門印

右、三人方異国方御座へ願被申上、御免被仰付候、尤正次郎弟子被仰渡、麻上下御用、於鷺之間承知之仕候事、

写権九郎方へ有之、

〔附差〕唐通事稽古御免被仰付、難有奉存候、為御礼參上仕候、

森山権九郎

〔附差〕森山権九郎唐通事稽古、私弟子御免被仰付、難有奉存候、為御

礼參上仕候、唐通事 鮫島正次郎

安永二年癸巳三月、串木野羽嶋浦へ唐船漂着、為通事鮫島正次郎被差越候事、

写

唐通事稽古

鯨嶋正次郎

右者、串木野羽嶋浦へ唐船壹艘致漂着候付、為通事今日急ニ而差越候、勤之儀者警固番江得差図可相勤候、

右、可申渡候

三月五日 主馬

人馬手形 如例

写

唐船方請込江

唐通事稽古

御切米四拾表

鯨嶋正次郎

右、唐通事致稽古、御扶持米式拾五表被下置、毎度唐船漂着場江差越、獨立御用相弁候付、此節本通事被仰付、御切米拾五表被相重、右之通被下置候条、先様致出精、弟子を茂取立候様可心掛候、
右、可申渡旨可申渡候、

六月 主馬

右者、巳ノ六月、本通事被仰付候、麻上下御用、於鷺之間承知之仕候事、

附考

「本通事被仰付、雖有奉存候、為御礼參上仕候、

唐本通事 鯨嶋正次郎」

安永二年癸巳六月、山川江唐船漂着、本通事鯨嶋正次郎・稽古通事今井平助被差越候事、

写

唐通事

鯨嶋正次郎

稽古通事

今井平助

右者、昨廿三日、山川江唐船壹艘致漂着候付、為通事今日急ニ而差越候間、勤方之儀者警固番江得差図可相勤候、

右、可申渡候、

六月廿五日 主馬

手形

夫式人 馬くり替

唐通事

鯨嶋正次郎

右者、山川江唐船致漂着候付、急キニ而被差越候間宿次送届、受取置候様可被申付也、

郡奉行

内田喜三右衛門印

巳六月廿五日

かこしま所々

郡見廻中

覚

口用夫式人

唐通事

鯨嶋正次郎

右者、山川江唐船致漂着候付、急キニ而被差越候間宿次送届、直ニ
ちん銀受取候様可被申付候、以上、

郡奉行

内田喜三右衛門印

巳六月廿五日

鹿兒嶋諸所

郡見廻中

覚

一夫式人 馬くり替

一口用夫式人

唐通事

鮫嶋正次郎

居所下大黒町

御代官所留

覚

銀錢米入用次第

唐通事

鮫嶋正次郎

右者、山川江唐船漂着ニ付被差越候間、警固番差賦ニ其方受取置、
御物方々可申渡候、左候而、相渡候米之員数此うらへ可被書出候、

表方代官

巳六月廿五日

山川与諸所

桐野源六郎印

下代中

右ハ、人馬くり替ニ而、小橋林藏殿所々駕籠借用差越候事、

乍恐口上書を以申上候留

質屋老軒

右者、私弟子森山権九郎江唐話指南仕申候處、下地能先様御用ニ相
立可申者ニ御座候、依之恐多奉存候得共、此節下町名島虎助銀元仕、
質屋召立申度旨相談承申候間、右権九郎江質屋家部它軒御免被仰付
被下度奉願上候、於御免者早速々相立させ、御法様之御札銀上納可
仕候、左様御座候得者、権九郎ニも御蔭を以相應之助勢ニ罷成、猶
又稽古方出精為仕、往々御用相立候様仕度念望ニ奉存候、御繁多之
御恐入奉存候得共、御憐愍之上、奉願通御免被仰付被下候様、被仰
上可被下儀奉頼上候、以上、

唐通事

巳ノ八月廿四日

鮫嶋正次郎

右ハ、安永二年八月中、御免被仰付候写并書付等、諸事権九郎方
へ有之、権九郎事年々名代銀受取候事、名嶋傳左衛門者所之質屋
ニて候事、

乍恐口上書を以申上候留

名嶋精次郎

右者、去辰ノ十二月、唐通事亡森山権九郎跡養子之願申上候處ニ、
願之通私弟子ニ被仰付難有仕合奉存候、右精次郎事、此節森山権九
郎と改名仕、下呉服町名頭ニ罷成申候、依之恐至極ニ奉存候得共、
右式名頭ニ罷成申候得者、町并諸勤方等有之儀ニ御座候、権九郎事

(義)

稽古未就ニ而御座候得共、唐話并学文方折角出精仕、往、御用相立者ニ御座候間、一身ニ相掛り申候町并之勤方、御免許被仰付被下度奉願候、左様御座候ハ、御蔭を以亡父之家跡相続仕、專御用筋相勤申候様出精仕申度念願ニ奉存候条、成合申儀ニ御座候ハ、何卒御免被仰付被下候様、被仰上可被奉頼上候、以上、

稽古通事

巳月 日

鯨嶋正次郎

右ハ、巳ノ春異国方御座へ差上御免被仰付候写等、権九郎方へ有之候也、

有馬源八

森山権九郎

右、御用候間、明日四ツ時麻上下着用ニ而、其方召列罷出、我々方江首尾可申出候、 巳上、

四月廿二日

唐船方請込

唐通事

鯨島正次郎殿

右、召列罷出、於驚之間御扶持米被成下候旨、承知之仕候事、安永三年甲午ノ年御免被仰付候、写権九郎方へ所持有之候事、

写

唐船方

通事 江

唐船・朝鮮船漂着之節、無用之諸舟并無用之人近寄、又者唐人江文字為書取候儀共、堅御禁止被仰渡置候付、取違者無之筈候得共、若

不案内ニ而、右舩之儀有之候而者不可然候条、兼而中渡置候通締方猶又稠敷申付、係り之所役速茂本舩江乗り候節者、時々其節、差引人江首尾可申出旨諸浦江中渡候間、通事共ニ茂其旨を存、御用ニ付本舩江乗り候節者随分氣を付、見物等ニ差越候者も候ハ、可差置候、尤通介為修鍊自分ニ差越候通事共ニ茂、本舩江乗り候節者取引人江其首尾申出、諸事緩無之様可相心得候、

七月

仲

右、可申渡旨可申渡候、

安永三年甲午十一月、加世田片浦江唐船漂着、本通事鯨嶋正次郎・稽古通事小橋金次郎被差越候事、

仲様々被仰渡候写如例、

午十一月廿九日

手形

夫 馬くりかえ

覚

口用夫 如例

郡奉行

午十一月廿九日

川上出右衛門

市来次右衛門

かこしま所、

郡見廻中

右ハ、くりかえ夫式人、口用夫式人、都合四人ニ而谷山迄乗り、谷山々助夫等有之差越候事、御代官所免如例、

唐通事

鯨嶋正次郎

右者、此節下町人ニ被召成ニ付、諸帳面仕付申渡、通事相勤候内者御當地町通事同前、町并諸役差免候条、如例可申渡候、

二月廿五日

異国方

右之通、村橋左膳取次を以被仰渡候間、此段可承置也、

町奉行所

未三月四日

下町

年寄

年行司

右之通被仰渡候間、此段可被承置候、以上、

未三月五日

年寄中

年行司

大黒町

田実休左衛門殿

岸尾甚兵衛殿

柴山次郎右衛門殿

右之通、下町人ニ被召成候段被仰渡、承知之仕候事、

口上覚 案紙留

肥前国長崎體性寺弟子

年何才

何かし

右者、此節用事有之罷越申候、御国滞在中私方江召置中度御座候、

尤外城江差越候節者、其首尾可申上候条、被召置被下候様ニ御中上可被下儀奉頼候、以上、

未四月

大黒町

九州問屋

小村喜作殿

右ハ、長崎之師匠吳南溪薩摩為一見被差越候付、差出置候書付之留、

乍恐口上書を以申上候

私事、勤方ニ付御當地居住被仰付、去ル辰ノ年、依願下大黒町之内、宗門方御取揚屋敷、往御借地ニ被仰付、雖有仕合ニ奉存候、直ニ居住仕罷在申候、然處當二日下町人ニ被召成、誠ニ以難有冥加至極ニ奉存候、依之私式再重御訴訟申上候段恐至極奉存候得共、右御借屋敷、何卒十ヶ年^賦府上納之筋ニ而、私方江申受ニ御免被仰付被下度奉願上候、左様御座候ハ、住居安心仕、往、専唐船方并弟子共指南方等出精仕、御用筋相勤申度念願ニ奉存候条、何卒御憐愍之上、奉願通御免被仰付被下候様、被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

唐通事

未六月

鯨嶋正次郎

右ハ、異国方御座へ差上候事、

唐通事下町人鯨嶋正次郎より、下大黒町之内江中受屋敷之願申

趣有之、

写

本文御勘定奉行しらへ之通、代錢百貫文ニ而、壹ヶ年拾貫文ツ、拾ヶ年府上納中請申付候条、唐船方請込・宗門改方江可申渡候、

六月 主馬

右、願之通中請御免被仰付候事、尤毎年八月中、かね蔵へ上納、かね蔵請取ニ宗門方合印取置候事、

西田町名頭加納利左衛門

率利兵衛子

平兵衛

右、御用之儀有之候間、明日四ツ時麻上下着用ニ而、其方召列驚之間江罷出、我々方江首尾可申達候、以上、

八月七日

唐船方請込

唐通事

鮫嶋正次郎殿

附箋

「唐通事稽古御免被仰付、難有奉存候、為御礼参上仕候、

加納平兵衛」

附箋

「加納平兵衛、唐通事稽古私弟子御免被仰付、難有奉存候、為御礼参上仕候、

唐本通事 鮫嶋正次郎」

右ハ、未ノ年唐通事稽古御免被仰付候、召列罷出於驚之間承知之仕候事、写平兵衛方へ所持有之也、御礼廻り諸事如例相済候事、

安永五年申ノ十二月、昆布一山商売願書物、異国方御座へ差上候事、願書物留別紙ニ有之、

西三月、願之通米ル子ノ年より三ヶ年、御免被仰付候事、御免之写紛失いたし候、但写御證文巻通、松村源左衛門方へ附屬之節相渡候

付、此方無之候事、

乍恐口上覚

屋敷壹ヶ所

下大黒町名頭亡岩元次郎左衛門

男子次右衛門

右者、宗門方御取揚ニ相成、去ル未ノ年私方江、代銀年府上納ニ而申請ニ被仰付、其節屋敷御引渡相済、直ニ私罷居申候間、新御目録被仰付被下度奉願上候、古御目録之儀者、宗門御方江御取揚ニ相成居申候由承知仕申候間、此段成合申候様ニ被仰上可被下儀奉願候、以上、

唐通事

酉ノ五月廿三日

鮫嶋正次郎

下町御年行司

小山伊左衛門殿

屋鋪目録写

南口三間三尺式寸七分

西入口四間六尺式寸五分

中屋敷十七歩 五合八夕式才

北後三間三尺式寸七分

東入五間五寸

大黒町名頭

鮫嶋正次郎

右者、大黒町名頭岩元次郎左衛門居屋敷ニ而候處、相果候故次郎左衛門養弟金左衛門江致附屬、名頭成之願申出候付、金左衛門名前目録相渡置候處、次郎左衛門男子次右衛門、一向宗依科屋敷御取揚相成、右正次郎依願、代銀年府上納中受之願申出、願之通被仰渡候付、

屋敷目録書改可相渡旨、御勘定所々任問合日録相改者也、

町奉行所印

安永六年酉六月九日

三雲元兵衛

福山平大夫

上村笑之丞印

篠崎藤太左衛門

下町

年行司

大黒町名頭

鯨嶋正次郎

右之通、屋敷御目録御免被仰付候間、白今已後堅固ニ格護被致候様可被申渡候、已上、

下町年行司

小山伊左衛門印

酉ノ六月九日

乙名頭

永田仁左衛門殿

右同

横山傳左衛門殿

右屋敷目録書通、六月九日判屋手傳衆重信市郎兵衛殿より受取、乙名衆方江差出、大黒町畦高帳借受、年寄筆者有村八左衛門殿江相頼、會所畦高帳引合仕付相済、當番年寄岸尾新左衛門殿見届印申受給り、同十一日右八左衛門より目録受取、畦高帳巻冊永田仁左衛門殿・横山傳左衛門方へ、於御屋敷返納いたし候、目録之儀ハ宗門方御座へ

年府相済迄御預りニ相成候付、同日右之目録書通并錢式百文目録代、外ニ錢三貫文、年行司判屋江波江野金十郎へ持せ差遣候、此分ハ名頭ニ相成候へハ、祝料として差出ス規之由ニ候、目録之儀ハ年行司衆より町御座へ被差上、宗門御方へ有之候事、

前之方壹組

水間長左衛門

横山平左衛門

日高仙左衛門

波江野甚兵衛

田実休左衛門

同 壹組

永田仁左衛門

田原源左衛門

永田甚右衛門

黒岩いぬ

国林善左衛門

先き方壹組

横山傳左衛門

谷村ミヤ

川越駒右衛門

荒木長八

宮内周次郎

口上覚

私事、宗門御方屋敷江罷居候処ニ、一向宗御改方ニ付、名頭永田甚右衛門借家駒右衛門與合ニ被召入置候處、當酉ノ六月九日大黒町名頭ニ被召成候ニ付、名頭山元市右衛門與合ニ被召入候様ニ、御申上可被下儀奉頼候、以上、

大黒町名頭

酉ノ六月廿九日

鯨嶋正次郎

大黒町

乙名頭衆中

大平六郎右衛門

田中貞助

小橋林蔵

鯨嶋正次郎

一大嶋八人

一徳之嶋五人

一喜界嶋四人

一沖永良部嶋四人

右者道之嶋唐通事・稽古通事、當分多人数有之候ニ付、向後者右之通被為置候間、致稽古度申もの有之候而茂、御差図無之候ハ、教立間敷候、此旨申渡候、以上、

戌二月

唐船方請込

乍恐口上書を以申上候留

私事、唐通事稽古被仰付、折角出精仕罷在申候、其内唐船漂着之節ハ為見習勤方被仰付、先達而依願質屋老軒難有御免被仰付置、其上去春御扶持米一石八斗被成下、難有仕合冥加至極ニ奉存候、然處ニ此節下町之野田利助より内談仕候者、下町へ質屋家部老軒御免被仰付被下候ハ、銀元仕取立申度旨承申候、依之私事外ニ助成ニ相成候儀も無御座、別而不統ニ而罷候間、私式重疊御訴訟ケ間敷申上候段、近頃以恐入奉存候得共、何卒質屋家部老軒御免被仰付被下度奉願上候、於御免者早速取仕立、御礼銀等堅固ニ上納仕、且又私ニも年名代銀相受取申事ニ御座候、左様ニ御座候得ハ相應之助勢罷、御陰を以猶又稽古出精仕、往々御用筋相勤申度念願ニ奉存候条、御憐憐之上、奉願通御免被仰付被下候様ニ、被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事稽古

月 日

森山権九郎

右願筋、内、世話いたし候處、御免被仰付候事、

昨日御問合申置候名頭成祝料、當分諸勘定致事ニ御座候間、御渡可被成候、

大黒町

乙名頭

戌三月八日

鯨嶋正次郎殿

追而、子細御聞届被成候ハ、黒岩金右衛門宅へ御出可被成候、

請取

錢五貫文

右者、御方名頭成ニ付、祝料として先規之通、右員數儘ニ相受取申候、以上、

大黒町

乙名頭

戌三月九日

永田仁左衛門（花押）

横山傳左衛門

鯨嶋正次郎殿

右ハ、餘人相對ニ而屋敷買取、名頭成ニ而候ハ、祝料可差出儀ニ候、正次郎儀ハ御上より被仰付候而罷在候ニ付、錢差出スニ不及筋ニ候へ共、少シ計之儀いろ申よりハ、差出候筋可^{（マメ）}内、承り候事も有之、右之通祝料差出候事、

乍恐口上書を以申上候

私事、唐通事勤方ニ付、段々難有被仰付、專唐船方御用筋相勤来り申候、然處ニ私親并兄弟、在所加世田小松原江罷在渡世之徑當仕居申候處、去ル未ノ年より打続大病相煩、折角養生仕候得共于今身弱、其上阿親共三年老ニ罷成候、付而者所帶方等之世話仕候者外ニ無之、内、必至と行迫り難題ニ罷成申候得共、とや角仕来り申候處ニ、當年ニ罷成、私差越諸事差引仕不申候而不叶次第ニ成立、必至と行廻り申候、依之乍恐奉願上候、私事當年中御暇被仰付被下度奉願上候、於御免者早速より罷越差添候而、親并兄養生方仕、勿論家内萬端之致差引、往々取続候様仕居置申度念願ニ存申候、尤其内唐船方御用之節者、只今之通り勤方被仰付置可被下候、誠ニ以私式段々難有被仰付候上、御訴ケ間敷申上候段、恐至極ニ奉存候得共、右ニ申上候通り、親元無據行迫り申候間、何とも難止仕合ニ罷成、無是非奉願上候条、御憐愍之上、何卒奉願通御暇被仰付被下候様ニ、被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事

戌ノ二月十七日

鼓嶋正次郎

右書物、異国方御座江差上候事、

唐通事鼓嶋正次郎より、加世田江親并兄罷在身弱、其上阿親共二年老ニ相成候付、差越諸事差引仕度、御暇之願申出趣有之、

写

本文願之通申付候、

二月

帶刀

右ハ、願之通御免被仰付候、難有仕合ニ而、三月中鹿兒嶋諸事相仕廻、家内召列小松原江引越候、尤垣田貞右衛門殿所より打立候、

跡居家之儀、重信金右衛門と申人江為致借宅置候、借屋ちん錢老ケ月ニ壹貫五百文ツ、相究受取候事、垣田貞右江門殿・名嶋武兵衛殿肝煎世話ニ相成候事、
加納平兵衛
稽古未熟ニ付、小松原江付越稽古いたし候故、直ニ列立差越稽古仕候事、

乍恐口上覚

私親加世田小松原江罷在候處、兄大病相煩、而親共老年ニ罷成、看病等も心之屈兼候様御座候得者、家内之諸差引等之儀一圓相調不申、必至と行迫難題罷成候故、當春奉願候趣有之、日数九拾日御暇被成下難有奉存、三月廿日加世田江罷越、何致差引等仕候處、兄病氣も漸々快方ニ而罷成候得共、多年之大病ニ而急ニ全快之程合も相見へ不申候處、御暇日数も去ル廿三日迄管合申候故、罷歸其段申上候、依之重疊恐多奉存候得共、右之通阿親共老年ニ罷成、諸事之差引等仕候儀も相調不申、外ニ差添世話仕具候者も無御座、必至と行迫罷居申候間、何とそ一往加世田江中宿御暇被成下度奉願上候、左様御座候ハ、御蔭を以何致之差引等仕、兄事者養生方一遍為仕度奉存候、左候而右御暇中、加世田表者勿論、何方ニ而も唐船漂着等之節者、御差図次第随分無滞御用相勤候様仕度奉存候、私式段々難有被仰付置候上、ケ様御訴申上候儀恐至極奉存候得共、右次第ニ而無是非不顧恐奉訴候間、御憐愍之上、奉願候通御免被仰付被下度奉願候、兄事寸切と全快不仕候而も、兎哉角家内之差引等仕候程罷成申候ハ、早速罷歸候様ニ可仕候間、此等之趣を以、何分ニも被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事

戌ノ六月廿日

鯨嶋正次郎

右書物、異国方御座へ差上候事、

唐通事鯨嶋正次郎より、加世田小松原江實父罷居候ニ付、當三年中宿御暇之願申出趣有之、

写

願之通申付候、

七月

帶刀

右之願、難有御免被仰付候事、

安永七年戌十一月、片浦江唐船漂着、津口御番人より問合申来候ニ付、鯨嶋正次郎差越候、稽古通事小橋金次郎鹿兒嶋より被差越候事、

夫・馬くりかへ并口用夫如例、

但小松原浦役所分被申渡、営房村より夫参り候事、

唐船方より唐通事并唐通事稽古、鰐入脇差帶候儀、得御差図趣有之、

写

本文唐通事、三町年寄ニ可準候、稽古之儀者、長壹尺三四寸迄之鰐入脇差可帶候、

六月

帶刀

右、鹿兒嶋通事中江被仰渡候写ニて候、

写

此節、町人又者浦人、鰐入脇差帶候儀御制禁被仰渡候ニ付、唐通事

共儀如何可被仰付哉之旨、得御差図候處、本通事之儀者鹿兒嶋三町年寄ニ被準候、稽古通事之儀者壹尺三四寸迄鰐入脇差可帶旨、帶刀殿被仰渡候間、當分其訴住居、鯨嶋正次郎事ハ三町年寄準、鰐入脇差帶候様申渡、田原弥藤次儀ハ壹尺三四寸迄鰐入脇差可帶旨、可被申渡候、此段申越候、

但銘、中渡、相濟候ハ、便宜を以其首尾可被申出候、

六月廿九日

唐船方

加世田

暖衆中

右之通、安永八年亥六月廿九日之仰渡、七月二日於小松原承知之仕候事、

安永八年己亥九月廿九日、桜嶋大ニ炎上、死人等多有之、山本先生様桜嶋炎上記有之候事、

安永八年亥十一月、鹿兒嶋へ差越居候處、山川へ唐船漂着、本通事鯨嶋正次郎・稽古通事大平弥三次被差越候事、

但垣田貞右衛門殿所より打立候事、

写

唐通事

鯨嶋正次郎

稽古通事

大平弥三次

右者、昨廿四日山川江唐船壹艘致漂着候ニ付、為通事今日急ニ而差越候間、勤方之儀者、警固番江得差図可相勤候、

右、可申渡候、

十一月廿五日 帶刀

手形 夫 馬くりかえ
覚 口用夫 如例、

郡奉行

亥十一月廿五日

内田喜三左衛門印

かこしま所々

郡見廻中

御代官所免如例、

写

唐船方江

外城江罷居候唐通事共、繰廻講堂勤申付置候得共、以来差越相勉不及候、御當江罷居候通事共之儀者、此内之通可相勉候、

右、可申渡旨可申渡候、

五月

仲

右之通、町田幸太郎殿御取次を以被仰渡候間、其許江罷居候通事江右之趣可被申渡候、此段宿次を以申越候、以上、

唐船方

丑五月晦日

岩元次左衛門

平田藤九郎

加世田

暖中

右之通被仰渡候間、各被得其意、支配中通事江仰渡之趣を以可被申渡、此段申渡候、以上、
此表、願之通申付候条、如例可申渡也、

亥十一月廿八日

御勝手方印

取次

大野隼人

御勘定奉行

町奉行

物奉行

唐船方

右、願之通御免被仰付候事、

書物留

来子ノ年々先三ヶ年、昆布一手壳、私江御免被仰付候御證文迄通、此節御方江致附属名代替仕、附属銀錢高百拾貫文ニ相究、受取申處別条無御座候、尤年数之内万一御取揚之儀も御座候ハ、月割を以附属銀之内返并可仕候、若又御札鯉節・昆布方之儀ニ付、御方御仕損シ有之御取揚ニ相成候節ハ、右返并可仕候、為其證據人相立書物如此御座候、以上、

安永八年亥十一月廿日

當人 鯨嶋正次郎印

證據人 藤山半左衛門印

右同 小橋林蔵印

松村源左衛門殿

深江太郎兵衛殿

書物留

来子ノ年より先三ヶ年、昆布一手売御方江御免被仰付候御證文迄通、此節私江被成付属、名代相替、附属銀錢高百拾貫文ニ相究、相済申所別条無御座候、尤年数之内、万一御取揚之儀も有之候ハ、月割を以附属銀之内受取可申候、若又御礼銀節・昆布方之儀ニ付、私仕損シ有之御取揚ニ相成候節ハ、右附属銀之内受取不申候、為其證據人相立書物如斯御座候、以上、

安永八年亥十一月廿日

松村源左衛門印
深江太郎兵衛印

鮫嶋正次郎殿

藤山半左衛門殿

小橋林藏殿

預り手形留

錢八拾貫文

十二月廿日限

右の通、慥ニ預り申候處別条無御座候、御入用之時分ハ、此手形引替ニ相渡可申候、依而預り書如此御座候、以上、

亥十一月廿三日

深江太郎兵衛印

鮫嶋正次郎殿

右ハ、三十貫文廿日ニ受取、八十貫文ハ垣田貞右衛門殿々御受取被下筋ニ頼置候、無出人諸首尾相済候事、

乍恐口上書を以申上候

私両親加世田小松原江罷在候處、老年ニ而殊ニ病氣有之、兄罷居中候得共大病相煩、而親之看病又者家内之差引等も難仕御座候付、去ル戌ノ年奉願越有之、而三年御暇被成下難有奉存、親元江罷越而親之看病、次ニ者家内之差引等仕申候處、御暇年数も當年迄ニ而等合申候故、此涯御當地江罷帰御用相勉申度奉存候得共、而親共猶以老年ニ罷成、其上父親事者、當夏より大病ニ而、今以全快不仕、兄事者先年之大病後于今身弱御座候得者、私此涯罷帰申候而者、老親共之看病仕候者も無御座、必至と行迫り罷在中候、依之私式段、難有被仰付置候上、又、御訴申上候儀誠ニ以恐至極ニ奉存候得共、右次第三ニ而無是非不願恐奉訴候間、何卒御憐愍之上、一往加世田江罷居候筋御咄被成下度奉願候、左様御座候ハ、御蔭を以老親共之看病且者家内之差引等も仕度奉存候、尤加世田江罷居候内、片浦江唐船漂着之節ハ、度、罷越御用相勤為申儀御座候間、此以後迎も、加世田者勿論何方浦ニ而も唐船漂着之節者、御差回次第、随分無滞御用相勤候様仕度念願奉存候間、此等之趣を以、奉願通御免被仰付被下候様、被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

唐通事

鮫嶋正次郎

丑ノ九月八日

右之通、書物異国方御座へ差上候事、

下町人唐通事鮫嶋正次郎より、而親加世田小松原江罷在、老年殊ニ病氣有之、看病并家内之差引等仕度御暇之願申出、願之通御暇被下置候處、當年迄年数等合、又、御暇之願申出、左候而

最寄浦、江唐船漂着之節者、無滞御用相勉申度願申出趣有之、本文願之通、一往加世田江罷居候様申付候条、最寄之浦江唐船漂着

之節者、無滞差越相働候様可申渡旨、唐船方江可申渡候、

九月 仲

右之通、今日町山幸太郎殿御取次を以被仰渡候間、此段申渡候、以上、

九月十一日

岩元次左衛門

右ハ、天明元年丑九月、願之通加世田江居住被仰付候事、難有仕合ニ而、親兄看病諸事安心仕候事、

天明二年寅ノ五月、渡世統方之ため商売方一手願申上候書物、別紙ニ留有之、異国方江相付願書差上候事、正次郎鹿兒嶋垣田氏江滞在いたし居候事、

写

此表郡奉行調之通、山立之儀者鯨嶋正次郎、鮪鯨立之儀者下築町五郎右衛門江、年数四ヶ年ツ、令免許候条、作人共差支無之様可申渡候、万一買下方相滞差支候様、又者不立聞得度候ハ、取揚一方江相片付候様可申付候、右ニ付而者如例可申渡也、

寅七月五日

御勝手方印

取次

大野掃部

町奉行

御船奉行

物奉行

郡奉行

唐船方

右之通御免被仰付候、諸事仕向手當等かたゝ、別紙書付・諸帳面等有之候事、尤卯正月より一手商売ニ打立候事、

天明三年癸卯六月、鹿籠枕崎江唐船漂着、坊津江接入候、鹿籠役人衆より問合中来候ニ付、鯨嶋正次郎差越候、稽古通事大平弥三次鹿兒嶋より被差越候事、

夫馬くり替井口用夫如例、

但小松原浦役所より被申渡、常房村より夫参り候事、

天明三年癸卯十月、永吉洋江唐船漂流、伊作郷士年寄・小野濱、役所衆々問合有之、田原弥藤次事ハ病氣ニ而不差越候、鯨嶋正次郎事親病氣ニ而看病いたし居候得共、急場之御用無是非則打立、小野濱江差越候、唐船之儀ハ、串木野羽嶋へ接入候筋ニ唐船主江対談申聞、永吉役所へ立歸り候處、鹿兒嶋より唐船差引伊藤孫市様、稽古通事森山権九郎被差越候付、永吉打立皆、羽嶋へ差越候事、

夫馬くり替井口用夫如例、

但書同断

右唐船方勤御用向大概相片付候付、正次郎事親看病御暇申上、十月廿六日小松原へ帰宅仕候、跡御用筋勤方等之次第、諸事権九郎へ指南申含置候ニ付、稽古通事志人ニ而差支無之事、

天明三年癸卯十二月、鹿兒嶋へ差越候處、加世田片浦へ唐船漂着、本通事鯨嶋正次郎・稽古通事小橋喜作被差越候事、

但垣田貞右衛門殿所より打立候事、

写 如例

手形

馬宅定 口引有

唐通事

鯨嶋正次郎

右者、加世田片浦へ唐船致漂着候ニ付、今日急ニ而被差越候間、宿次往来送届、受取之置候様可被申付也、

郡奉行

卯十二月十日

竹内市郎右衛門印

市来新左衛門印

かこしま諸所

郡見廻中

右ハ、駕籠借用不相調候ニ付、無是非人馬手形申受、馬より小松原迄乗り、小松原々駕籠ニ而片浦へ差越候事、

天明三年癸卯十二月四日、先達而御免被仰付置候山立・粉立一手商売、御取揚ニ相成候事、尤外へ御免之鯨立・鯨立も、同前御取揚相成候事、

天明四年辰二月、山立・粉立年数四ヶ年御免、卯十二月御取揚被仰付候、卯正月より同十二月迄年中御礼銀十枚、割月数十一ヶ月分、外ニ辰二月一ヶ月分三わり利、都合分高、二月廿四日かね蔵へ上納仕、かね蔵受取ニ合印有之別紙本書有之事、

同年二月、加世田郷土石塚剛八殿嫡子石塚次郎左衛門殿、内、唐音稽古被相来、指南申候事、

乍恐口上書を以申上候

私事、此節鹿籠漂着唐船坊津江挽入候ニ付、早、罷越相勤申候處、唐船主より差出候書付之内ニ、船底相損、汐入多、荷物茂濡候由之書付屯通有之候付而者、則船主方江糺方仕、委承届候而、所役、衆江茂右之段相達申答御座候處、無其儀候故、直ニ役、衆方右書付被差上候、且唐船御差引人様御差越之節、早速右之趣申上答御座候處、毛頭氣相付不申罷居申候處、唐船御改様御差越ニ而、右船底相損候書付之儀ニ付御糺方被仰渡、其節存當驚人、何とも大形至極恐入奉存候、唐船之義ハ別而被入御念儀ニ御座候得者、萬端氣を付申答御座候處、旁以不念之至、今更必至与迷惑仕候、右ニ付而者、何分ニも御差図次第御断申上度奉存候間、乍憚此等之趣を以成合候様ニ、被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

唐通事

卯七月三日

鯨嶋正次郎

右ハ、卯ノ七月御用有之、鹿兒嶋へ差越候處、右書付可差上旨被仰付候、則差上候處、又、御用有之、驚之間へ罷出候處、唐船御改衆方、以後勤方念入随分氣を付候様被仰渡候旨被仰渡、難有奉承知候事、誠ニ不調法之至、恐入奉存罷帰候事、

御扶持米被下置候稽古通事之事

通事見習

通事自分稽古之事

通事稽古

右之通、此節被相替、書付等ニも可相認旨被仰渡候条、當分其元小松原江被差置候唐通事鯨嶋正次郎江、可被申達候、以上、

辰三月十三日

唐船改

加世田

郷士年寄中

覺

石塚剛八嫡子

石塚次郎左衛門

右者、爰元之儀毎度唐船漂着仕場所ニ而、唐通事をも被召立置候處、先頃相果、當分者通事無御座候付、急御用之節差支申儀も可有御座候、然處、右次郎左衛門事生附学文等ニ心掛申候ニ付、唐通事稽古仕度念望有之、當分爰元江被差置、唐通事下町人鯨嶋正次郎江内、受指南、折角出精仕候處、下地茂相應有之段師匠よりも承申候、何とぞ稽古御免被仰付被下度奉願候、左候ハ、猶又為致出精、往、御用相達候様可為仕候間、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

郷士年寄

辰三月

川村覺右衛門印

右書付、加世田御地役所江差出候様、内、承知之被差出候、唐船方々鯨嶋正次郎江御尋有之、弥相違無御座候付、稽古御免被仰付被下度段申上候事、

加世田郷士年寄より、郷士石塚剛八嫡子石塚次郎左衛門、唐通事稽古御免被仰付被下度旨、願申出趣有之、

写

本文石塚次郎左衛門事、唐通事稽古中付候条、加世田地頭用達江申渡、唐船改承届、唐通事鯨嶋正次郎方致指南候様可申渡候、

四月

大進

唐通事稽古御免被仰付、雖有奉存候、為御礼參上仕候、

石塚次郎左衛門

右之通、唐通事稽古御免被仰付候、麻上下着用同道罷出候、正次郎於鷺之間承知仕候、次郎左衛門事於桃之間被致承知候事、御礼廻り如例、尤御地頭所江者次郎左衛門殿老人被罷出候事、

口上覺留

私事、此節於講堂唐話対談被仰付、往来送人馬自分雇を以罷越中候間、御法様之賃飯米相渡候様、被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

唐通事稽古

加世田郷士

辰八月廿八日

石塚次郎左衛門

乍恐口上覺

私居屋敷下大黒町、宗門方御取揚屋敷之御御借屋敷被仰付置、去ル未ノ六月依願、代錢百貫文ニ而、壹ケ年ニ拾貫文ツ、十ケ年府上納申請ニ被仰付、當辰ノ年迄十ケ年皆上納仕候、此段首尾申上候、左候而、去ル西ノ六月、私名前ニ御改被仰付候屋敷御目録、其節差上置申候間、此節相渡候様被仰付被下度奉存候、此等之趣被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事

辰九月二日

鯨嶋正次郎

右書付、異国方御座へ差上、御目録相渡候様御頼申上置候事、辰

八月廿七日、皆上納相濟候、十ヶ年府上納かね蔵受取書、別紙ニ有之候事、

唐通事之儀、是迄肩書名字之名茂、已來見習通事迄者書下名字被仰付候、左候而、書下相成身分之格式迄茂、相替候様心得違、不都合之いたし方有之者、無名字可被召成候条、此旨致承知、弟子中へ不洩様可相違候、已上、

唐船改

市來四郎太

二月七日

岩元次左衛門

唐通事

鮫嶋正次郎殿

一肩書名字之儀、

公儀は勿論、御国家ニ而も無之事候而不相弁候間、向後一統被相迫、是迄肩書之儀者、又者末、迄も都而書下被仰付候、尤士縁與御免之差別等之儀ハ、身分之格式先規之通被仰付事候間、且又書下相成候ニ付、身分の格式迄も相替候様ニ心得違、不都合之いたし方有之者者無名字可被召成候条、心得違無之様可申渡候、

正月

近江

仲

御取次

伊地知嘉右衛門

右ハ、二月十二日諸所へ被仰渡候写ニ而候事、

唐通事下町人
鮫嶋正次郎
右、御用之儀有之候間、麻上下致着用、召列可罷出也、

町奉行所

巳三月三日

下町

年寄

年行司

大黒町名頭

鮫嶋正次郎

右者、忌御免被仰付、別紙之通御用之儀被仰渡候間、通達相届次第早、差越候様被仰渡候、此段申達候、以上、

下町年寄

巳三月三日

小山伊左衛門

右之通、垣田貞右衛門殿方々飛脚参り候、翌四日正次郎母忌中候へ共、月代仕鹿兒嶋へ差越候、垣田氏へ止宿、

写

唐通事下町人

鮫嶋正次郎

右者、多年唐通事相勤、唐船漂着等之節毎度被差越、御用無滞相弁弟子を茂餘多取仕立、專御用達候、御取分を以、此節下町年寄格被仰付、市中格式

御目通罷出候儀共、本役同前被仰付候、

右、如例可申渡候、

三月

仲

はり紙

「本文之通、顯姓左京取次を以、可仰渡候、

巳三月五日」

附箋

「下町年寄格被仰付、難有奉存候、為御札參上仕候、

唐通事鯨島正次郎」

右者、麻上下着用、小山伊左衛門殿同道町奉行所へ罷出、伊集院四郎様々直ニ承知仕候事、御札廻り旁如例、誠ニ難有仕合ニ而候事、

天明五年乙巳年、正次郎三拾八歳也、

写留

唐通事下町年寄格

小橋林蔵

右者、亡父より引継、数十年唐通事首尾克相勉、唐船漂着破船等之節毎度被差越、御用無滞相弁、嫡子小橋金次郎、二男小橋喜作、唐通事見習被仰付置、兄弟共御用達候付、旁御取分を以、此節代、郡山郷士被仰付、御當地江被召置候条、難有承知仕、到子孫不致忘却、通事無断絶可致修鍊候、

右、御格之通申渡、首尾掛江茂如例可申渡候、

三月

仲

右ハ、小橋林蔵殿御書付、留置候也、

屋敷目録 留

南口三間三尺式寸七部 西入四間六尺式寸五部 大黒町名頭

中屋敷 拾七歩 五合八夕式才

鯨島正次郎

北後三間三尺式寸七部 東南入五間五寸

右者、此節より名頭以上、書下名字被仰付候旨被仰渡候間、目録相改者也、

町奉行所印

天明二年寅六月廿八日

伊集院四郎印

福山平太夫

下町

年行司

右之通、御目録被仰付候間、自今已後堅固ニ格護可被致候、以上、

下町年行司

巳三月十六日

酒匂嘉右衛門印

鯨島正次郎殿

右御目録、宗門方々下り候由ニ付、相受致格護置候事、

乍恐口上書を以奉願候

私倅源次郎事、當年九歳罷成中候、此程々唐音指南方仕候處、下地茂相應有之、折角教立申候ハ、往々御用可相立与見及申候間、何卒唐通事槽古被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐通事

巳三月十六日

鯨島正次郎

右書付、異国方御座江差上候事、

写

唐船改江

唐通事鯨嶋正次郎俸

源次郎

右、唐通事稽古申附候条、正次郎々折角教立、往、御用達候様可心掛候、

右、可申渡候、

三月

仲

右ハ、巳三月十七日、麻上下御用有之罷出、於駕之間ニ正次郎承知仕候、御礼廻如例、

附記
「俸鯨嶋源次郎、唐通事稽古被仰付、難有奉存候、為御礼参上仕候、
唐本通事 鯨嶋正次郎」

口上覚

私共事、此節於講堂唐話對談被仰付、就御用往来送人馬白分雇を以罷越、御用相済罷帰申候間、御法様之賃銀米相渡候様被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

唐通事下町年寄格

加世田小松原居住

鯨嶋正次郎

唐通事稽古

加世田郷士

巳三月廿三日

石塚次郎左衛門

右書付、異国船掛御座へ差上、御代官所御書付迄相済、小松原御藏々賃銀米御賦り申受候事、

但唐船改衆御次書ニ、郡奉行衆御次書ニ而、御代官所へ被差遣候、代官所々小松原下代衆へ宛書也、

郷士并町年寄格ニ而唐通事相勤候者、御用ニ付御當地并諸所へ差越候節、着替持夫卷人ツ、被下来候得共、已来馬卷足ツ、被下候旨、先達而被仰付置候間、此節申越候条可被申渡候、以上、

唐船改

市来四郎太

平田藤九郎

巳三月廿三日

加世田

郷士年寄中

右、加世田郷士年寄所へ被仰渡候留也、

除證文 留

加世田

小松原浦名頭亡仁右衛門男子

札元庄次郎

札年式拾五歳 禪宗

鯨嶋正次郎

右者、唐通事被仰付、下町人ニ被召成候旨被仰渡置候ニ付、此節宗門手札御改ニ付、爰元帳面可相除候付、其元帳面ニ被書入、返證文可給候、尤此方江罷居中、御法度之宗旨ニ而無之候条、證文如此御座候、以上、

但手札壹枚相添差越候、

郷士年寄

天明六年午二月廿七日

是枝勘兵衛印

下町

年寄衆中

年行司衆中

返證文 留

加世田小松原浦名頭亡仁右衛門

男子

札年式拾五歳 禪宗

庄次郎

右者、先改ニ右之通手札申受候処、唐通事被仰付置、去ル西六月、御取揚屋敷右庄次郎依頼、年府上納申受ニ御免被仰付候ニ付、下町人ニ被召成、為名頭入来り申候、尤彼方江罷居候内、御法度之宗旨ニ而無之段承届申候、此節宗門手札御改ニ、此方帳面ニ書載可申候間、彼方帳面被召除候様御裏書奉頼候、以上、

下大黒町名頭鯨嶋正次郎与中

岩元喜右衛門印

有村長右衛門印

午三月十二日

山元四郎左衛門

平場主右衛門

西田市兵衛

下町

御年行司衆

(元略方)

此表與中々申出承届申候、此節宗門手札御改、此帳面書載可申候間其元帳面可被召除候、以上、

下町寄年行司

午三月廿九日

蓮香清左衛門印

加世田

郷士御年寄衆中

右、午ノ年御改有之、書付留置也、

天明六年丙午四月、七嶋諏訪瀬江破船唐人十五人乗船壹艘、坊津へ入津之段承及、鯨嶋正次郎小松原々差越相勤候事、

夫馬くり替并口用夫如例、

先日、唐話對談 御家老衆之為聞候処、何れ茂相應相通候、猶又無懈怠致出精候様、師匠共江申聞候様致承知候、

十月廿五日

唐船改

右ハ、聖堂ニ而對談被仰付、仲様被為下、右之通御書付を以被仰付候事、

乍恐口上覚

唐通事稽古

加世田郷士

石塚次郎左衛門殿

右者、去ル辰年唐通事稽古之願申上、私弟子ニ被仰付折角教立申候処、唐音下地好学文等心掛有之、無懈怠昼夜混与出精被致候故、稽古別而相進、唐口之書物茂無残相濟、小説類指南仕掛り申候、唐船漂着之節茂度、自分ニ罷越、唐人江對談等も有之候故猶以通弁宣、當分ニ而獨立御用相勤申程ニ御座候、右通格別出精之儀ニ御座候付、此段被聞召置被下度奉存上候、以上、

唐通事

未四月廿日

鮫嶋正次郎

唐船改御役中様

右書付、唐船方御座へ差上置候事、唐話對談ニ付源次郎召列差越候事、往來人馬如例、

写

石塚剛八嫡子

石塚次郎左衛門

右者、米月三日御用之儀有之候間、麻袴用意ニ而、來二日夜ニ掛ケ差越、我々方江屋申出、尤唐通事鮫嶋正次郎致同道候様可被申渡候、以上、

唐船改

未七月廿日

上村休兵衛

千田喜兵衛

加世田

郷士年寄中

右ハ、八月二日打立差越候、人馬頭見廻方々参り候事、三日、麻袴着用同道罷出、御扶持米三石六斗被仰付、雖有承知仕候、写次郎左衛門殿所持ニて候、御礼廻等諸事如例相仕廻候事、

写

唐稽古通事二階堂主計殿

地頭所加世田郷士石塚剛八倅

石塚次郎左衛門

右、学問下地相應之由付、右稽古兼帶ニ而、一往造士館内学寮江引

越申付、学問稽古付、當年々三ヶ年府学料より被下候条、両様共随分出精、先、御用立候様可心掛候、

右之通可申渡也、

八月

和泉

右之通、平田平太左衛門殿被仰渡候間、可申渡旨御地頭差図ニて候、以上、

用達

神宮司勘兵衛

荻谷善之丞

右ハ、次郎左衛門殿事難有被仰付、年中賄料老石八斗ツ、被成下候、自此学寮江引越ニて候事、

両方合五石四斗之御扶持方也、

天明七年未十二月、秋目浦江唐船漂着、秋目役、々問合有之段、加世田郷士年寄所々申來り、鮫嶋正次郎差越候、稽古通事石塚次郎左衛門鹿兒嶋々被差越候事、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

鮫嶋正次郎

右ハ、朔日秋目浦江唐船志艘卸碇候段申來候付、御當地々掛役、被差越候間、正次郎儀彼浦へ差越相勤候様可申渡候、以上、

唐船改

未十二月二日

千田喜兵衛

岩元元次左衛門

加世田

郷士年寄中

夫馬くり替并口用夫如例、

但書同断

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

鯨嶋正次郎

右正次郎忝

鯨嶋源次郎

右、四月三日於造士館唐話對談被仰付候間、前以差越、其届我、方江可申出候、此節者御家老衆被為下筈候間、尚病少、之儀迄者、押而可差越旨可被申達候、以上、

申三月十五日

日置五郎太

千田喜兵衛

岩元次左衛門印

加世田

郷士年寄中

附美

「御家老嶋津和泉様・二階堂主計様、御側役松崎次左衛門様、御用人島津主水様・喜入休左衛門様・御目附土持権之丞様・唐船方御役、様如例ニ而、對談首尾克相濟候」

右ハ、源次郎召列并丸野戌次郎殿も同道差越候事、

覚

久志秋目

丸野源藏二男

丸野戌次郎

右者、爰許之儀毎度唐船漂着仕場所ニ而御座候処、唐通事無御座ニ付、急御用之節差支申儀も可有御座候、然處右戌次郎事唐通事稽古仕度、唐通事下町人鯨嶋正次郎江内、受指南、當分折角出精仕候処、下地も相應ニ有之段、師匠より茂承申候付、何卒稽古御免被仰付被下度奉願候、左候ハ、猶又為致出精、往、御用相達候様可為仕候間、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

郷士年寄

申三月廿九日

小原休兵衛印

久木元傳右衛門印

御地頭所

御取次衆中

右書付、御地頭所へ被差上候事、

口上覚

久志秋目郷士丸野戌次郎殿事、唐通事稽古被奉願候付、下地何様有之候哉、申上候様被仰渡奉承知候、右戌次郎殿儀當年拾七歳ニ而、兼而學文心掛有之、私江唐音稽古之儀内、承、當分折角稽古有之候処、口合音律別而宜候付、教立申候ハ、往、御用相達可申下地御座候、乍憚彼表之儀も毎、唐船漂着も仕場所御座候処、右戌次郎殿儀下地も相應有之、右通懇望被仕候ニ付而者、此節自分稽古御免被仰付置候ハ、往、急事之御用茂相介可申積与奉存上候、此段申上候、以上、

唐本通事

申四月

鯨嶋正次郎

唐学御掛衆

久志秋目郷十年寄々、丸野源蔵二男丸野戌次郎事、唐通事稽古御免被仰付被下度旨申出趣有之、和泉殿々被渡候御書付之写、願之通稽古差免、唐本通事鯨島正次郎弟子申付候条、正次郎江者唐船改々可申渡候、

四月 和泉

右ハ、御用有之、麻袴着用同道罷出、唐通事稽古御免被仰付候、次郎左衛門殿同断承知仕候、御礼廻り等諸事如例、天明八年申ノ

二月々内、指南中候事、

唐通事稽古御免被仰付、難有奉存候、為御礼參上仕候、

同 丸野戌次郎殿、唐通事稽古私弟子御免被仰付、難有奉存候、為御礼參上仕候、

唐稽古通事 鯨島正次郎

口上覺

一馬老正 口印有

一着替持夫 老正人

鯨島正次郎 鯨島源次郎

私共事、此節於講堂造士館唐話對談被仰付、就御用往往送人馬・着替持夫自分層を以罷越、御用相済罷帰申候間、御法様之賃錢相渡候様被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

申四月十四日

鯨島正次郎

唐通事稽古

右同所居住

鯨島源次郎

右之通、申出趣承届候間、御法之通可被申渡候、以上、

唐船改

申四月十四日

郷田仲之進

千田喜兵衛

郡奉行衆

此表御法之通、相渡候様可被申渡候、以上、

郡奉行

申四月十四日

蘭田清左衛門

御代官衆

右之表賦米方

真米式斗七合六タ先

夫馬三人

道法拾里半、加世田小松原々鹿兒嶋迄、壹里老人三銀式分、増銀

壹分五リツ、入往来、

鯨島正次郎

鯨島源次郎

右、可被渡也、

申四月十四日

徳永周左衛門

加世田與小松原

下代中

右之通、賃飯米申受候事、

寛政元年己酉四月十九日、七島諏訪瀬破船唐人三十四人乗船、山川・片浦江入津、加納平兵衛長崎迄被召付候、孫次郎為見習召列、翌廿日片浦へ差越、同廿五日帰宅、丸野戌次郎殿自分為見習被差越候事、

鯨嶋正次郎

右、御用之儀有之候間、當座へ罷出候様可被申渡候、此段申渡候、以上、

郷士年寄所印

相徳園右衛門殿

十四日、正次郎加世田郷士年寄所へ差越候、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

鯨嶋正次郎

右者、此節御初入部付、唐本通事中紙三束ツ、進上ニ而、

御目見被仰付候旨被仰渡候間、當月末罷越、我、方江届申出候様可申付候、以上、

六月十一日

郷田仲之進

谷山惣兵衛

千田喜兵衛印

岩元次左衛門印

加世田

郷士年寄中

右之通、當番年寄是枝勘兵衛殿御書付承知仕候事、

同月十四日、出之町御奉行所被仰渡候御書付老通、十五日小松原浦役所相届、承知仕候事、左之通、

唐通事下町人

當分加世田小松原居住

鯨嶋正次郎

右者、此節

御下届之上、屹与

御目見被仰付候旨被仰渡候、尤其内稽古等可被仰付候間、此書付相達次第致仕廻方、御當地江罷越、當座へ届申出候様可申渡候、此旨申渡候、以上、

但病氣等ニ而、此渥得不罷越候ハ、無延引其届可申越候、

西六月十四日

町奉行所印

加世田

郷士年寄中

右之通被仰渡候ニ付、直ニ申渡等候得共、此段写を以申越候間、本文之通相心得候様、御方可被相達候、此旨申渡候、以上、

但何分之訳、當座へ可被申出候、

西六月十五日

郷士年寄印

相徳園右衛門殿

右之通承知仕候、仕廻方いたし候事、

覚

馬忤疋 口引有

右者、就御用御當地江罷越候間、明廿日未明私方へ差越送届候様、被仰付可被下候、尤高橋筋罷通り候付、伊作迄付通ニ被仰付可被下候、以上、

但人馬最寄近村々差越候様、被仰付被下度奉頼上候、

唐本通事

酉六月十九日

鮫嶋正次郎

加世田

御郡見廻衆中

覚

雇馬忤疋 口引有

右者、此節就御用御當地江罷越候處、荷物殊之外重く御座候付、乍御厄害被召立被下度奉頼上候、尤賃錢直ニ相拂可申候、此段御頼申上候、以上、

唐本通事

酉六月十九日

鮫嶋正次郎印

加世田

御郡見廻衆中

右、加世田郡見廻所へ差越候事、

覚

馬忤疋 口引有

内忤疋者雇馬

右者、就御用鹿兒嶋江罷通り候間、右人馬無滞被召寄置可被下候、

以上、

酉六月十九日

唐本通事

鮫嶋正次郎印

伊作々谷山迄

御郡見廻衆中

右宅通、急成就御用差越申候間、中途無滞持届候様ニ、被仰付可被下候、以上、

唐本通事

酉六月十九日

鮫嶋正次郎印

右之通、先状差越候事、

同月廿日小松原出立、源次郎召列候事、伊作迄差越候處、此内々之大雨ニて大水出、馬通り無之段伊作馬次所申ニ付、伊作町江止宿いたし居候事。

受取

馬忤疋 口引有

加世田小松原々伊作迄

右者、就御用鹿兒嶋江罷越候ニ付、慥ニ送届申候、以上、

唐本通事

酉六月廿日

鮫嶋正次郎印

加世田

御郡見廻衆中

馬壹疋、四ツ、賃錢直ニ相払候事、廿一日滞在、廿二日伊作打立、日置・伊集院ニ而人馬次、鹿兒嶋へ到着、人馬受取書同断ニて候事、垣田貞右衛門殿所へ罷在、廿四日晚々田中貞助所へ宿移りいたし候、正次郎病身故、貞助所ニ而藥用・針・あんま等養生いたし候事、

潤六月朔日晴天、午ノ上刻

太守様御着城有之候事、

源次郎・貞助同道、千石馬場へ拝見ニ罷出候事、

口上覚

私事、去ル巳年雖有下町年寄格被仰付候、以來御祝儀事等ニ付、御當地江差越御祝儀等申上候儀者無之旨、御尋之趣奉承知候、私事右式雖有年寄格被仰付候、以來御當地江罷越御祝儀不申上候儀無御座候、尤於加世田役所江相付御祝儀等申上候儀も無御座候、御疑ニ付此段申上候、以上、

唐本通事

酉千六月十七日

鮫嶋正次郎

町御奉行所

右ハ、當番年寄岸尾林右衛門々書付差出候様致承知、右之書付林右衛門へ相頼差上候事、

御用之儀有之候付、今八ツ後拙者宅江可罷出候、以上、

壬六月十五日

唐船改

唐本通事

鮫嶋正次郎殿

正次郎罷出候、左之通承知仕候事、

千田喜兵衛

有吉俊藏

大平六郎右衛門

大平源藏

大平弥三次

小橋林藏

小橋金次郎

小倉長次

鮫島正次郎

小倉孫兵衛

右、来ル十九日

御目見被仰付答候ニ付、明後十七日稽古被仰付候間、四ツ時麻袴着用ニ而鷺之間江罷出、我々方江届可申出候、已上、

壬六月十五日

唐船改

はり紙

一目録受臺

右、御納戸より借物被仰付答候、

中紙三束

代料三匁

一片木

代拾文

右代料取揃、来ル十八日我々方江可差出事、

壬六月十五日

唐船改

右之通奉承知、直ニ有吉・太平・小橋・小倉銘、方へ通達候事、
中紙三束ツ、

唐本通事

小倉長次

鯨嶋正次郎

右者、御初入部付

御日見被仰付候旨被仰渡、先達而其段申渡候、下町年寄格被仰付置候付而者、町奉行所々も先規を以申渡可有之候得共、此節唐本通事都而

御日見被仰付事候故、右一列可罷出候、此段申渡候、以上、

壬六月

唐船改

右之通、十六日承知仕候事、一十七日、稽古被仰付罷出候、御座之間諸所拝見被仰付、何れも首尾克罷帰り候事、誠ニ難有事共也、
一十八日、錢三百文中紙三束代、同拾文片木代、（マ）、有吉氏へ持せ遣候事、

一十九日、朝大雨、五ツ前々晴天、五ツ半時分御屋形江罷出候、九ツ時相濟候、直ニ御札廻り、正次郎事病身故駕籠より相廻り候事、

但脇指柄巻替、鞘ぬり替、上下衣服身之廻り都而新敷相調候

御家老 嶋津石見様一

御家老 嶋津求馬様一

御家老 嶋津伊賀様八

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老 喜入安房様十五

御家老

二階堂主計様十一

御家老 市田勘解由様二

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

御家老 嶋津登様七

若御年寄

島津右膳様五

大御目付

二階堂部様十一

大御目付

赤松造酒様十二

大御目付

名札十八枚

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

七ツ半時分相仕廻、貞所差支有之、権九郎所借座いたし、祝等仕候事、

明十九日

御目見相濟候而も御用之儀有之候間、両三日相扣居候様可申達置段、川上助作様々致承知候間、此段申進候、以上、

閏六月十八日

岸尾林右衛門

鯨嶋正次郎殿

小倉長次殿

川上助作様事、當分町御座御出役衆ニ而候事、御用之儀有之、而三口滞在いたし居候様申渡置候へ共、此節者御用無之候間、右之趣申達置候様致承知候間、此段申進候、以上、

酉壬六月廿日

岸尾林右衛門

鯨嶋正次郎殿

小倉長次殿

當番年寄岸尾林右衛門々、右之通通達承り候事、

廿一日、於太平氏宅唐本通事中相會、御座中様方江為祝御招請申上候事、

口上覚

馬壹疋 口引有

右者、此節

御目見被仰付、先達而御當地江罷越、御用相済罷帰申候ニ付、右人馬被仰付被下度奉存候、此段被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

西壬六月廿一日

鮫嶋正次郎

右之通、吳国船掛江書付差上候事、

手形

馬壹疋 口引有

唐通事下町年寄格

加世田小松原居住

鮫嶋正次郎

右者、此節

御目見被仰付、御當地江差越罷帰候間、宿次おくり届受取置候様可申付也、

人馬掛郡奉行

西閏六月廿二日

汾陽次兵衛印

加世田諸所

郡見舞中

寛

馬壹疋 口引有

右者、御用ニ付鹿兒嶋江被差越、此節罷帰答ニ而、明六日鹿兒嶋未

明ニ出立仕、加世田迄一日ニ罷帰答候間、右人馬無滞被召寄置可被下候、以上、

唐本通事

西七月五日

鮫嶋正次郎

谷山ヶ伊作迄

御郡見舞衆中

右ハ、森山権九郎相頼、人馬所へ差遣候而、先状遣候事、尤人馬之儀、明未明七ツ時、六日町田中貞助所へ差越候様、是亦書付遣候事、

受取

馬壹疋 口引有

但鹿兒嶋ヶ谷山迄

右者、此節

御目見被仰付、鹿兒嶋江被差越罷帰候付、但書之通槌送届申候、以上、

唐本通事

西七月六日

鮫嶋正次郎印

鹿兒嶋

御郡見舞衆中

右ハ、谷山・伊作同断、小松原へ帰着いたし候事、

七月十日、於宿元親類中并人易衆江、為祝酒進上いたし候事、

寛政元年巳酉十一月、片浦江唐船漂着ニ付、片浦浦役人ヶ問合申来

り、鯨嶋正次郎差越候、稽古通事石塚次郎左衛門鹿兒嶋を被差越候事、十四日、有吉俊藏・河野新之丞為修鍊差越候事、

但丸野戌次郎為見習自分差越候、小松原を打立、十一月十日夜通同道差越候事、

片浦浦役人問合状

今日巳之刻、當津へ唐船壹艘入来り、挽船を以印入碇相卸候に付、此段申進候、以上、

浦役

酉十一月十日

小田原順右衛門

唐譯

鯨嶋正次郎殿

急御用

夫式人、馬くり替并御用夫式人如例、但書同断、

受取

夫式人 馬くり替

但小松原を片浦迄

右ハ、加世田片浦江唐船漂着に付、為通事急にて被差越、慥に送届申候、以上、

唐本通事

酉十一月十日

鯨嶋正次郎印

加世田

御郡見廻衆中

受取

夫式人 馬くり替

但片浦を小松原迄

右ハ、加世田片浦江唐船漂着に付、為通事急にて被差越罷帰候に付、慥に送届申候、以上、

唐本通事

酉十一月廿五日

鯨嶋正次郎印

加世田

御郡見舞衆中

覚

錢百廿壹文

但馬壹疋 口引有 小松原を片浦迄

右ハ、片浦江唐船漂着に付、為通事修鍊被差越、質銀右之通相払申候、以上、

唐通事稽古

酉十一月十日

丸野戌次郎

加世田

御郡見廻衆中

同月十四日、唐船壹艘又、漂着、両唐船江相勤候處、十六日鹿兒嶋を御差引衆并唐本通事小橋金次郎、稽古通事森山権九郎、為見習園田嘉右衛門被差越候に付、諸事取計置候次第相達、諸書付等次渡候事、

唐本通事

鮫嶋正次郎

右者、此節被仰渡趣有之候ニ付、御用有之候間、明日當座へ罷出候様可被申渡候、以上、

郷士年寄所印

酉十二月廿七日

相徳園右衛門殿

正次郎事病氣ニ付、為名代翌廿八日甚左衛門罷出候事、

写

唐本通事

下町年寄格

鮫嶋正次郎

右者、中紙進上三而、来正月三日

御目見被仰付候間、前以差越、我、方へ届申出候様可被申付候、尤病氣等有之候ハ、其段早、可被申越、尤正次郎儀其元へ罷在候付、此段申越候、以上、

唐船介改

酉十二月廿六日

日置五郎太

谷山恕兵衛

加世田

郷士年寄中

右之通、難有仰渡之趣奉承知候、病氣ニ有之差越候事難成、其段小松原浦役人衆申出、郷士年寄所へ申出被下候事、

錢三百拾文

内三百文 中紙代

拾文 へき代

唐本通事下町年寄格
加世田小松原居住

鮫嶋正次郎

右、正月三日、中紙進上三而

御目見被仰付候ニ付、可差越旨申越候得共、病氣ニ而難差越段被申越趣相違候、然共名代を以中紙進上者被仰付事候ニ付、取替を以右之通納置候間、代料無間違急度拙者共方へ可被差越候、以上、

唐船改

戌正月四日

日置五郎太

谷山恕兵衛

郷田仲之進

加世田

郷士年寄中

右之通被仰越候ニ付、此段申渡候間、正次郎方へ可被申渡候、此旨申渡候、以上、

戌正月六日

郷士年寄所印

相徳園右衛門殿

右ハ、正月七日、御書付承知仕候、錢三百拾文、同口市郎右衛門を以、郷士年寄所へ差出候事、

寛政二年庚戌六月五日、正次郎病用ニ付出府、栗野家江滞在之内、

二男仁藏唐通事稽古之願申上候、且丸野戌次郎殿稽古御扶持米被成下度之願申上候事、

乍恐口上書を以奉願候

私二男仁藏事、當年十歳罷成申候、此程々唐音指南方仕候處、下地も相應有之、折角教立申候ハ、往々御用可相立与見及申候間、何卒唐通事稽古被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐本通事

戊六月十三日

鮫島正次郎

右書付、異国船掛御座へ差上候事、

鮫島仁藏

右者、御用之儀有之候ニ付、只今其方麻袴ニ而鷺之間江罷出、名代可承候、以上

唐船改

六月四日

鮫島正次郎殿

右見殿より被仰渡候御書付之写

唐船改

唐本通事鮫嶋正次郎二男

仁藏

右、唐通事稽古申付候条、正次郎より往々御用立候様可教立候、

右、可申渡候、

六月

石見

右者、戊六月十四日麻袴御用有之、正次郎罷出、鷺之間ニおゐて承知仕候、御礼廻如例、

附送

二男鮫嶋仁藏、唐通事稽古被仰付、難有奉存候、為御礼参上仕候、

唐本通事 鮫島正次郎一

乍恐口上覚

唐通事稽古久志秋目郷士

丸野戌次郎殿

右者、去ル申年唐通事稽古之御願申上、私弟子ニ被仰付、折角教立申候處、唐音口合別而亘、学文等心掛有之、無懈怠昼夜混与被致出精候故、稽古方別而相進申候、唐船漂着之節も度々自分ニ差越、御取計之筋も見覚居、往々御用相立候儀無別条見及申候間、御見合を以唐稽古通事被仰付被下度奉願上候、久志秋目之儀外ニ通事相勤候者無御座、毎々唐船漂着仕候場所ニ御座候得共、右通被仰付被下候ハ、別而難有奉存、猶又相勵出精可仕儀与奉存候、此等之趣乍恐成合候様被仰上可被下儀奉願上候、以上、

唐本通事

戊六月廿七日

鮫島正次郎印

右書付、上野様へ御頼申上、御座へ差上置候事、七月九日正次郎帰宅いたし候事、滞在中薬用仕候御醫師、江戸より御抱え川村宗膳老、弟子西山町後馬場居住内藤瞻静殿、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

鮫島正次郎

唐稽古通事

鯨島源次郎

右同

鯨島仁藏

右同久志秋目郷士

丸野戌次郎

右者、於講堂唐話對談被仰付答候間、今月廿五日限差越、拙者方へ届申出候様可被申渡候、若病氣差合等茂候ハ、其段可被申越候、以上、

唐船改

十月十三日

郷山仲之進

日置五郎太

加世田・秋日

郷士年寄中

右ハ、源次郎・仁藏召列廿五日差越候、栗野家へ止宿、戌次郎殿ニも同道差越候事、

口上覚

一馬一疋 口引有

鯨島正次郎

一馬一疋 口引有

丸野戌次郎

一着替持夫 壱人

鯨島源次郎

一着替持夫 壱人

鯨島仁藏

私共事、書付如例、

戌十一月十二日

右之通如例、

唐船改

日置五郎太

郡奉行衆

此表如例

月日

郡奉行

有馬七郎右衛門

御代官衆

右之表賦米方

真米貳斗八升合貳タ

夫馬四人

道法拾里半、加世田小松原タ鹿兒島迄、壱里壱人ニ銀貳分ツ、まし銀壱分五リツ、入往来、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

鯨島正次郎

右、可被渡也、

戌十一月十二日

山田直記

加世田与小松原

谷山次郎右衛門

下代中

右者、十一月十九日、源次郎御藏へ差越米申請候、外ニ戌次郎殿ニも同断申受被成候事、

正次郎事、願事有之及滞在候付、源次郎・仁藏・戌次郎殿十六日同

道ニ而帰宅、正次郎十二月十三日帰宅いたし候事、

寛政三年辛亥二月十二日、片浦江唐船漂着ニ付、郷士年寄衆々問合
中米、鯨島正次郎差越候、忤共兩人召列候、丸野戌次郎事秋目々被
参候事、小橋喜作并加納平兵衛鹿兒嶋々被差越候、

但丸野戌次郎・鯨島源次郎自分見習として差越居候處、御差引衆
々勤方被仰付相勉候事、

加世田郷士年寄衆々問合状

唐船老艘、只今片浦湊へ致入津候間、差越可被相勉候、拙者地方勉
ニ而片浦村へ致在勉居候ニ付、片浦へ駄付相勉候、此段問合申越候、
以上、

片浦在勤

二月十二日

川村寛右衛門

唐通事

鯨島正次郎

唐船方急御用

片浦へ唐船漂着之由相聞得候間、御方ニも差越之用意可有之候、此
旨早々申進候、以上、

二月十二日

郷士年寄所

鯨島正次郎殿

吳国方急御用

夫式人馬くり替并口用夫式人、外ニ助夫壹人如例、但書同断、夫

受取書如例、往来外ニ人馬壹疋、源次郎自分雇を以差越申度候、
小松原浦役人衆方へ頼遣候事、

覚

一錢百廿四文

鯨島正次郎

但口用夫式人

小松原々片浦迄

一同百廿四文

鯨島孫次郎

但馬老正口引有 小松原々片浦迄

右者、片浦江唐船漂着ニ付、為通事被差越、賃錢右之通相払申
候、以上、

唐本通事

亥二月廿三日

鯨島正次郎

加世田

御郡見舞衆中

附案

「三り片浦迄 錢百十九文出候事」

右賃錢、壹り四分、錢ニノ三十八文四字、御法通之払ニ而候事、

尤直ニ賃錢相払候節ハ是ニ不及相濟候事、且勤日數御賦方申請候、

別紙漂着方日帳ニ帳留有之候事、

一右唐船乗組人數改方不行届及相違候ニ付、差扣書差上候様被仰渡、

書付差上候、留、

但谷山源助様々之御書付并御状等別紙に有之、

乍恐口上覚

私事、當二月十二日加世田片浦江唐船漂着ニ付、早々罷越相勉申候
處、唐船乗組人數七十五人、船主程榮春と唐人々書出候ニ付、其通

相違無之段申上候處、右唐船先達而長崎江入津ニ而御受取有之候節、現人數七十四人ニ而、尤右船主程榮春者、長崎江在館之者を唐人々書加へ、七十五人之筋申出候由、右ニ付而者最初唐人數相改候節、改方不行届候段、今更不念至極恐入奉存候、依之何分ニも差扣奉伺上候、乍憚此等之趣、成合候様被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

唐本通事

亥四月朔日

鯨島正次郎

右之通認方相調、今朝便宜有之、谷山源助様方へ差上候、田中貞助殿江届方頼越候事、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

鯨島正次郎

唐稽古通事

鯨島源次郎

鯨島仁藏

右者、来月十日於講堂唐話對談被仰付候、尤此節者御家老衆被為下儀も可有之候間、少々之事迄ハ押而差越、我々方江届申出候様可被申渡候、左様而銘々麻袴致持参候様、是又可被申付候、此旨申越候、以上、

唐船改

亥四月廿九日

口置五郎太

谷山恕兵衛

加世田

郷士年寄中

右之趣、可被申渡候、以上、

五月朔日

郷士年寄所

相徳圓右衛門殿

右ハ、源次郎召列差越候、栗野家へ止宿いたし居候、丸野子同道差越候、仁藏事病氣にて不差越候、

五月八日小松原打立、栗野家へ差越候事、

五月十日對談被仰付候事、

御家老伊勢播磨様、御側役嶋津矢柄様、御用人而高善右衛門様、御日附・御徒口附・唐船改御役々様如例ニ而、對談首尾能相済候事、

口上覚

一馬老正 口引有

鯨島正次郎

一着替持夫 老人

鯨島源次郎

一馬老正 口引有

丸野戌次郎

私共事、此節於講堂唐話對談被仰付、就御用往来送人馬・着替持夫自分雇を以罷越、御用相済罷帰申候間、御法様之賃錢相渡候様被仰付被下度奉願候、此等之願被仰上被下儀奉頼候、以上、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

亥五月十五日

鯨島正次郎

唐通事稽古

鯨島源次郎

唐通事稽古秋目郷士

丸野戌次郎

右之書付、中馬喜平次様江御願申上置候事、

異国船掛御頭書其外如例ニ而、五月廿六日手形巻通并中馬様御状、田実方が相屈来り候事、

右之表

賦米方

一真米壹斗八舛式合八タ先

夫馬三人

道法九里、加世田小松原々鹿兒嶋迄、壹り壹人銀貳分ツ、まし銀壹分五リツ、人往来、

唐本通事

鮫島正次郎

唐通事稽古

鮫島源次郎

右、可被渡也、

亥五月廿三日

徳永周左衛門印

赤崎平之進印

加世田小松原

下代中

右ハ、五月廿九日正次郎御蔵へ差越、米申受候、丸野子方同断候事、此跡申請候里数相違有之、中馬様より御代官所へ御糺被下候處、伊作々直ニ小松原へハ手形返シ之道程之由、承知被下候段被仰下候、此跡ハ十里半也、

一五月十八日栗野家打立、谷山々少、雨天に相成、瀧之下へ参り候處大雨ニ成り、掛橋上り候へハ以外之太風吹出し、雨弥強く、尾立之邊就中疾風大雨、進退此ニ極たりと覺えつ、跡へも先キへも難行、一生之難儀、然其先ハ無難ニ而、乍漸中途堀ケ瀬戸之茶

屋迄参り致一宿、次十九日小松原へ帰着いたし候事、伊作山々中途諸所大木倒し、人家破傷多候事、

一片浦漂着唐船主程榮春乗組人数一件、於長崎唐船主共々断書差出候、長崎御屋代服部清藏殿々、異国船掛へ被差上候書付之写并和解等、別紙ニ留有之候事、

唐本通事郡山郷士

科銀四匁

小橋喜作

右ハ、當二月加世田片浦江唐船壹艘漂着ニ付、為通事被差越候處、乗組人数七拾五人、船主程榮春と唐人書出候付、其通相違無之段申越、江戸・長崎へも其通被及御届、右唐船長崎へ被差送、御請取之節現人数七拾四人、右船主之儀ハ長崎へ在館之者を書加へ、七拾五人之筋申出候由、右ニ付而ハ、最初唐人数改方不行届、不念之旨差扣相伺候、唐人之儀ハ別而被入御念時候故、氣を付可相改之処、無其儀大形之至ニ候、依之右之通申付候、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

科錢百文ツ、

鮫島正次郎

唐稽古通事

加納平兵衛

右、前条同断付、右之通申付候、

右、可申渡候、

六月廿九日

要人

右ハ、六月晦日小橋・加納々書状七月朔日相届、右之御書付奉承知候、科錢上納方之儀ハ、右兩人受込ニ而済メ置候段申來、同月二日其通り頼越置候事、此百文錢、加納子々上納有之、子正月田中子方御算用之節、相頼返済いたし候事、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

鮫島正次郎

唐稽古通事

鮫島源次郎

鮫島仁藏

右同秋目郷士

丸野戌次郎

右者、来月十五日講堂江御家老衆被為入、唐話對談被仰付等候間、銘、麻袴持參ニ而、来月十三日限相揃、我、方へ届申出候様可被申渡候、尤少々之支迄ハ押而差越候様可被申渡候、此段申渡候、以上、

唐船改

十月廿三日

千田喜兵衛

谷山惣兵衛

日置五郎太

加世田久志秋口

郷士年寄中

右之通被仰渡候間、本文之趣可被申渡候、此段申渡候、以上、

亥十月廿八日

郷士年寄所印

相徳園右衛門殿

右ハ、十一月六日丸野子・源次郎列立小松原打立候、仁藏事風引気色不差越候、栗野家差支有之、田中子宅江差越候事、人馬自分雇ニ而参り候、

一十一月十五日、御家老衆御延引ニ而、十七日ニ被仰渡候事、仰渡之御書付有吉氏へ有之候事、

明十七日、講堂へ御家老衆被為入、唐話對談被仰付段先達而申達置候処、御病氣ニ而御延引ニ付、来ル廿一日被仰付等候間、刻限等ハ先達而申達置候通、當日無間達可被罷出候、此旨申達候間、早々觸達可被致候、以上、

唐船改

十一月十六日

日置五郎太

谷山惣兵衛

郷田仲之進

有吉俊藏殿

大平六郎右衛門殿

鮫島正次郎殿

大平弥三次殿

小橋金次郎殿

小橋喜作殿

森山権九郎殿

小倉孫兵衛殿

右之通、御通達書付承知仕候事、

明廿一日、弥唐話對談被仰付、御家老衆被為下筈候間、先達而中達
置候通、刻限無間違可被相揃候、此段申達候、以上、

十一月廿日

日置五郎太

谷山惣兵衛

郷田仲之進

連名石同斷、承知仕候事、

御家老比志嶋要人様、御側役面高善右衛門様、表方御用人兩人、御
目附村上太郎様、唐船改兩人、唐字掛兩人、廿一日朝五ツ時々通事
中罷出、對談首尾能相濟候事、

来正月三日、中紙三束ツ、進上ニ而、先例之通

御目見被仰付候旨被仰渡候間、右日限前以罷越、我々方江届可申出
候、若病氣差合等有之難罷越候ハ、進上物之儀者名代を以被仰付
事候付、右同断前以無間違可差越候、此段申渡候、以上、

亥十一月廿四日

日置五郎太

谷山惣兵衛

唐本通事加世田小松原居住

鯨島正次郎殿

右之通被仰渡、奉承知候事、

十一月廿七日晴天、小松原江帰家いたし候事、
一人馬并着替持夫口上書如例ニ而、中馬様江頼置候、

手形 留

右之表

賦米方

真米三斗三舁五合先

内米壹斗壹升貳合壹夕先

夫馬貳人

道法拾り半、加世田小松原かこしま迄、壹り壹人ニ銀貳分ツ
、まし銀壹分五りツ、入往来、

加世田小松原居住

鯨島正次郎

米五舁貳合七夕先

着替持壹人

道法九り、加世田かこしま迄、壹り壹人ニ銀貳分ツ、増銀
壹分五りツ、入往来、

加世田居住

鯨島源次郎

米壹斗七舁貳合先

夫馬貳人

道法拾五り、秋目々鹿兒嶋迄、壹人壹人銀五分ツ、まし銀壹
分五りツ、入往来、

秋目郷士

丸野戌次郎殿

右、可被渡也、

い十二月三日

谷山次郎左衛門印
徳永周左衛門印

加世田組小松原

下代

右之手形、中馬様御方々御遣被下、賃飯米申請候、丸野子方配分いたし候事、

一唐話對談罷出候人数・名前書差出候様被仰渡、左之通差出候事、

口上覚

丸野戌次郎

鯨島源次郎

石塚次郎左衛門

右人数罷出申候、以上、

十一月十三日

鯨島正次郎

覚

馬亮正 口引有

右者、就御用鹿兒嶋江罷越候間、明廿七日早朝、私方へ差越送届候様被仰付被下候、尤高橋筋罷通候付、伊作迄付通被仰被下候、以上、

但人馬、小松原最寄近村々差越申候様、被仰付被下度奉頼上候、

唐本通事

亥十二月廿六日

鯨島正次郎

加世田

御郡見舞衆中

右通書付如例、

小松原浦

御役人衆中

右、門合状ニ不及、小松原浦役人衆々小湊村江被仰越、人馬参り

候事、

覚

馬亮正 口引有

右者、就御用明日鹿兒嶋江罷通候間、右人馬無滞被召寄置可被下候、以上、

唐本通事

亥十二月廿六日

鯨島正次郎印

伊作・谷山

御郡見舞衆中

右通書付如例、

受取

馬亮正

但加世田小松原々伊作迄

右者、就御用鹿兒嶋江罷越候ニ付、慥送届申候、以上、

唐本通事

亥十二月廿七日

鯨島正次郎

加世田

御郡見舞衆中

伊作・谷山受取右同断

一十二月廿七日半天、宿元打立伊作迄参り止宿候、翌廿八日伊作打立鹿兒嶋へ到着、田中家へ滞在仕候、

一上着・下着・上下等新敷相調、上下者芭蕉布にて調候事、

一寛政四年壬子正月三日、朝五ツ時罷出候、稽古一篇被仰付候、皆、稽古之間江扣居候、

一錢三百文中紙三束代、同拾文片木代、合三百拾文、一包ニして名前書記銘、持参、有吉俊威殿・大平弥三次殿へ相頼錢上納、片木借物等御納戸江差越候、九ツ半時分首尾能相濟候事、尤此節御目見ニ付旁之儀、谷山様江内、御尋申上候、町奉行へハ御礼廻り不及段承知仕候、

一日録都合十一御座候、内、御頼中上御書調、稽古之間ニおゐて銘、江被下候事、

御屋形々直ニ御礼廻り之事

御家老 嶋津求馬様
御用人 町田幸太郎様四

御家老 郷田仲之進様二
御家老 川上久馬様五

御家老 中馬喜平太様七
御家老 菱刈大炊様八

御家老 谷山恕兵衛様十
御家老 小倉源左衛門様十一

御家老 葉丸良助様十三
御家老 上野弥助様十四

御家老 伊藤孫市様十六
御家老 石原助一様十七

御家老 志和地源五様十九
御家老 山岡雅楽様二十

御家老 千田喜兵衛様廿二
御家老 二階堂部様廿三

御家老 伊十院四郎様廿五
御家老 小林仲太兵衛様廿六

町奉行衆吉井孝右衛門様・大野清太夫様・伊十院六左衛門様・御礼廻り不及段内、承知仕候、此節ハ何ぞ掛り之儀無之事、

附案 一年頭御目見被仰付、難有奉存、御礼参上仕候、

唐本通事 鯨島止次郎

東助五郎・小倉長次・小倉孫兵衛・土屋清左衛門病氣不差越候、有吉俊威殿病氣不被罷出候、

一御礼廻夜入相仕廻候、山中家ニ而内祝等いたし候、

一人馬願書、先例之通書付差上候處、御郡奉行所々不被下段被仰付候付、書付認替可差上旨奉承知、左之通ニ而差上候、

乍恐口上覚

馬壹正 口引有

右者、此節御目見被仰付、御用相濟罷掃御座候、然處外御用付罷越候節者馬壹正被成下、且此跡 御目見被仰付罷越候節者、馬壹正為被成下儀御座候得共、此節之儀ハ不被成下段承知仕候、依之乍恐奉願候、御法之實拂ニ而、右之通自分雇被仰付被下度奉願上候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

子正月六日

鯨島正次郎

右之通差上候處、人馬被下筋ニ相成候事、

手形

馬壹正 口引有

加世田小松原唐通事

下町年寄格

鯨島正次郎

右者、御祝儀并御用ニ付差越居罷掃候ニ付、宿次送届、受取置候様可被申付也、

郡奉行

子正月八日

汾陽次兵衛印

かこしま所、

郡見廻中

右、手形を以由貞相頼、在番所へ差越、明九日未明人馬参り候様、在番郡見廻衆へ頼置候事、

正月九日、人馬参り候へ共大雨故相返し候、明十日早天又、右人馬参る筈ニ而候、十日朝人馬参り候へとも、雨天故打立見合、八ツ時分少し晴間ニ打立、谷山宿場迄参り一宿いたし候、翌十一日晴天、谷山打立伊作ニ而馬次、直ニ小松原迄帰家いたし候事、

覚

馬老正

口引右

右者、御用ニ付鹿兒嶋江被差越罷帰ニ付而、明十日罷通り候間、右人馬無滞被召寄置可被下候、以上、

唐本通事

子正月九日

鯨島正次郎

谷山・伊作

御郡見廻衆中

右之通、先状在番所へ頼置候事、

右者通書付如例ニ而、鹿兒嶋御郡見廻衆中宛書差遣候事、

受取

馬老正

口引有

鹿兒嶋々谷山迄

右者、就御用鹿兒嶋江被差越罷帰候ニ付、儘ニ送届申候、以上、

唐本通事

子正月十日

鯨島正次郎印

鹿兒嶋

御郡見舞衆中

谷山・伊作受取書右同断、

此以後々人馬願書付、左之通ニ認差出候事、

口上覚

馬老正

口引有

右者、就御用先達而御當地江罷越、御用和濟罷帰申候ニ付、右人馬被仰付被下度奉存候、此段被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

月日

鯨島正次郎

寛成四年壬子二月九日、片浦江唐船漂着ニ付、片浦浦役人衆々通達

中来、鯨島正次郎・石塚次郎左衛門・丸野戌次郎・鯨島源次郎列立

差越候、仁蔵事十一日に差越、唐船滞船中罷在候事、

森山権九郎・蘭田嘉右衛門、為勤方鹿兒嶋々差越候事、

但戌次郎・孫次郎為修鍊差越ニ而、勤方御番被仰付候事、

片浦、役人衆々通達状

唐船壹艘、今日巳ノ刻片浦江致漂着、碇を卸候付、此段通達いたし候、以上、

小浦々役

子二月九日巳ノ刻

西郷長左衛門

片浦々役

鮫嶋平太

小松原

鮫島正次郎殿

異国方急御用

夫馬諸事如例ニ而、唐仁原々参り候、大馬受取書并ちん錢払候事、如例郡見廻衆へ差遣候、

勤日数御賦り方申受候書付、漂着方留ニ有之、

唐通事下町年寄格鮫島正次郎倅

加世田小松原居住唐通事稽古

鮫島源次郎

右者、加世田片浦江此節唐船老艘漂着ニ付、唐口為修練自分急キニ而、差越候間、其所々往來送人馬迄被下候、左候而、以來加世方限江唐船漂着之節為修練差越候ハ、右之通往來送人馬可被下候条、無滞差立候様所役々江可申渡旨、子二月十日伊集院四郎殿取次御證文を以被仰渡候間、此段申渡候、以上、

人馬方掛郡奉行

蘭田清左衛門

子二月十日

加世田

郷士年寄中

郡見廻中

右之通、於片浦承知仕候、此節々源次郎人馬受取書差出候筋ニ、被仰付候事、

久志秋目郷士唐通事稽古

丸野戌次郎

加世田小松原居住唐本通事

鮫嶋正次郎嫡子唐通事稽古

鮫島源次郎

右者、御用之儀有之候間、麻袴持参ニ而早、差越、我、方江屈申出候様可被申渡候、以上、

但師匠相付可差越候、

唐船改

三月十三日

日槽五郎太

谷山惣兵衛

郷田仲之進

平田喜兵衛

加世田・久志秋目

郷士年寄中

本文子三月十四日申ノ下刻ニ而阿多々繼來、同日酉ノ刻ニ相届、久志秋目宛ニ而繼越候、右之通り被仰渡候間、鮫島正次郎召列早、差越候様可申渡候、尤幾日ニ差越候儀共、何分可被申出候、其節本文返納可被致候、以上、

子三月十五日

郷士年寄所

相徳圓右衛門殿

右之通、御用ニ付差越候間、中途無滞早、持届候様可被申付候、以上、

三月十五日

郷士年寄所

尾辻喜右衛門殿

右、仰渡之趣奉承知候、十六日源次郎差越候、

森山家へ参り候、尤諸事世話候ハ、都合宜ク取計被給候様、書中ヲ以頼越候、正次郎事當分庖瘡人兩人有之、殊に自分病氣ニ付差越候儀不相調候、丸野子事庖瘡後未全快無之、當分秋目江滞在差越候儀不相調候、右次第ニ付、其段御届中上候事、

一十七日四ツ時、麻袴着用森山兄同道、鷺之間へ罷出御用承知、早速御礼廻之事、

播磨殿へ被相渡候御書付之写

唐船改

御扶持米九俵

下町年寄格唐本通事鮫嶋

正次郎嫡子唐通事稽古

鮫嶋源次郎

右、稽古方致出精、往、御用立者候付、此節稽古通事申付、御扶持米右之通為取置候条、猶又可致修鍊候、

右、可申渡候、

三月

播磨

播磨殿へ被相渡候御書付之写

唐船改江

御扶持米九俵

伊集院弥左衛門地頭所久志秋目

郷士年寄源藏二男唐通事稽古

丸野戊次郎

右、稽古方致出精、往、御用立者候付、此節稽古通事申付、御扶持米右之通被下候条、猶又可致修鍊候、

三月 播磨

右者、戊次郎事御當地江罷越候へ共、當病差起御用承知難仕、權九郎名代ニ而被仰付筋ニ、御座中様御取計被下相済候、御礼廻札左之通、

一御扶持米被仰付、難有奉存候、為御禮参上仕候、

唐稽古通事 鮫嶋源次郎

久志秋目郷士唐稽古通事

丸野戊次郎

右、今日御扶持米被仰付、難有奉存候、當病故私名代御礼申上候、以上、

唐本通事

森山権九郎

三月十七日

伊勢播磨様

町田孝太郎様

伊集院四郎様

今日御取次御用人、村田為左衛門様ニ而候事、異国船掛江御礼廻り、都而如例首尾克相済候事、

一八ツ過時分々、於森山家同僚中相招祝等有之候、進物参り候人々、
林山東藏殿・垣田貞右衛門殿・小橋喜作殿・石塚次郎左衛門殿・
田中貞助殿・加納平兵衛殿・森山氏家内、

此表如例、

郡奉行衆

郡奉行

有馬七郎右衛門

口上覚

着替持夫壹人

御代官衆

右者、就御用往来着替持夫、自分雇を以罷越申候間、御法様の賃錢
相渡候様被仰付被下度奉願上候、此等之趣被仰上可被下儀奉願上候、
以上

右之表

賦米方

真米四舁七合三夕

道法拾里半

右、可被渡也、

唐稽古通事加世田小松原居住

子三月十九日

鮫嶋源次郎

右、書付、森山兄書認被下、中馬殿へ御頼申上置候事、

唐稽古通事

子三月十九日

鮫嶋源次郎

一八月十九日、日付直シ御米申請候事、

岩山長兵衛

一三月廿日、源次郎小松原へ帰家いたし候事、

森山兄々書状参り候、諸事首尾能相濟候事、

加世田与小松原

下代中

口上覚

着替持夫壹人

右手形、權九郎殿方々相届候事、
中馬公御世話被下候事、

右者、書如例

唐稽古通事加世田小松原居住

唐本通事下町年寄格加世田居住

子三月十九日

鮫嶋源次郎

鮫嶋正次郎

右書如例、

唐船改

唐稽古通事

子三月十九日

日置五郎太

右同

谷山惣兵衛

鮫嶋仁藏

右者、此節於講堂唐話對談被仰付候付、来ル廿四日限、無間違相揃
届申出候様可被申付候、此段申越候、以上、

唐船改

子四月十二日

谷山惣兵衛

郷田仲之進

千田喜兵衛

加世山

郷士年寄中

本文、秋日へ罷越也、

右之通被仰渡候間、其段可被申渡候、左候者、本文可被返候、以上、

子四月十三日

郷士年寄所

相徳園右衛門殿

一四月廿二日、源次郎・仁藏差越栗野家へ滞在、廿六日對談被仰付、
首尾克相済候、正次郎病氣寸切無之不差越候、同廿七日全快ニ而
源次郎祝等之儀ニ付差越、栗野家へ罷在候事、

一五月二日、於田貞宅御座中様御招請申上候、御客様式人、加勢并
内惣人数都合三十人餘、首尾能相済、献立并諸事書付別紙ニ有之
候事、

一五月六日、三人共首尾能小松原へ帰家いたし候事、

口上覚

着替持夫式人

右書如例

子五月七日

但此節銘、書付差上ル筈ニ而、仁藏口上書も同断相認差出候事、
御座御次書左之通、

右式通申出趣如例、

子五月七日

郡奉行衆

唐船改

郷田仲之進

谷山惣兵衛

唐稽古通事加世田小松原居住

鯨嶋源次郎

此表如例、

子五月七日

御代官衆

郡奉行

蘭田清左衛門

右表

真米九舛四合七夕

着替持夫式人

道法十里半

賦米方

鯨嶋源次郎

鯨嶋仁藏

右、可被渡也、

子五月十四日

谷山次郎右衛門
岩山長兵衛

加世田組大浦

下代中

右手形、権九郎殿方々相屈、御米申請候事、
中馬公御世話被下候事、

唐本通事下町年寄格加世田居住

鮫嶋正次郎

唐稽古通事

鮫嶋源次郎

唐稽古通事久志秋目郷士

丸野猶之進

右者、當月廿四日比講堂江

御家老衆被爲入、唐話對談被仰付筈候間、銘々麻袴用意ニ而、米ル
廿二日限相揃、我々方へ屈被申出候様可被申渡候、尤少々之支ハ押
而差越候様、是亦可被申付候、此旨申越候、以上、

唐船改

子八月十五日

日置五郎太

谷山惣兵衛

千田喜兵衛

加世田・久志秋目

郷士年寄中

別紙之通被仰渡候間、無間違差越候様可被申渡候、本文之儀者返納

可被致候、以上、

子八月十六日

郷士年寄所

相徳圓右衛門殿

一八月廿一日、正次郎・仁藏差越候、源次郎病氣ニ而不差越候、両
人栗野家へ参り滞在、同廿四日對談被仰付、首尾克相濟、市田様
江御礼参上仕候、御座中様へも御礼参上仕候事、

一廿五日夜中九ツ時分、高見馬場へ出火有之、加治木殿・伊集院殿
両家焼失ニて候事、火元は加治木氏々承り候事、
一九月三日、正次郎・仁藏小松原へ帰家いたし候事、

口上覚

馬老疋 口引有

右書如例、

唐本通事下町年寄格

加世田小松原居住

鮫嶋正次郎

子八月晦日

口上覚

着替持夫壱人

右書如例、

唐稽古通事

鮫嶋仁藏

子八月晦日

右、申出趣如例、

唐船改

子八月晦日

千田喜兵衛

郷田仲之進

郡奉行衆

谷山惣兵衛
日置五郎太

此表如例、

郡奉行

子八月晦日

藺田清左衛門

御代官衆

右之表

賦米方

真米壹斗三舁五合七夕先

夫馬三人

道法拾里半、加世田小松原カ鹿兒嶋迄、耆り耆人ニ銀式分ツ、
まし銀壹分五り、入往来、

鮫嶋正次郎

鮫嶋仁藏

右、可被渡也、

子八月廿日

岩山長兵衛

加世田与小松原

下代

右手形一件、中馬公へ御頼申上置候処即日相済、正次郎直ニ中馬
公カ受取持帰り候而、御米申請候事、

子四月出府之節、おくに日置御屋敷へ御奉公仕候儀、内、谷山様
へ御頼申上置候処相済候付、勝手次第列越候様谷山様カ被仰付

候段、十一月十七日夜中者森山子カ書状相届候、十八日カ仕廻方
いたし候、十九日より廿一日迄雨雪天氣ニ而、廿二日召列、瀧之
下カ夜ニ入、五ツ過時分栗野家へ到着いたし候、廿七日御屋敷江
召列首尾克上り候、右一件委細別紙ニ留有之候事、くにと申名、
御奥様御名故せきと改名いたし候、

一田中貞助殿一件有之滞在相重ミ、十二月廿日正次郎小松原へ帰家
いたし候事、

各油申請之願有之候付、物奉行江拙者共カ申受被仰付度旨申達候趣
有之候処、月々三盃申請被仰付旨聞合承候間、物奉行所へ差出を以
可被申請候、此段申達候、以上、

子五月九日

唐船改

有吉俊藏殿

小橋喜作殿

鮫嶋正次郎殿

森山権九郎殿

田中貞助殿

右、順達可被致候、

右の通難有奉承知候、連名願書物ハ森山氏方へ留可有之候事、

一正次郎名前油申受方、加納子へ遣し置候、加納子事も本通事被仰
付候節ハ、此方名前被相返答也、

写

唐学掛

右同稽古

右者、唐音を茂致稽古候様被仰付置、先年者長崎へ茂為修鍊被遣候

処、近來無其儀御當地迄之稽古ニ候間、教示之儀ハ自分可受其師家
事候へ共、音律修鍊ニ付而者、唐通事主取者勿論通事中江干廣致對
談候ハ、自然与稽古可指取事候間、以來其通可相心得候、此旨通
事中江者唐船改より可申渡置事、

十月、勘解由

右之通、勘解由殿々町田孝太郎御取次を以被仰渡候間、致承知置、
唐通事中江茂順達可有之候、以上、

子十月廿七日 唐船改

唐通事主取

右之通被仰渡候段、有吉俊藏殿々順達有之候事、

寛政五年癸丑七月七日、片浦江唐船式艘致漂着候段、片浦浦役人衆
々問合状相達候、鯨島正次郎・丸野猶之進・鯨島源次郎列立差越候、
鯨島仁藏九日ニ差越、唐船滞船中罷在候事、
大平弥三次殿・蘭田嘉右衛門為勤方被差越候事、

片浦浦役人衆々通達状

今日巳ノ刻、片浦江唐船老艘致漂着候付、挽船數十艘差出湊内江挽
入碇を卸候間、此旨問合申越候、以上、
但唐船々相渡候書付与相添差越申候、

片浦浦役

丑七月七日巳ノ下刻

鯨島平太

小浦浦役

西郷長左衛門

唐通事

鯨島正次郎殿

急御用

夫馬諸事如例ニ而、受取并ちん錢払、郡見廻衆方へ遣候、

譯司冥加錄下

(表紙)

寛政八年六月廿四日

譯司冥加録 下

鯨島正次郎

同上

唐通事主取

鯨島正次郎

私儀、代、加世田郷士被仰付、冥加至極難有次第奉存候、右御礼申上度参上仕候、

十月十九日

一六月八日、御用有之、鹿兒嶋へ差越栗野家へ滞在致候、

一同十日大雨 大水、西田町通諸所水上り多、通路も難成候事、諸所人家田畑山野迄破壊多、人々怪我也有之、就中町内表洪水にて、破損別て多有由相聞え候事、

一同廿四日八ツ前、加世田御地頭伊勢播磨様御用達永田仲八様より、御用の儀有之候間、罷出候様御書付の事、

鯨島正次郎

右、御用之儀有之候間、只今麻袴致着用、御地頭所へ可罷出候、以上、

六月廿四日

用達

永田仲八

一八ツ過麻袴着用、御地頭所御役所へ罷出候、永田仲八様被仰渡候御書付の事、

伯耆殿より被仰渡候御書付の写

加世田地頭

用達へ

唐本通事下町年寄格

加世田居住

鯨島正次郎

右者、数拾年唐通事首尾克相勤、唐船漂着破船等候節、毎度被差越御用無滞相弁、子供兄弟唐稽古通事被仰付置、御用達候ニ付、旁御取分を以此節被召出、其身一代加世田郷士被仰付、衆并之御奉公方者被差免置、通事勤是迄の通被仰付候条、難有承知仕、至子孫忘却不致、通事無由断修練可致候、

右、御格之通申渡、唐船改へも可申渡候、

六月

伯耆

右之通、冥加至極難有次第奉承知候、御地頭所へ早速の御礼申上候、加世田へハ御地頭所より別立被仰渡故承知仕候、脇差一本にて罷出候付、急ニ供の者栗野家へ遣、大刀取寄帯刀致し、直ニ御礼廻り大目附以上、異国船船掛御用人・町御奉行・御用達御方へ

ハ、口上御札・名札差上候、御座中様御方如例御礼参上、
御家老伊勢播摩様 二階堂河内様 山田伯耆様 川上久馬様
岩御年寄名越石膳様 市田勘解由様 菱刈大炊様 大目付富分江戸御勤
岩御年寄頼娃左京様 小林一学様 高橋縫殿様 嶋津登様
新納駿河様 川田伊織様 赤松市正様 福田源左衛門様
鳴津仁十郎様 大野清太夫様 伊集院六左衛門様
岡元千右衛門様 高田猛太夫様
御物頭伊勢播摩御用達永田仲八様 豎山助左衛門様 郷田仲之進様 伊藤孫市様
中馬喜平次様 谷山忍兵衛様 志和地源五様 葉丸良助様
千田佐八様 石原助一様 池田清兵衛様 中島宗之進様
鎌田宗八様 小倉源之丞様 児玉宗之丞様 前田宗助様
河野宗治郎様 隈元源助様
但御札名札石塚子へ相頼書調候、名嶋氏・加納子・小橋子加勢、
都今夜相済候、
一夜入四ツ前御礼廻相仕舞、旅宿栗野家へ罷帰候、今日出立ニ祝の
樽肴等用意頼置候、酒・焼酎・泡盛・吸物・取肴・飯等料理相調
候、祝儀御出の人数、有吉氏・大平六氏・石塚子・名嶋子・加納
子・川野貞右衛門殿・林五郎右衛門殿・垣内祖母・貞右門殿夫
婦・林山祖母・服部治右衛門殿・栗野向家内中、夜更八ツ時分迄
為賑、首尾能相済候、日置御屋敷へ罷出候おせき方へ、今日早、
しらせ候へ共、病氣引入候ニ付不参之段人参り候、祝儀酒肴被送
給候人、并以後祝儀御見舞等之人、別紙横折ニ留置候事、
一同廿五日、加世田便無之、服部治右衛門殿相頼、小松原へ右左右
中越候、
一早朝々四ツ後ニ相掛、夕部遅成御礼不参候御方様へ参上仕候事、

一御肴一折 御酒二樽 白木十入 御菓子一箱 但白木大箱足付 目録相付
但積交臺 御移御借物 但外ニぬり平樽一荷相付
右之通
御地頭様へ進上、御役所へ参上仕候、御銚子・御吸物・御肴等被
下候、
一御肴一折 御酒二樽 目録相付 伯耆様へ進上、
但積交臺御役所借物 但十入ぬり樽
一御肴一折 御酒二樽 目録相付 御用達 永田仲八様へ進上、
但積交臺 但五入ぬり樽
一御肴一折 御酒二樽 目録相付 御用達 豎山助左衛門様へ進上、
但積交臺 但五入ぬり樽
一御肴一折 御酒二樽 目録相付 町御奉行 岡元千右衛門様へ進上、
但積交臺 但五入ぬり樽
右目録五通、名嶋子へ相頼書調候事、別紙留有之候、
中馬様・谷山様・郷田様・伊藤様并葉丸様・千田様・石原様へ、
廿六日より七月朔日迄ニ、兩種進上ニて御礼参上仕候事、
一六月廿一日、源次郎為祝儀差越候事、宿元皆、難有大悦仕候事、
一七月八日、仁藏右同断差越候、此間々風引病氣ニて、今日差越候
事、尤屋敷古御目録迄通持参、名嶋壯兵衛殿方へ差遣置候事、
差出
南口三間三尺寸七分 西入四間六尺寸五分
中屋敷 拾七歩五合八尺寸才
北後三間三尺寸七分 東入五間五尺
右者、私共與中唐本通事年寄格鯨嶋正次郎殿屋敷ニて御座候處、先

達て被召出、加世田一代郷士被召成候ニ付、此節與中相談の上、俾唐稽古通事鮫嶋源次郎へ譲渡申度奉願候、尤御拝借銀米等申請罷在不申候間、奉願通名頭ニ被召候新御目録、被仰付被下候様御申上可被下儀奉願候、以上、
但古御目録相添差上申候、

唐稽古通事

辰七月五日

大黒町 鮫嶋源次郎印

大黒町 岩元喜右衛門印

奥中

西田新助印

右同

有村長右衛門印

右同

松元傳太郎印

(右同カ)

大黒町

乙名頭衆中

右之通與中より申出、町中相談仕、別儀無御座候間、奉願通名頭ニ被召候新御目録、被仰付被下候様御申上可被下儀奉願候、以上、

大黒町乙名頭

辰七月五日

波江野源右衛門印

右同

児玉仙右衛門印

下町

御年寄衆中

御年行司衆

右書付、年寄・年行司次書印形にて町御座へ差上候由、諸事都て名嶋壯兵衛殿引受、せわ相調候様相頼置候事、

一七月十二日、於名嶋子二階座敷、御座中様方御請符為祝御酒差上候、正次郎麻袴着用、門外へ罷出御迎申上候、彼此名嶋家世話に相成首尾能相濟候、諸書付等別紙ニ有之候事、

一同十三日、諸用相仕廻、七ツ時分栗野家打立、父子三人列立中途夜途にて、翌十四日九ツ時分、首尾よく小松原へ帰着致候事、

覚 写

鮫嶋正次郎

右者、御用之儀有之候處、當分鹿へ差越居候由有之、罷帰次第當座へ罷出候様可被中渡候、此段申渡候也、

辰七月七日

郷士年寄所印

宮原清兵衛殿

一十四日帰家、小松原御役所へ罷出御届申上候、益後十六日籠御飯屋へ罷出、其筋ニ内、承知仕候事、

一日新公 御燈籠掛之儀中来候へ共、此節初ての儀、差當り急ニ御用意無之故、當番御年寄衆・御與頭衆方へ、右之程小松原御役人方内、御申上被下相濟候、新敷作り調、米年より掛勤候事、

一十六日、御役人同道御飯屋へ罷出候、御用被仰渡候御書付の事、
写

唐本通事其身一代加世田郷士

鮫嶋正次郎

右者、数十年唐通事首尾よく相勤、唐船漂着破船等之節、毎度被差越御用無滞相弁、子供兄弟唐稽古通事被仰付置御用達候付、旁御取

分を以此節被召出、右之通被仰付、衆并之御奉公方ハ被差免置、通事勤是迄之通被仰付、至子孫忘却不致、通事無断絶修練致候様被仰付候条、諸帳面等如例可被申渡旨、伯耆殿御差図ニて候、以上、

寛政八年辰

六月廿四日

嶋津仁十郎

加世田地頭

用達

右之通、冥加至極難有次第奉承知候、今日與入帳面仕付等有之候、直ニ於御飯屋郷士年寄衆・與頭衆始諸御役、衆へ、為祝酒肴・吸物等一通差出候、諸事首尾よく相濟候事、別紙留有之候、

一日新公 大中公へ、今日出掛參詣仕候、尤御神酒料三百銅持參、常潤院監寺へ相頼差上候事、

一同十七日、格子門作り方ニ打立候、大工野山喜八殿・河野源藏殿頼入、廿日迄ニ相濟候、尤中門立候事、

一親類中近所人々、祝儀見廻之客来段、有之候事、

一八月十七日、麓より為祝儀客来、石塚氏・春成氏・相徳氏其外他人数有之候、別紙名前書付等有之候事、

一同廿日、親類中井小松原中衆・郷士中、其外所中・大崎日新寺門前・野町親類中、今日為祝招請致、焼酎・吸物・取着色、饗應申候、遠所の人々へハ夕飯等進候、多人数賑敷首尾能夜更迄ニて相濟候、人数・名前・祝物送來候別紙ニ書付有之候、

一此節蒙仰候結構之為祝儀、秋日より丸野氏兄弟被差越候、焼酎・肴・重の物品、持參有之候、七月廿一日風雨強滞在有之候、七月三十日ニ兄弟共ニ被罷帰候事、

一八月廿三日、春成五郎左衛門麻袴用意ニて差越候様、唐船改衆より御用被仰渡候付、正次郎事同廿五日出府、栗野家へ滞在致候、春成氏廿六日ニ被差越候、若松氏へ滞在、廿七日麻袴着用罷出候處、五郎左衛門へ此節御扶持米九俵被仰付候、別冊ニ留有之候、一同廿九日、源次郎・仁藏差越候、九月朔日午ノ上刻大守様御発駕、旅人出立、天氣全能、見物人多、別て賑存候事、一九月四日、仁藏事帰家致候、同七日春成氏被罷帰候、正次郎事段々御用有之及滞在候、源次郎事口中為養生滞在致候、

屋敷目録

南口三間五尺式寸七分 西入四間六尺式寸五歩

中屋敷拾七歩五合八夕式才

大黒町

北後三間三尺式寸七分 東入五間五寸 鮫嶋源次郎

右者、大黒町唐本通事年寄格鮫嶋正次郎居屋敷ニて候處、此節加世山一代郷士被仰出候付、組・町中相談之上、右之俸唐稽古通事鮫嶋源次郎へ讓渡度願申出趣承届、御勘定所へ相達、如願令免許、目録相改者也、

町奉行所印

嘉永八年辰八月八日

猛大夫

千右衛門

清太夫

六左衛門印

下町

年行司

下大黒町名頭

鯨嶋源次郎

右之通、屋敷御目録被仰付候間、自今已後堅固ニ格護有之候様、可被申渡候、以上、

下町年行司

濱田休左衛門印

辰八月九日

大黒町乙名頭

川井田平左衛門殿

右同

柴田次郎右衛門殿

右者、名嶋氏引受世話被下、年行司方諸首尾旁相濟、右之新御目録被仰付、慥ニ格護致置候事、

乍恐口上書を以申上候

私親唐本通事下町年寄格大黒町名頭鯨嶋正次郎、先年依願一往加世田居住被仰付置、此節加世田一代郷士被召出、冥加至極難有次第奉存上候、依之右居屋敷私へ譲渡、名頭ニ罷成事候ニ付てハ、大黒町へ罷居申答御座候へ共、私事幼少より親元へ罷在、唐音稽古仕来り申候付、一往加世田親元へ罷在候様、御免被仰付被下度奉願上候、左様御座候ハ、御蔭を以稽古方無懈怠出精仕、加世田表何之浦ニても、唐船方御用專一相勤申度念望奉存候条、乍恐何卒奉願候通、御免被仰付被下候様被仰上可被下儀、偏ニ奉願上候、以上、

唐通事稽古

辰九月十三日

鯨嶋源次郎

右之通、申出趣承届候間、此段申上候、以上、

唐船改

九月廿日

伊藤孫希印

中島喜平次

有山恕兵衛

御はり紙留

「願通中付候条、町奉行并承向へも可申渡候、

九月 久馬」

右之願書付、九月十四日差上置候、同廿一日御免被仰付候、難有奉承知候、願書付御はり紙等有之候、伊藤様・中馬様・有山様へ御礼参上仕候、尤源次郎事も同断参上仕候事、

御用之儀有之候間、早々会所へ可被罷出候、若病氣・他行ニて候ハ、慥成名代老人可被罷出候、以上、

辰九月廿二日

年寄

鯨嶋源次郎殿

右者、源次郎病氣故名嶋子へ名代相頼候處、此節源次郎願筋御免被仰付候段被仰渡候、右ニ付跡名代名前申出置候様、當番年寄より被申渡候付、跡名代名前書付差出置候事、

大黒町名頭鯨嶋源次郎一往加世田居住被仰付跡名代

名嶋仙左衛門

写

鯨嶋源次郎

右者、御用有之候間、明廿六日當座へ罷出候様可被申渡候、此段申渡候、以上、

辰九月廿五日

郷士年寄所

宮原清兵衛殿

右ハ、正次郎・源次郎鹿兒嶋へ滞在不罷歸候付、仁藏罷出御用承知仕候御書付の事、

唐稽古通事鯨嶋源次郎唐船改へ承付、親唐本通事下町年寄格大黒町居住鯨嶋正次郎、先年依願一往加世田居住被仰付置、此節加世田一代郷士被召出、右居屋敷私へ譲渡、名頭ニ罷成候ニ付大黒町へ罷居申答候へ共、幼少親元へ罷在唐音稽古仕来候ニ付、一往加世田親元へ罷在候様、御免被仰付被下度願申出趣有之、久馬殿より被仰渡候御書付之写願通申付候条、町奉行并承向へも可申渡候、

九月

久馬

右之通、異国船掛御用人鎌山源左衛門殿御取次を以被仰渡候間、諸帳面等如例可被申渡候御差図ニて候、以上、

辰九月廿三日

用達

堅山助右衛門印

永田仲八印

加世田郷士

年寄中

右之通、諸首尾都て相済、源次郎小松原へ帰家致候事、

但十月七日正次郎列立罷歸候事、

一未年十一月、大黒町屋敷内々借用錢差支訳有之、林五郎右衛門へ内、相談、一往相片付申置候、屋敷名前の儀五郎右衛門・傳次郎相談の上、服部傳次郎名前相頼、名嶋氏取計ニて諸事相済候、

除證文

下大黒町名頭年寄格

札年三拾九歳

鯨嶋正次郎

右者、去年御改ニ、右之通手札申受置候處、寛政八年辰六月廿四日、嶋津仁十郎様御取次を以、加世田一代郷士被仰付候付、居屋敷男子源次郎方へ譲渡罷居候内、御法度の宗旨ニて無御座候、此方帳面相除可申候間、彼方帳面に被召載候様御書奉頼候、以上、

大黒町名頭鯨嶋正次郎與中

申四月

服部傳次郎

有村長右衛門

松元傳太郎

松元この

西田新助

下町

年行司衆中

此表與中々申出趣承届申候間、此節宗門手札御改ニ此方帳面相除可申候間、其御方帳面ニ可被書載候、以上、

下町年行司

申四月

松元仲左衛門

加世田

郷士年寄衆中

右、名嶋氏世話にて相調、春成子へ相頼、加世田札改方へ差出候、

返證文

加世田

其元下大黒町名頭年寄格

札年二十九歳

鯨嶋正次郎

右正次郎事、爰元一代郷士被仰付候旨、寛政八年辰六月廿四日、嶋津仁十郎殿取次御證文を以被仰渡候付、此節宗門御改ニ付、此方帳面ニ書載可申候間、御方帳面可被召除候、尤御方へ罷居中御法度の宗旨にて無之段除證文見届、返證文如此御座候、以上、

寛政十二年

郷士年寄

申四月廿八日

土持武左衛門

鹿兒嶋下町

年行司衆中

右、春成子世話にて相調、壬四月二日市郎右衛門便々名嶋氏方へ差出候、首尾全宜敷相済候事、

一 禪宗 十歳

男子 源次郎

禪宗 八歳

女子 くに

名頭年寄格鯨嶋正次郎

禪宗 六歳

男子 仁蔵

右、手札五枚、未十一月六日、大黒町乙名頭荒木善兵衛方へ正次郎持参致し、直ニ相渡置候事、

鯨嶋正次郎殿

右者、宗門手札改五人組帳未差出、一人ニ限り御用差支候間、明日四ツ時無間違當座へ可被差越様可被申渡候、此段中渡候、以上、

申五月六日

札改所

宮原清兵衛殿

右正次郎事鹿府へ滞在、仁蔵浦役所へ相尋、有馬市左衛門殿へ内々相頼候、市左衛門殿より鯨嶋四郎右衛門殿ニ相頼、五人組入之相談有之、左候て、仁蔵事四郎右衛門殿列立麓へ参り、春成氏へ内々宜しく相頼候事、

下大黒町名頭年寄格

禪宗 三十九歳

鯨嶋正次郎

右名札一枚、名嶋子世話にて大黒町々受取、申壬四月七日相届候、春成子へ相頼、加世田札改方へ差出置候事、

名頭年寄格

一 禪宗 三十歳

鯨嶋正次郎妻

名頭年寄格鯨嶋正次郎

一 銭銅百文、四郎右衛門所にて組入相談人数中へ焼酎差出候、

一 春成猪平太殿より札方本山平右衛門殿、田実方へ内々世話被下、帳面仕付等首尾よく相済候事、

一 銭壹貫文 酒代 一同百六十四文 肴代

札方へ差出候、

一 五月十六日、正次郎鹿府より帰家致候事、

一 浦役所へ参上、留守中札方一件御世話被下候御札申入候、

鯨嶋正次郎

右正次郎事、鹿兒嶋下大黒町名頭年寄格にて、去ル手札御改の節手札中請置候處ニ、唐通事数十年首尾よく相勤候訳を以、其身一代加世田郷士御赦免被仰付候旨、寛政八年辰六月廿四日、嶋津仁十郎殿御取次を以被仰渡候御證文并年行司證文有之、但加世田札方帳面仕付、右之通にて留置候事、

五人組中

有馬市左衛門 有馬次郎八 有馬武右衛門
有馬庄兵衛 若松市右衛門 若松助右衛門
鯨嶋四郎右衛門 鯨嶋正次郎

一有馬市左衛門殿・鯨嶋四郎右衛門殿所へ、旁御世話之礼に參候事、

尤組中衆所へも、組入御礼ニ參り候事、

一五月十七日、本田平右衛門殿・田実彦右衛門殿・春成猪平太殿所へ、肴一折ツ、進上、御札申越候事、

未十一月廿四日御用有之候留

唐本通事

「奉ノ生ツ書、獨使へ相渡候事」

鯨嶋正次郎

右、御用の儀有之候間、明廿五日四ツ時麻袴着用にて、可被罷出候、以上、

十一月廿四日

谷山惣兵衛

縫殿にて被相渡候御書附之写

唐船改へ

唐通事主取

御切米五拾俵

唐本通事一代加世田郷士

鯨嶋正次郎

右者、宝曆十一巳年々唐通事相勤、是迄四拾ヶ年程無事に御用無滞相勤、長崎へも差越唐話致修練、御領内漂着毎唐船毎ニ差越、多年正道相勤別て御用立、且平時專御用立候程の弟子をも段々教立、旁功有之候付、此節右之通被仰付、御切米迄被下置候条、已来御當地緩、罷立御用可相勤候、右、可申渡候、

十一月

縫殿

右之通難有承知奉候、御礼廻り諸事如例、御座中様御招請申上、名嶋氏二階座敷にて祝酒進上首尾よく相濟候、源次郎祝儀ニ差越候、其外諸事別冊ニ委敷留有之候、

乍恐口上を以申上候

私事、唐通事勸方ニ付、段々御見分を以格別有難被仰付置、寔ニ冥加至極有難仕合ニ奉存御用筋專相勉来申候、就者私事先年者大病相煩、別て身弱罷成折角養生仕、兎や角勤方出精仕申候處、此比ニ至り毎、持病差起り、腰痛難儀仕罷在候、依而乍恐奉願上候、私事當年中養生御暇被仰付被下度奉願上候、左様御座候ハ、御蔭を以緩、罷在、得与養生方仕、往、御用筋相勉候様仕申度念願ニ奉存候、誠に以私式段、有難被仰付候上、恐入奉存候へ共、右ニ申上候通身弱難儀仕罷在中候間、無是非不顧恐奉願上候条、御憐愍の上何卒奉願候通、御暇御免被仰付被下候様、被仰上可被下儀偏ニ奉願上候、

以上、

酉六月十六日

唐通事主取加世田郷士

鯨嶋正次郎

右者、家内皆、忌中罷在候付、甚左衛門相頼名嶋子方へ頼越、御座へ差上候處、右願書一件にて、七月廿七日源次郎參府、名嶋家へ滞在、御届向成合宜敷内、御頼申上候、此節右之通願出、又、差上候趣内、承知致、八月七日源次郎帰宅致し、諸事名嶋子引受世話頼入置候事、

乍恐口上覺

私事、幼少より唐稽古通事被仰付、長崎へも為修練二詰程被差越、其後唐本通事・下町年寄格被仰付、一往加世田居住被仰付置、難有仕合ニ奉存上候、然處去ル辰年一代加世田郷士被仰付、誠以難有次第冥加至極奉存、尚亦勤方出精仕候、加世田片浦之儀繁、唐船漂着の場所にて、漂着毎ニ早速罷越御用無滞相勤、且亦近郷浦、唐船漂着の節、其場役より問合有之次第早、罷越、是迄相勤来申候處、去未年通事主取被仰付、御扶持米五拾俵被下置、御當地緩、罷出御用相勤候様被仰付置、重疊身ニ餘難有仕合ニ奉存上候、然者此節御省略被仰渡儀承知仕、御時節柄乍恐奉汲得候、依之私式不成合至極奉恐入候へ共、右勤方ニ付被成下候御扶持米差上申度念願奉存候間、何卒奉願上候通御免被為仰付被下度、偏ニ奉願上候、此未奉訴上候ハ、私家ニ段、病人不幸等御座候上、私儀も腰の痛有之、折角療治候へ共未平癒不仕、夫故御當地への往来等相調不申、乍不成合其段者御届申上置候、依之再重乍恐以前通加世田へ被召置被下度、是又奉願上候、左様御座候ハ、御蔭を以て得と養生仕、加世田者勿論

近郷浦、の唐船漂着の節ハ、早速差越御用相勤、且又子供并加世田・秋目へ罷在候私弟子被仰付置候者共へも、混々指南方仕、往々御用立候様取立申度奉存候、尤御當地御用の節ハ早速參上仕、相勤申度奉存候間、恐至極奉存候へ共、奉訴上候通御免被為仰付被下度奉願上候、此等之趣乍恐成合申候様ニ、被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

唐通事主取

酉八月十一日

鯨嶋正次郎

右者、八月十一日仁藏出府願書持越、名嶋子引受世話相頼候事、

鯨嶋正次郎

右、明廿一日四ツ時御用之儀有之候間、小橋金次郎殿名代被相頼、拙者方共へ届可被申出候、此段申達候、以上、

唐船改

谷山惣兵衛

八月廿日

鎌田四郎左衛門

唐稽古通事

鯨嶋仁藏殿

右者、小橋金次郎殿相頼、廿一日四ツ時仁藏被召列御殿へ罷出候、都て願通御免被仰難有奉存候、伊織掃部方へ御礼、諸事小橋金次郎殿御仕廻被下候事、御書付の写左之通、

唐通事主取鯨嶋正次郎、此節御省略ニ付御扶持米差上、且又痛所有之、已前之通加世田居住被仰付被下度願申出有之候、本文都て願通申付候、御時節を以汲請候、奇特成心入ニ付達

貴聞置候、

八月

伊織

右之通被仰付、難有安心仕、折角養生方致候事、

一同廿六日、於上介天廣間ニ御座中様御招請、御礼祝御酒差上候、
尤小橋氏相頼候、名嶋氏家内引受世話被下候、諸事首尾よく相済、
仁藏事同廿八日首尾よく帰宅、彼此安心致候事、

写

唐通事主取一代加世田郷士

加世田居住

鯨島正次郎

右者、御用の儀有之候間、麻袴着用意差越、拙者方へ届申出候様可
被申渡候、此旨御差図にて候、以上、

用達

戌十月十四日

但嶋仲兵衛

加世田郷士年寄中

右之通被仰渡候間、此旨正次郎へ被申渡、急度差越候様可被申渡候、
以上、

戌十月十五日

郷士年寄所印

宮原清兵衛殿

覚

馬老正 口引有

右者、就御用御當地へ差越申候間、明十六日未明無間違私方へ差越、
送届候様被仰付被下候、以上、

但人馬小松原近村より参り候様奉頼候、

唐通事主取

戌十月十五日

鯨島正次郎

加世田

御郡見廻衆中

右者通、急成頼御用差越申候間、早々持届候様被仰付被下度候、以
上、

唐通事主取

戌十月十五日

鯨島正次郎

小松原

御役人衆中

一十六日出立、遅方ニ相成雨天にて、伊作町迄参り止宿致候事、

受取

馬老正

口引有

加世田小松原々伊作迄

右者、就御用御當地へ被差越、儘ニ送届申候、以上、

唐通事主取

戌十月十六日

鯨島正次郎印

加世田

御郡見廻衆中

一明日送人馬、伊作郡見廻衆方へ伺書差遣候事、
一谷山へ先状差遣候事、

覚

(初力)

馬壹疋 口引有

右者、就御用鹿兒嶋へ差越被候間、明十七日早朝無間違送届候様、
御申付可被下候、以上、

町御奉行所へ致宿居申候、

唐通事主取

戊十月十六日

鮫嶋正次郎印

伊作

御郡見廻衆中

覚

馬壹疋 口引有

右者、就御用明十七日、伊作出立鹿兒嶋へ差越候間、右人馬無滞被
寄置可被下候、以上、

唐通事主取

戊十月十六日

鮫嶋正次郎印

谷山

御郡見廻衆中

右者通、急成就御用差越申候間、中途無滞早、持届候様被仰下被下
(可脱也)
候、以上、

唐通事主取

戊十月十六日

鮫嶋正次郎印

伊作

御郡見廻衆中

右、伊作・谷山人馬受取書如例、

一十七日雨天、早朝馬次所へ雇夫之事并府元へ駕籠借物等之世話、
宿主次右衛門相頼候事、

一夫三人自分雇入、駕籠一挺医師加納氏々借用相調候事、

一四ツ時分伊作出立、荒田より夜入五ツ時分名越家へ到着致候、着
前新屋敷小路内御用達但馬仲兵衛殿宅へ参上、差越候届申上候、
且御用ニ罷出候次第旁内、御尋申上候、又中馬様へ参上、届申上
候、彼此の諸都合内、御尋申上候事、

一今日悴共兩人小松原方差越候、源次郎中津留氏へ滞在、仁藏林氏
へ滞在致居候事、

一十八日晴天、朝五ツ時御地頭所御役所へ罷出候、今日御用之次第
かた／＼承知仕候事、九ツ時分御用御書付左之通、

今日八ツ後御用被仰渡管候間、麻袴着用にて、八ツ前より役所へ可
被罷出候、尤進上物等ハ承置候通手當いたし、平樽之儀者酒屋方借
入之筋可被取計候、此旨早々申遣候、以上、

用達

十月十一日

但馬仲兵衛

加世田

鮫嶋正次郎殿

一八ツ時分麻袴着用にて御地頭所へ罷出候、御用達衆より被仰渡候

御書付の与奉承知、難有次第奉存候事、

伊織殿より被相渡候御書付之与

加世田地頭

用達へ

唐通事主取一代加世田郷士

加世田居住

鯨島正次郎

右者、数拾年唐通事首尾能相勤、唐船漂着破船等の節毎度被差越、無滞御用相達候付、一代加世田郷士へ被

召出置候處、猶又致精勤、其上被下置候御切米も差上、多年之間正道相勤、旁御取譯を以、此節代、加世田郷士被仰付候、左候て、唐通事勤方の儀ハ専急事勤向候間、所郷士衆并之義ハ都て被差免、通事一筋被仰付候条、難有承知仕置、子孫忘却不致、通事無断絶様可致修練候、

右、御格の通申渡、唐船改へも可申渡候、

十月 伊織

右之通、戊十月十四日、相良此右衛門殿御取次を以被仰渡候間、此段申渡旨御差図にて候、以上、

用達

戊十月十八日

但馬仲兵衛

右之通、重疊其加至極難有次第奉承知候、御用達衆へ頼上、御地頭所へ早速御禮申上候、加世田へハ御地頭所々別立被仰渡段、承知仕候事、

一御肴一折 御酒二樽 白木十入 御菓子一箱 白木大箱足付

但積交肴裏御役所借物 ぬり平樽一荷酒屋へ借入 目録相付

御地頭様へ御礼進上、御役所にて御銚子・御吸物・御肴等被下候事、

一御肴一折 御樽二樽 ぬり五入 御用達但馬仲兵衛様へ進上、

但積交肴裏 目録相付

右者、御地頭所七ツ半過時分ニ首尾よく相済候、御用達衆御宅へ罷出候へ共、未御歸り無之故差上置罷歸り、名嶋家にて吸物・酒肴相調、俾共四人名嶋氏家内にて、先今日の祝等致し候事、今日者西田佐土原家六郎殿誕生日并袈婆太郎殿も、の御祝有之付、夜分父子三人列立差越候、九ツ過時分罷歸り候事、

一十九日晴天、今日都て御礼廻り大目附以上、并異国船掛御用人へハ御礼口上差上候、御座中様へハ如例御礼参上、

御家老高橋縫殿殿 川田伊織様 赤松市正様 山田伯耆様

菱刈下総様 加世田地頭 市田勘解由様 當分江戸御詰

岩御年寄 嶋津仲様 嶋津将監様 頼娃信濃様

大目附 嶋津登様 新納駿河様 島津安房様

異国船掛御用人 相良此右衛門様 加世田御地頭所御用達但馬仲兵衛様

文化三年丙寅九月廿一日、源次郎出府中津留家へ滞在、親正次郎事去年已来々病氣ニ有之、急事之御用等相勤候儀不相調、御座迄右病氣の御届申上置度、石原助一様へ御頼申上置候處、同廿八日源次郎へ御用被仰渡罷出候、左之通被仰付候事、

唐通事主取

加世田郷士

鯨嶋正次郎

右者、多年唐通事相勤、殊ニ御扶持米をも差上精勤致候處、去年以來病氣差発、急事の御用等難相勤段内意申出趣有之、此涯養生御暇被下置候条、混与加世田へ罷在養生致、得快方御用相勤候様御沙汰有之候事、

異国方御家老 顯娃信濃様

異国方御用人 名越右膳様

唐船改

肥後新五郎様

尾上甚右衛門様

十月十一日、源次郎帰宅、御役座へ届出申上候事、

郷士年寄衆緒方矢五左衛門殿、書役衆西剛右衛門殿取次相頼候也、

天保三辰年正月

卯四番唐船ノ連渡候漂流人一件全

目安方

天保三辰年正月

卯四番唐船々連渡候漂流人一件 全

目安方

薩州家老々之書狀 御用部屋々相廻ル

一筆啓上仕候、當月八日、薩摩国坊ノ津村沖江唐船壹艘卸碇候付、同所湊御挽入相尋候処、来朝乍浦出シ南京船主李少白牌名鉞尚中、乗組百拾六人、外唐国江漂着いたし候日本人拾人致護送、洋中風依不順漂来之旨申出候付、如先規質人請取番船堅固附置候、依之警固之者相添、以挽船其御地江送越可申候、其段豊後守申達候得共、猶又私共可申上旨申付、如斯御座候、別紙所付差上候、恐惶謹言、

十二月十四日

二階堂主計

川田信濃

嶋津丹波

嶋津但馬

川上久馬

大草能登守様

参人々御中

追而啓上仕候、護送之漂流人此方領内之者共ニ而、琉球国之

内喜界嶋江為目附役遣置候家来安田喜左衛門・船頭・水主乗組、去年六月彼嶋より帰帆之節逢難風、同八月唐国江漂着、

水主式人於同所病死いたし、殘人数之内拾人、此節李少白船

カ送来、外人數別船カ差越筈ニ而、當六月乍浦致出帆候處、

於洋中及挽船、生死之儀不相知段申出候、以上、

十二月十四日

辰正月廿二日

一卯四番唐船卯下剋人津いたす、

但薩州坊ノ津漂着船

一右唐船カ連渡候漂流人掛り通事之儀者、先達而入津いたし候卯壹番・三番唐船より連渡候漂流人懸り申付候付、此節別段不申付候、

當番觸頭呼出、唐船カ漂流日本人拾人連渡、今日呼出候付、白砂

詰御役所附兩組掠番手當いたし候様、一柳脩平申渡、

一卯四番唐船カ漂流日本人卸、為檢使役人水野應輔・岩崎吉左衛門

御役所附召連罷出、漂流人拾人并手廻唐人三人、御役所江召連罷

帰、

(無力)

但信牌卸着之、

一漂流人之荷物者檢使封印付、宿町人夫江為持来ル、

一右漂流人共、目安方詰所前ニ而踏絵為致候付、目安方長江林大

夫見届之、

一右漂流人共、御役所江連越候上、御番所後口手ニ為扣置、畢而

用場ニ而一汁一菜之支度為給候、

一漂流人連渡候唐人并漂流人とも、白砂ニおゐて左之通吟味、尤右

唐船ハ薩州坊ノ津漂着船ニ付、右之趣も一同吟味致ス、

但唐人ハ最初ハ白砂江差出置、

卯四番船主代

財副

金順安

其方船、薩州坊ノ津漂着之次第、右之外何方江も船を寄、商売ケ間敷儀不致候哉、

畢而

疑敷儀も不相聞ニ付、追而商売可申付、

卯四番船主代

財副

金順安

介抱人

郭三

施正

其方共連渡候日本人、唐国江漂着之次第、此節連渡候始末可申聞、

一右日本人、唐国逗留中邪宗門等之勘ニ逢候儀、不及承候哉之事、

一此度日本人連渡候節、薩州漂着之外何方江も船を寄不申候哉、商売ケ間敷儀不致候哉、

畢而通事共江

唐人共答之趣、口書可差出、

松平豊後守足輕格

船頭

羽織着罷出

西田賀藤次

同

和田治左衛門

同

西田伊平次

水主

伊右衛門

次兵衛

武八

助市

仁右衛門

甚太

善太

其方共儀、當辰何歳ニ相成候哉、

一宗旨之事、

一乗組人数之事、

一類船有無之事、

一於洋中難風ニ逢、唐国江漂着いたし候始末之事、

一國元出船之節、金銀并武具類持乗候哉之事、

一唐国逗留中、邪宗門勘ニ逢候儀者無之哉、且商売ケ間敷儀不致候哉之事、

一於唐国竜牌等被与候哉、金銀衣類等貰ひ候哉之事、

一唐国何頃出船いたし候哉之事、

畢而

右之外、猶又追、可相尋問、有躰可答候、尤吟味中豊後守家

来江預ケ置間、藏屋敷ニ罷在候内、唐国之咄等不致、諸事慎

可罷在、

畢而、上掾目安方相詰候前江呼出、左之通申渡、

松平豊後守家来

帶剣ニ而罷出

奥

四郎

唐国江漂流日本人拾人、去卯四番唐船ハ送米候付遂吟味候處、松平豊後守家来其外水主等之由申立ニ付、其方江預置候間、其旨可相心得候、尤藏屋敷江差置候内、附ケ置候番人之外對

談不為致、勿論唐国之咄等不為致、為相慎可差置、

右之通致吟味、目安方長江林大夫・一柳脩平相詰、

但唐人吟味之節ハ、日安方ハ上據上之方江相詰、下之方江者通

事共相詰通弁いたす、右唐人并通事共退散之上、目安方ハ上

據左右ニ引別レ相詰、

一右相済候上、漂流人共荷物日安方詰所前江持出させ、用人齊

藤為右衛門・目安方長江林大夫立合、常用并着用之官物改させ、

蔵屋敷江為持越候、尤右品、掠番江も為改、殘荷物之分ハ為

右衛門・林大夫封印付、宗門蔵江入置候、

一右荷物封印付・蔵入之義ハ、表小使取計候、

一薩州聞役、左之通書付差出、

差上申一札之事

薩州鹿兒島

船頭

西田賀藤次

和田治左衛門

西田伊平次

本土

伊右衛門

次兵衛

武八

助市

仁右衛門

甚太

善太

右之者共唐国江致漂流、去卯四番唐船を送來候付、被逐御吟

味候處、薩州之もの共ニ御座候間、御吟味中私江御預被置候

付、蔵屋敷江差置候内、番人之外対談等不為致、猥ニ唐国之

咄等不致様為相慎可差置旨被仰渡、奉畏候、依之御請書差上

申處如件、

松平豊後守内

天保三年辰正月廿二日

奥 四郎

辰正月廿二日

一明日五時、漂流人拾人差出候様、薩州聞役江用人を申遣、

翌廿四日

一漂流人拾人、薩州用達召連來ニ付、日安方詰所ニおゐて、目安方

長江林大夫吟味いたす、

但此後追、呼出候得共、同様之儀ニ付略ス、

一漂流人之内、西田賀藤次・和田治左衛門・西田伊平次儀者足輕

格、目安方吟味之節も延之上ニ差出、

辰正月廿七日言上ケ条之内

右漂流日本人呼出吟味仕候處、松平豊後守家来并領内之者壹船

(式脱力)

ニ式拾人乗組、琉球属嶋之内鬼界嶋、去、寅六月廿六日出帆仕

候處逢難風、同八月三日唐国江漂着仕候處、式人者於唐国病死

仕、相殘候式拾人式艘引分、去夏可送越去卯六月八日午浦出帆

仕候處、同十七日寧波之沖ニ而及破船、拾人者溺死仕候旨、殘

拾人乗組候船者唐国江乗戻、此度入津之去卯四番唐船を送來候

段申之候、猶得吟味仕、委細之儀者追而可申上候事、

辰正月廿八日

一薩州聞役左之書付差出、承置候段用人を以申達、

口上書

御預被置候漂流人共、逆上強候由申出候付、折、月代為致度

此段奉伺候、以上、

松平豊後守内

正月廿八日

奥 四郎

同二月七日八日

一漂流人共荷物調ニ付、拾人之漂流人とも薩州用達召連罷出ニ付、於白砂用人齊藤為右衛門・目安方長江林大夫立合、持戻之品并貨物之品色、掠番共江調させ、藏屋敷江持越候分ハ引分相渡、残り之分著封印付元之通藏入為致候、且唐国江残置候黒砂糖・船・具代ニ請取持帰候銀錢、左之通懸改させ、会所請込方中村半八郎呼出シ相渡、此節漂流人共江も見せ置候、但掠番呼出之儀者、前日當番觸頭江申付、

一右荷物、藏出入封印解明并封印付候儀者、表小使取計候、

一銀錢

但數

辰二月

一薩州聞役呼出、左之達書用人を以相渡、

松平豊後守足輕格

船頭

一法花宗薩州鹿兒嶋荒田止立寺

西田賀藤次

辰五十二歳

右同断

同タンレン

和田治左衛門

辰二十歳

右同断

賀藤次郎

同タンレン

西田伊平次

辰二十歳

大日丸水主

薩州秋月浦

一禪宗同国秋月浦大通庵旦那

伊右衛門

辰七十歳

同船水主

同国指宿

一禪宗同国指宿宮ヶ浜源忠寺旦那

次兵衛

同船水主

辰三十五歳

一禪宗同国同所摺ノ濱浦トウナン寺旦那

同国指宿ノ濱浦

武八

辰三十五歳

一法花宗薩州赤尾木浦寺号不覚

同船水主

助市

辰四十五歳

一真言宗薩州今和泉浦小牧村福寿院旦那

同船水主

仁右衛門

辰五十二歳

一右同断

同船水主

甚太

辰二十三歳

一禪宗寺号并右寺有之地名不覚

同船水主

善太

辰十八歳

右之者共儀、去、寅春勤番役肥後八之進儀、琉球国鬼界嶋江在番為交代罷越ニ付、其御許藏米等積入、大日丸江船頭・水主等都合拾九人乗組、彼嶋江着岸致し、是迄右嶋江相詰居候勤番役安田喜左衛門与交代相済、同人并召仕・船頭・水主等都合式拾式人右船江乗組、同所々年貢之黒砂糖・尺莖等積入、同年六月廿六日鬼界嶋出帆いたし候処、逢難風唐国江令漂着、乗組之内水主庄藏・彦左衛門ハ於唐国病死いたし、残式拾人之内拾人卯四番唐船々送來候付吟味中預置候、右之者共住所并歳・宗旨・寺等之儀、書面之通相違無之候哉、寺号・地名等不相分、且仮名書ニ認候分も文字等相糺、否早、可被申聞候、尤相殘安田喜左衛門、船付長瀬早八、喜左衛門召仕吉村勇藏・吉井庄兵衛・城新兵衛・松元長八・新藏、并同船水主種ヶ嶋三右衛門・今和泉浦熊吉・種ヶ嶋廣右衛門儀者、去夏唐船々送來候於洋中破船

いたし溺死いたし候旨、送米候唐人とも申立候、

辰二月

辰二月
一薩州聞役呼出、左之書付用人を以相渡、

此度入津之唐船々連渡候御領内漂流人とも、持戻候品之内別紙
名前之封状有之、一旦唐国江漂流持戻候品ニ付、容易ニ難相渡
焼捨可申候、乍然不請取候而不叶儀ニ候ハ、開封之上可相渡
候間夫々相糺、否早、可被申聞候、

辰二月

名嶋善兵衛様

平安

幸郁

鹿兒嶋下萩原小路ニ而

白喜界嶋

覚

一書状壹通

一形薬入小箱三ツ
但荷者ッ
荷印今

右者、近頃御面倒恐千万奉存候得共、何卒御上着次第、宛書
之通御届方御世話万端奉頼上候、以上、

六月十八日

幸郁

御船大日丸船頭

西田熊助様

安藤十蔵様

御取次衆

泰横目
濱直
從喜界嶋

一別封 壹通

一小樽 貳挺

右小樽宛書之儀者、田上喜藤次様御宛ニ而候、

但運賃・尺筵相添、

右者、近頃御面倒之至奉存候得共、御上着次第御届方宜様

偏ニ奉頼上候、以上、

寅六月十六日

泰横目
濱直印

御舟大日丸船頭

西田賀藤次様

和田伊太郎様

益満五右衛門様

御同姓助次郎様

無異

一別封 壹通

一小樽 壹挺

白喜界嶋

外ニ運賃・尺筵相添、

右者、近頃御面倒之至奉存候得共、御上着次第御届方宜様奉
頼上候、以上、

寅六月十六日

泰横目
濱直印

御舟大日丸船頭

西田賀藤次様

和田伊太郎様

上二本馬場ニ而
榊原新左衛門様

右壹封、御上着之上御届方奉頼上候、以上、

六月廿六日

喜界嶋々
宗篤
喜界嶋眞人
宗篤

御舟大日丸船頭

西山賀藤次様

和田利右衛門様

黒岩庄左衛門様

要用

喜界嶋與人
宗篤

鹿兒嶋二而

右老封、無據要用ニ付差上申候間、無滞相届候様御頼申上候、
以上、

六月廿六日

喜界嶋與人
宗篤

御舟大日丸船頭

西田賀藤次様

鹿兒嶋二而

山田彦左衛門様

平安用事

肥後八之進
岩切彦兵衛

右之通、乍御面倒砂唐藏御囲内三嶋方迄御届可給候、以上、

大日丸

船頭様江

自喜界嶋

喜界嶋詰見開役

御船奉行衆

右同附役
美代藤助

喜界嶋

代官

御船奉行

御船大日丸飯米送状

喜界嶋代官勘

物奉行衆

肥後八之進

上納尺莚斤目證印帳并印鑑入

母上様

喜界嶋

美代藤太郎殿

無事

美代藤助

上清水馬場二而

喜界嶋

御船手書役助御役二而
安藤十藏様

無異

鹿兒嶋二而

比地喜左衛門様

無事

摺之濱二而

小根占二而

大塚半七様

無事

大和田善左衛門様

御返報

山下利三郎様

摺之濱二而

三嶋方掛

御役之衆

無異

右同断

斤量一件問合

上国そ人寄

莊 意求様

平安要用

上国そ人より

莊 意求様

平靜要用

寅六月廿三日發

右臨

鹿兒嶋二而

諸人方届状在中

寶珠丸船頭

市左衛門様

平安

安藤平八
從喜界嶋

從喜界嶋灣間切

喜界嶋本與人格
岡切横目 奥 祐喜

喜界嶋々

喜界嶋々
坂口平右衛門

小はつね

喜界嶋東間切横目

奥 祐喜

右同間切横目

宗 由恵

喜界嶋々

喜界嶋代官

肥後八之進

そ人

信實

そ人格津口横目

三千懷

自喜界嶋

喜界嶋與人

蘭阜

山川二而 表 喜界嶋与人 蘭阜
 夢田彦太郎様 山川 平安
 山川二而 表 喜界嶋与人 蘭阜
 大迫新藏様 表 御取次衆中
 寒水二而 書状在中
 山川仕登方 喜界嶋代官 肥後八之進
 御代官衆 見聞役衆 松崎龍藏 松崎龍藏 縁具座敷校相副
 松崎休兵衛様 平安
 鹿尻府二而 六月廿三日謹封托大日丸
 東郷林八殿内 傳次郎殿 松崎龍藏 尺延忠東相添
 鹿兒嶋下武村新納様御飯屋邊二而 從喜界嶋
 砂糖方 御代官衆 喜界嶋代官 肥後八之進
 御船大日丸江積込候砂糖送状
 三嶋方掛 喜界嶋代官 肥後八之進
 能登丸欠米之儀二付問合
 御船奉行衆 喜界嶋代官 肥後八之進
 大日丸船中津口通并船見證文
 御勝手方 喜界嶋代官 肥後八之進
 御用人衆 張紙海之
 一船、欠米之儀二付申上候一

御勝手方 喜界嶋代官 肥後八之進
 御用人衆 表
 喜界嶋當役美差上切砂糖一卷二付申上候
 右同斷
 御勝手方 喜界嶋代官 肥後八之進
 御用人衆 表
 大日丸出帆之御屈
 右同斷
 御勝手方 喜界嶋代官 肥後八之進
 御用人衆 表
 喜界嶋泰横目改度改名之御屈
 右同斷
 御勝手方 喜界嶋代官 肥後八之進
 御用人衆 表
 遠嶋人高橋勘左衛門病死之御屈
 右同斷
 大目附衆 喜界嶋代官 肥後八之進
 御目附衆 右同斷
 遠嶋人高橋勘左衛門病死之御屈
 右同斷
 御目附衆 喜界嶋代官 肥後八之進
 御目附衆 右同斷
 御船大日丸出帆之御屈
 右同斷
 御勅定小頭 喜界嶋代官 肥後八之進
 永野仲右衛門殿
 本山休左衛門殿
 御檢地帳之御答
 物奉行衆 喜界嶋代官 肥後八之進
 諸上納尺庭之儀二付御問合

御船奉行衆	喜界嶋代官	肥後八之進
裏		
大日丸小橋船明神丸江乗せ遣候一件之間合		
三嶋方掛	喜界嶋代官	肥後八之進
御役、衆		
裏		
島詰役、上国之節、船中飯料用と、米拾石以上持登候一件		
三嶋方	喜界嶋代官	肥後八之進
御役、衆		
裏		
御用紙儀三付問合		
御勝手方	喜界嶋代官	肥後八之進
御用人衆		
三嶋方掛	喜界嶋代官	肥後八之進
御役、衆		
裏		
いろは丸大豆欠相立候問合		
御船奉行衆	喜界嶋代官	肥後八之進
裏		
大日丸出帆之間合		
山川御仕登差引	喜界嶋代官	肥後八之進
御代官衆		
裏		
古未進一件三付問合		
田中庄左衛門様	助熊	
裏		
鹿兒嶋		
米良仲之進様	大嶋より	
上書紙入	八千熊	
裏		
海上安全	助千代	

荒田三而	小次郎
隈元源太郎様	
裏	
御取次衆御平安	
鹿兒嶋二而	
裏	
松崎千太郎様	喜界嶋わん飯屋より
平安無事	篤典
裏	
御船手二而	喜界嶋早町
山田伊蔵様	宿元
平安	
裏	
坊之津二而	秋田
甚兵衛様	休四郎
無事	
裏	
かり野村二而	喜界嶋
伊地知金次殿	伊地知新助
無事	
裏	
鹿兒嶋江	從喜界嶋
福嶋甚右衛門様	吉富次郎右衛門
有馬孫右衛門様	
裏	
海上安全	
指宿外拵二而	喜界嶋小宮村
宮ヶ濱二而	志戸桶村
黒石清右衛門様	春美廣
無事	
裏	
指宿内宮ヶ濱二而	喜界嶋志戸桶村
薩州指宿二而	喜界嶋小野津村
小田吉次郎様	富千代
裏	
寅六月十八日出	
無別条	
有馬孫左衛門様	吉富次郎右衛門
同所袈裟市様	
海上安全	
裏	
指宿外拵二而	喜界嶋小宮村

福嶋甚右衛門様

同所 勝八様
海上安全

指宿外拵二而

山下吉次様

同所 勘次郎様
海上安全

指宿外拵二而

山下吉次様

指宿佃元二而

吉富次郎右衛門

喜界嶋小宮村方

吉富次郎右衛門

喜界嶋小宮村方

脂嘉

喜界嶋小宮村方

辰三月二日
一漂流人懸り通事呼出、漂流人連渡候卯四番船主・財副・介抱人名

前書取調、早々差出候様目安方長江林大夫申渡、

一右三付、左之通書付差出、

但備前漂流人連渡候唐人共名前書も一同差出、右者備前漂流人
一件帳ニ留候付、爰ニ略、

米三拾俵

卯四番船主

揚西亭

同 脇船主

李少白

同式拾俵宛

同 財副

朱春谷

金順安

同式拾俵宛

同 介抱人

洪四

王雲

郭三

施正

以上

辰三月

但荷主名前者、一同連渡候備前漂流人一件
之方ニ出し候間、除之、

辰三月八日
一薩州聞役、左之書付三通差出、

但内老通ハ、先達而達置候封状之名書ニ而、文字不知分相糺方
附札并開封之附札有之計ニ付略ス、本紙ハ一件袋ニ有之、

喜界嶋詰見聞役
岩切彦兵衛

御船奉行衆

右同附役
美代藤助

喜界嶋

代官

御船奉行

御船大日丸飯米送状

物奉行衆

上納尺庭斤目證印帳并印鑑入

喜界嶋代官勤
肥後八之進

三嶋方掛
御役、衆

喜界嶋代官
肥後八之進

右同斷

斤量一件問合

山川仕登方
御代官衆

喜界嶋代官
肥後八之進

見聞役衆

砂糖方
御代官衆

喜界嶋代官
肥後八之進

御船大日丸江積入候砂糖送状

三嶋方掛 御役、衆	喜界嶋代官 肥後八之進	熊野丸欠米之儀ニ付問合	御船奉行衆	喜界嶋代官 肥後八之進	大日丸船中津口通并船見證文	御勝手方 御用人衆	喜界嶋代官 肥後八之進	「船、欠米之儀ニ付申上候」	喜界嶋代官 肥後八之進	「喜界嶋當數員差上切砂糖一卷ニ付申候」	喜界嶋代官 肥後八之進	「大日丸出帆之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進	「遠嶋人高橋勘左衛門病死之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進	「喜界嶋黍横日改居改名之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進	大目附座 御目付衆	喜界嶋代官 肥後八之進	「遠嶋人高橋勘左衛門病死之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進	「遠嶋人高橋勘左衛門病死之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進	月番 御目付衆	喜界嶋代官 肥後八之進	「御船大日丸出帆之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進
--------------	----------------	-------------	-------	----------------	---------------	--------------	----------------	---------------	----------------	---------------------	----------------	------------	----------------	------------------	----------------	-----------------	----------------	--------------	----------------	------------------	----------------	------------------	----------------	------------	----------------	--------------	----------------

御勘定小頭 永野仲右衛門殿	喜界嶋代官 肥後八之進	本田休左衛門殿	御檢地帳之御答	喜界嶋代官 肥後八之進	物奉行衆	喜界嶋代官 肥後八之進	諸上納尺庭之儀ニ付御問合	喜界嶋代官 肥後八之進	御船奉行衆	喜界嶋代官 肥後八之進	大日丸小橋船明神丸江乗せ遣候一件之問合	喜界嶋代官 肥後八之進	三嶋方掛 御役、衆	喜界嶋代官 肥後八之進	島詰役、上国之節船中飯料用として米拾石以上持登候	一件	三嶋方 御役、衆	喜界嶋代官 肥後八之進	御用紙儀ニ付問合	喜界嶋代官 肥後八之進	御勝手方 御用人衆	喜界嶋代官 肥後八之進	三嶋方掛 御役、衆	喜界嶋代官 肥後八之進	「喜界嶋黍横日改居改名之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進	大目附座 御目付衆	喜界嶋代官 肥後八之進	「遠嶋人高橋勘左衛門病死之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進	「遠嶋人高橋勘左衛門病死之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進	月番 御目付衆	喜界嶋代官 肥後八之進	「御船大日丸出帆之御届」	喜界嶋代官 肥後八之進
------------------	----------------	---------	---------	----------------	------	----------------	--------------	----------------	-------	----------------	---------------------	----------------	--------------	----------------	--------------------------	----	-------------	----------------	----------	----------------	--------------	----------------	--------------	----------------	-----------------	----------------	--------------	----------------	------------------	----------------	------------------	----------------	------------	----------------	--------------	----------------

右者、去冬入津之唐船、連渡候領内漂流人共持戻候品之内、別紙名前之封状有之、一旦唐国江漂流持戻之品ニ付、容易ニ難被相渡候間焼拾可被仰付、乍然不申請候而不叶儀ニ候ハ、御開封之上御渡可被成候間夫、相糺、否早、可申上旨承知仕候、依之漂流人共江相尋候處、前文式拾五行之分ハ御開封之上御渡被下、其余者都而焼捨被仰付度旨申出候ニ付、此段申上候、以上、

薩州聞役

辰三月八日

奥 四郎

安田喜左衛門事、鬼界嶋在番与御達書ニ相見得申候得共、国許タ江戸御用番様江者、目附役与御届申上置候、右ニ付而者、在番与目附役与之相違ニ御座候得者、全躰目附役ニ而鬼界嶋江在番いたし候儀ニ御座候間、目附役之所を以御取扱被成下度儀与奉存候、

辰三月十五日
一唐通事年番呼出、左之書付於廣間用人相渡、

唐通事年番江

卯老番船主	周薩亭
同三番船主	汪執耘
同四番船主	楊西亭
同三番船脇船主	孫漁村
同四番船同断	李少白
同老番船財副	邵植育
	劉藕舡
	高掬雲
同三番船財副	顧子英

右之もの共御用之儀有之候間、明十六日四時御役所江可差出候、

辰三月

一卯四番船唐人共呼出、左之通申渡、家老・用人・給人并町年寄相詰、

但唐人者漂流人懸り通事呼、次給人披露、尤船主者名披露、其外ハ荷主代・脇船主・財副・介抱人と披露、
船主・財副者使者之間掛板江扣罷在、介抱人者番所江扣居、申

渡以前番所後手通りニ而使者之間掛板江差出置、申渡候節、船主・財副者對面所敷居際掛板江罷出、介抱人ハ右々少シ引下り同所江罷出、

右者、備前漂流人連渡候卯一番・三番船唐人とも江も一同申渡、年頭者備前漂流人一件帳ニ留候付略ス、

卯壹番船
同四番船

荷主

去、寅八月、日本薩摩国之者共唐国江漂流いたし、同年十一月備前国之もの共外国江漂流いたし候後、唐国江罷越候を従官府被相渡候由ニ而、在唐中ハ其方引請世話いたし候段、令満足候、依之米三拾五俵為取之候、

辰三月

卯四番船主

楊西亭

去、寅八月、日本薩摩国之者共唐国江漂流いたし候処、其方引請送來、船中万端世話いたし候段、令満足候、依之米三拾俵為取之候、

一番越帰帆中付候間、勝手次第可致出帆候、

辰三月

卯四番船船主

李少白

同財副

朱春谷

金順安

去、寅八月、日本薩摩国之者共唐国江漂流いたし候処、其方とも引請送來、船中万端世話いたし候段、令満足候、依之米貳拾俵宛為取之候、

辰三月

卯四番船介抱人

供四

王雲

郭三

施正

去、寅八月、日本薩摩国之者共唐国江漂流いたし候処、其方共附添船中万事介抱いたし候段、令満足候、依之米貳拾俵宛為取之候、

辰三月

一高木米太郎年番町年寄江左之書付相渡、

年番町年寄江

米三拾五俵

卯壹番船
同四番船

荷主

米三拾五俵

同三番船

荷主

同三拾俵宛

卯壹番船主

周陽亭

同三番船主

江執耘

同四番船主

楊西亭

同貳拾俵

同三番船船主

孫漁村

同貳拾俵宛

同壹番船財副

邵植齊

劉藕齡

高拘雲

顧子英

楊寬三

朱春谷

金順安

同貳拾俵宛

同壹番船介抱人

張慶元

揚大観

方 専

曹徳元

同二番船介抱人

張 外

馮 外

揚三桂

石 錦

同四番船介抱人

徐 裕

洪 四

王 雲

郭 三

施 正

辰三月

右之通、会所欠所銀之内を以買入可相渡候、右者日本漂流人護
送いたし候付為取之候間、諸事前、之通り可取計候、

高木栄太郎江

右同文言

右之通申渡候間、可被得其意候、

辰三月

辰二月廿七日
一薩州聞役左之書付差出、

松平豊後守足輕格

法花宗薩州鹿兒嶋荒田正建寺旦那

右同断

右同断

鍛練
和田利左衛門
辰三十四才

右同断賀藤次伴

鍛練
西田伊平次
辰一十才

禪宗同国秋目浦大連庵旦那
薩州秋目浦

大日丸水主
伊右衛門
辰七十才

禪宗同国指宿宮ヶ濱源忠寺旦那
同国指宿

同船水主
次兵衛
辰五十五才

禪宗同国同所摺之濱洞雲庵旦那
同国指宿摺之濱浦

同船水主
武 八
辰二十五才

法花宗薩州種子嶋本源寺旦那
薩州種子嶋

同船水主
助 市
辰四十五才

真言宗薩州今和泉小牧村福寿院旦那
薩州今和泉浦

同船水主
仁右衛門
辰五十二才

右同断

同船水主
甚 太
辰二十三才

禪宗同国秋目浦正法寺旦那
同国秋目浦

同船水主
善 太
辰十八才

右之者共儀、去々寅春勤番役肥後八之進儀、琉球国鬼界嶋江在番
為交代罷越候付、国許藏米等積人、大日丸江船頭・水主等都合拾
九人乗組彼嶋江致着岸、是迄右嶋江相詰居候勤番役安田喜左衛門
与交代相済、同人并召仕・船頭・水主等都合廿二人右船江乗組、
同所より年寅の黒砂糖・尺筵等積人、同年六月廿六日鬼界嶋出帆

いたし候處、逢難風唐国江令漂着、乗組之内水主庄藏・彦左衛門者唐国ニおゐて病死いたし、残式拾人之内拾人卯四番唐船より送来候付、御吟味中御預ケ被置候、右之者共住所并歳・宗旨・寺等之儀、書面之通相違無之哉、寺号・地名等不相分、且仮名書ニ認候分も文字等相糺、否早、可申上旨、御達書之趣役人共承知仕相糺候處、領内人別之ものニ而、住所并歳・宗旨・寺等、右之通相違無御座候、

右之趣、御届仕候様役人共申越候間、此段申上候、以上、

薩州開役

辰三月

奥 四郎

辰四月

一漂流人共唐国々持戻候書籍・墨跡類、目安方長江林大夫持出、用場おゐて為改候處、何れも別条無之品之由ニ而、左に書付差出、

但聖堂呼出方之儀ハ前日年行司江申付、

覚

- 一遠色編序 一部一冊
- 一増訂敬信録 一部一冊
- 一日用字類写本 一部二冊
- 一尺牘輯安 半本二冊
- 一戒殺牛犬信徴録 二部各一冊
- 一玉歴鈔傳警世 一部一冊
- 一龍頭通考大全 二部各一冊
- 一群仙高會賦 一帖
- 一滋悪堂墨寶 一帖
- 一雪褒哀君墓誌銘 一帖

一石摺 一枚

一書画扇子 二本

一書画類 八拾八枚ト五幅

右者、漂流人實請書籍類改被

仰付候ニ付、書中取調及候處、流布仕候而も差支之儀無御座候、

依之此段以書付奉申上候、以上、

辰四月

田邊啓右衛門印

河本記十郎印

辰五月二日

一漂流人懸り通事、左之通拾冊差出、

卯四番船日本人連渡候付吟味仕候口書并和解 美濃紙三冊 半紙二冊

卯四番船日本人連渡候付差上候書付并和解 美濃紙三冊 半紙二冊

又右書面等ニ綴込有之、

同月二日頭

一会所請込方呼出、先達而相渡置候漂流人唐国々持戻候銀錢之代りとして、相渡候日本銀員數取調可申上旨、長江林大夫申渡、

但序ニ漂流人唐国々持戻候銀錢唐錢相渡、此代り日本銀并錢員

數も取調、一同書付可差出旨申渡、

辰五月三日

一左之書付長江林大夫差出、

唐国漂流人共江為代被下候銀并錢出方之儀申上候書付

目安方

- 一銀沓貫七百三拾七匁九分式厘五毛
- 一同三貫九百拾五匁四分五厘
- 一同式匁式分七厘五毛

一 錢四百拾貳文但了錢

右者、唐国江漂流いたし候薩州之者共江、於唐国乗り船・舟具・黑砂糖之為代り詰取、持帰候銀錢并貫候銀錢唐錢之為代被下候銀錢、書面之通り出方之儀、長崎会所江御断御座候様仕度、此段申上候、以上

辰五月

目安方

辰五月三日
一 薩州人拾人薩州用達召連来ニ付、白洲江呼出口書中付、

但呼出之儀ハ前ニ有之通りニ付略、

一口書下調ハ不致、直ニ白洲ニ而読聞せ候、尤様子書・荷物改帳者不読聞候、

一 右相濟、又、白洲江呼出用人、目安方長江林太夫立合、口書・

様子書・荷物帳共、一同印形・爪印取之、

一 薩州用達

同月七日

一 薩州聞役呼出、明日五時漂流人共引渡候間、御役所江召連罷出候様、用人を以申達、

一 會所請込方呼出、唐銀錢之代り漂流人共江被下候日本銀并錢、明朝差出候様、目安方長江林太夫申渡、

一 明日漂流人引渡ニ付、御役所附両組掠番手當いたし候様、當番觸頭江右同人申渡、

一 明日於白洲焼捨物有之候間、手當いたし候様普請方江可相達旨、年行司江右同人申渡、

辰五月八日
一 會所請込方、左之書付ニ日本銀并錢相添差出、

一 銀錢 量目三貫貳百三拾壹匁八分

此代り銀五貫六百五拾五匁六分五厘

但量目拾匁ニ付拾七匁五分

一 唐錢 丁錢四百拾貳文

此代り錢四百拾貳文

右之通相納申候、以上、

辰五月四日

會所請込方掛

一 薩州聞役奥四郎、漂流人共召連罷出ニ付、使者之間江為扣置、白洲江出座用人相詰、目安方兩人上様ニ相詰、漂流人とも呼出し、左之通申渡、

但右之節、聞役并用達差添罷出、

一 聞役者使者之間ニ扣罷在、漂流人白洲江呼出候節、まいら戸外掛板罷出、上様目安方相詰候後口江罷出、

松平豊後守足輕格

船頭 西田賀藤次

右同断

鍛練 和田利左衛門

右同断

鍛練 西田伊平次

松平豊後守手船

大目丸水主

右同人領分

薩州秋月浦

右同船水主

同国指宿

伊右衛門

次兵衛

右同斷
同國指櫓之濱浦

武八

右同斷
隅州種子嶋

助市

右同斷
蓬州今和泉浦

仁右衛門

右同斷
同所

甚太

右同斷
同國秋目浦

善太

其方共儀、去、寅年唐国江漂流いたし、去卯四番唐船を送來候付、遂吟味處、彼国ニ而切支丹宗門勅ニ逢候儀無之、疑敷筋も不相聞ニ付、無構国元江差歸候条、難有可存候、尤豊後守領分々外江猥ニ住居致間敷候、

一唐国々持戻候所持之品、内、書狀者一旦唐国江漂流持歸候儀ニ付焼捨申付候、尤請取度段申上候分者、開封之上、外持戻之品一同相渡之候、

一其方共乗り船・船具・黒砂糖之代りとして、唐国々請取持歸候銀錢并於唐国貫候品之内、銀錢・唐錢者取上之、其外之品、ハ其俣為取之、銀錢・唐錢之分ハ為代り日本銀并錢為取之候、

此申渡之節、四郎儀目安方
相詰候前ニ出申渡候上、別紙
書付ハ用人を以相渡、未ニ記、
松平豊後守家来

奥 四郎

右之者共引渡遣問、豊後守江可申聞候、委細之儀者別紙書付相渡候、

右相濟候上、手廻之品宗門藏か出し白洲ニ並置、用人

目安方長江林太夫立合、此節聞役奥四郎者まいら戸を後口ニい

たし横座ニ出席、漂流人共呼出荷物引渡、銀錢・唐船之為代り為取候日本銀并錢夫々相渡、漂流人共持戻候書狀之内、請取度旨申立候分ハ開封いたし、右荷物一同相渡し請證文読聞、荷物請取帳共爪印・印形取之、書狀之内焼捨候分ハ一通り聞役江見せ焼捨候段申達、漂流人共江も同様申渡、右書狀御用番兩組江相渡、於白洲焼捨させ候、此節普請方定役并小役之者罷出、但漂流人請證文并荷物請取帳左之通、

差上申御請證文之事

私共儀、去、寅年唐国江漂流仕、去卯四番唐船を送來候付、被遊御吟味候處、切支丹宗門勅ニ逢候儀無之、疑敷儀も無御座候付、無御構国元江被遊御差歸、難有仕合奉存候、尤豊後守領分々外江猥ニ住居仕間敷旨被仰渡、奉畏候、

一唐国々持戻候所持之品、内、書狀者一旦唐国江漂流持歸候儀ニ付焼捨被仰付、尤請取度段申上候分者、御開封之上、外持戻之品一同被遊御渡、難有奉請取候、

一私共乗り船・船具・黒砂糖之代りとして、唐国々請取持歸候銀錢并於唐国貫候品之内、銀錢・唐錢者御取上、其外之品、者其俣被下置、銀錢・唐錢之分者為代り日本銀并錢被下置候旨被仰渡、奉請取候、依之御請證文差上申処如件、

天保三年辰五月八日

松平豊後守足輕格

船頭 西田賀藤次印

右同斷

鍛練

和山利左衛門印

右同斷

鍛練

西田伊平次判

(正表紙)

漂流人持戻并貫物請取帳

拾人之者共唐国々持戻候品々之覚

一板切手

七枚

題目懸物

式幅

一守

老箱下式摺

不動懸物

老幅

松平豊後守手船

大日丸水主

右同人領分

薩州秋目浦

右同船水主

同国指宿

同国指宿摺之濱浦

右同断

隅州種子嶋

右同断

薩州今和泉浦

右同断

同所

右同断

同国秋目浦

善太爪印

伊右衛門爪印

次兵衛爪印

武八爪印

助市爪印

仁右衛門爪印

甚太爪印

善太爪印

一観音懸物

一大黒懸物

一秋葉山懸物

一北斗北辰懸物

一画懸物

一船魂

一本

一帳面

一反古

一式朱判

一錢六百七拾九文

一刀

一脇差

一上下

一川越平袴

一木綿袴

一同夜着

一同蒲團

一同綿入

一同裕羽織

一同裕

一同単物

一同胴着

一同肌着

一同帯

四幅

壹幅

壹幅

壹幅

壹幅

壹

式拾三冊

拾九冊

式摺

壹

三腰

三腰

三腰

壹具

壹具

壹具

三

七

式拾三

九

九

拾三

五

式拾

拾三筋

一同単帶

一同股引

一同脚半

一同胸當

一同風呂敷

一同袋

一同切レ

一縮緬綿入

一紬綿入

一絹帶

一秩父股引

一嶋木綿

一芭蕉布

一紹羽織

一帷子

一緦子肌着

一布肌着

一同風呂敷

一同単帶

一同袋

一同切レ

一帯止メ

一蚊帳

一手拭

一足袋

四筋

壹足

式足

式

六

式

拾壹

壹

式

五筋

壹足

式反

三反

壹

拾五

壹

三

壹

壹筋

壹

壹

三

三張

四

九足

一 席	四拾六枚	一 裁尺	壹本	一 箸	拾七膳	一 錐	四本
一 袂落シ	壹	一 糸巻	貳	一 鍋	貳	一 鉄槌	壹挺
一 紙入	六	一 扇子	三本	一 蓋茶碗	壹	一 鏟	壹挺
一 同上ハ袋	貳	一 刀懸ケ	壹	一 茶碗	拾貳	一 斧	壹挺
一 揚枝差	貳	一 硯箱	七	一 猪口	拾四	一 鉾	壹本
一 帛紗	貳	一 硯	八面	一 茶出シ	壹	一 毛拔	壹
一 金入	四	一 水入	三	一 問鍋	壹	一 櫛箱	壹
一 錢袋	貳	一 墨	貳挺	一 神酒瓶	壹對	一 櫛	貳拾壹枚
一 細引	四拾壹筋	一 筆	貳本	一 纏節	四本	一 鏡	四面
一 跡付	壹	一 たはこ	貳包	一 醤油	壹筒	一 鍬	四挺
一 柳筆裏	拾	一 たはこ入	拾四	一 酒入	貳	一 髮毛	拾包
一 革籠	貳	一 きせる	八本	一 油入	三	一 髮結道具	壹揃
一 籠	五	一 きせる差	三	一 皿	六	一 耳搔	五本
一 両掛葛籠	壹	一 きせる竿	五本	一 弁當箱	貳	一 鎌	壹挺
一 櫃	貳	一 たはこ盆	五	一 一七	七	一 包丁	三本
一 箱	拾三	一 たはこ切臺	壹	一 茶臺	壹	一 小刀	四本
一 板	壹枚	一 火入	四	一 壺	拾貳	一 鍵	八
一 文箱	四	一 砥	九挺	一 桶	貳	一 荷鍵	貳
一 挽出し附箱	四	一 刺刀	六挺	一 德利	三	一 牛ノ瓜	八
一 網袋	三	一 枕	五	一 椀	三	一 藤	六把
一 網	二張	一 木根付	壹	一 たらひ	壹	一 吹	拾
一 帽子	壹	一 角根付	貳	一 かなたらひ	貳	一 口鏡	壹
一 綿	壹包	一 硝子緒メ	壹	一 鋸り	三本	一 印形	貳
一 巾着	三	一 鐙	貳枚	一 鋸	貳挺	一 印肉入	貳
一 絹打紐	壹筋	一 鉄炮玉	拾貳	一 鑿	三挺	一 手燭	貳

一手炉	三	一椰子	六	一同蒲團	九	一筆立	壹
一方針	貳	一毛掃	四	一帽子	貳	一墨	三挺
一釣針	貳本	一鯨ノ鬚	拾三本	一足袋	五足	一扇子	八拾八本
一釣道具	壹揃	一錫火燈	壹	一沓	五足	一團扇	壹本
一火打	五	一卷はた	貳拾六	一蚊帳	貳張	一蓋茶碗	三
一印籠	壹	一紙細工手遊物	壹	一木綿衾	貳	一茶碗	六拾五
一花生	三	一桙	貳	一同肌着	三	一皿	貳拾六
一香炉	壹	一簪	六本	一同帶	壹筋	一猪口	八拾四
一笠	貳口	一膏藥	壹具	一同切レ	七	一どんぶり	拾四
一提灯	三張	一芋綱	八把	一へくとわん胴着	貳	一七	拾三
一傘	壹本	一人參	少	一同切レ	壹	一茶出シ	拾貳
一算盤	貳挺	一草履	八拾六足	一手拭	壹	一錫茶出シ	拾八
一秤	貳挺	一草鞋	三足	一布股引	壹足	一同猪口	壹
拾人之者共唐国ニおめて貰物品之覺							
銀錢 四百五拾四文		一真綿	少	一毛胴着	壹	一同盃	壹
右者、御取上、代りとして日本銀五貫六百五拾參匁三分七厘		一たはこ	貳包ト少	一酒入	壹	一酒	壹壺
五毛御渡被成候、		一たはこ入	六	一茶入	壹	一酒入	壹
一銀錢 壹匁		一きせる	四本	一醬油入	壹	一茶入	壹
右者、御取上、代りとして日本銀貳式匁貳分七厘五毛御渡被成候、		一水たはこ吞	貳	一唐紙	五東ト式摺	一醬油入	壹
一唐錢四百拾貳文 但丁錢		一紋唐紙	拾貳枚	一細引	貳筋	一德利	壹
右者、御取上、代りとして日本銀四百貳拾八文被成御渡候、		一硯箱	壹	一硯箱	壹	一真鍮藥罐	壹
一櫻欄蓆 貳枚		一水入	七本	一同肌着	七本	一植木鉢	壹
一木綿筒袖綿入 七		一筆	七本	一同肌着	七本	一枕	壹
		一平安散	五瓶			一目鏡	貳

一 壺	拾七	一 伏苓	少
一 荳	少	一 木香	少
一 火打	四	一 石膏	少
一 笛	壹管	一 紫担	貳本
一 箱	壹	一 椰子	八
一 丸石	四	一 櫛	八枚
一 箸	貳拾五膳	一 毛拂	壹本
一 毛氈	六枚	一 曲ケ物	壹
一 珠數	壹連	一 鉢	壹挺
一 指金	三百九拾四	一 真鍮ぼたん	六
一 曲糸	壹脚	一 鼓弓	壹挺
一 蠟燭	貳拾六本	一 画	貳軸ト八枚
一 線香	少	一 同懸物	四幅
一 硝子笄	貳本	一 墨跡	拾九枚
一 雲片糖	四拾三包	一 紺青摺画	五拾四枚
一 白砂糖	壹壺	一 唐国之図	貳枚
一 氷砂糖	壹壺ト少	一 墨跡石摺	四冊
一 手炉	壹	一 龍頭通考大全	壹冊
一 香炉	壹	一 戒殺牛犬信徵録	貳冊
一 藤	貳把ト貳本	一 増訂敬信録	壹冊
一 鏡	四面	一 遠色編序	壹冊
一 針	壹本	一 王歴鈔傳警世	壹冊
一 橄欖	三	一 龍頭雜字	壹冊
一 藥	壹包ト少	一 日用字類	貳冊
一 膏藥	少	一 尺牘輯要	貳冊

右者、私共持帰候品、御改之上被成御渡、體ニ奉請取候、以上、

天保三年辰五月八日

松平豊後守足輕格

船頭 西田賀藤次印

右同人足輕格

鍛練 和田利左衛門印

右同人足輕格

鍛練 西田伊平次書判

右同人手船

入口丸水主

松平豊後守領分

薩州秋月浦

伊右衛門爪印

右同船水主

同国指摺

次兵衛爪印

右同断

同国指摺摺之濱浦

武八爪印

右同断

隅州種子嶋

助市爪印

右同断

薩州今和泉浦

仁右衛門爪印

右同断

同所

甚太爪印

右同断

同國秋口浦

善太爪印

右之通、漂流人共江被成御渡、私立合請取之、相違無御座候付奥印仕候、以上、

松平豊後守家来

奥 四郎印

一於白洲奥四郎江相渡候書付左之通、

松平豊後守足輕格

船頭 西田賀藤次

右同断

鍛練 和田利左衛門

右同断

鍛練 西田伊平次

松平豊後守手船

大日丸水主

右同人領分

薩州秋目浦

右同船水主

同国指宿

右同断

同国指宿之濱浦

武八

右同断

薩州種子嶋

右同断

同所

右同断

同国秋目浦

善太

右之もの共、去々寅年唐国江致漂流、去卯四番唐船を送米候付、

漂流之次第於當御役所逐吟味候処、彼国ニ而切支丹宗門勸ニ逢

候儀無之、疑敷筋も不相聞ニ付、無構国元江差帰候条、御領分

々外江猥ニ住居為致聞敷候、尤右之もの共死失いたし候ハ、

可被相届候事、

一唐国々持戻候所持之品之内、書状者一旦唐国江漂流持戻候儀ニ

付焼捨申付候、尤請取度段申立候分ハ、開封之上外持戻之品一

同相渡候事、

一右之もの共、乗り船・船具・黒砂糖之代りとして、唐国々請取

持帰候銀錢并唐国ニおゐて貴候品々之内、銀錢・唐錢者取上之、

其外之品々ハ其俣為取之、銀錢・唐錢之分ハ為代り日本銀并錢

為取之候事、

右之趣申達候、

辰五丁

乗り船・船具之代として持帰候

一銀錢九百九拾三匁五分

此代り 日本銀壹貫七百三拾七匁九分式厘五毛

黒砂糖之代として持帰候

一銀錢貳貫貳百三拾七匁四分

此代り 日本銀三貫九百拾五匁四分五厘

一唐錢三百三拾文丁錢

此代り 日本錢三百三拾文

一同四拾貳文

此代り 日本錢四拾貳文

和田利左衛門

一銀錢壹匁三分

武八

此代り 日本銀貳匁貳分七厘五毛

唐錢拾六文

此代り 日本錢拾六文

一唐錢貳拾三文

此代り 日本錢貳拾三文

一唐錢壹文

此代り 日本錢壹文

右之通ニ候、以上、

辰五月

隅州種子嶋

庄藏

右之者、去、寅九月二日、於唐国定海縣致病死候由、

薩州指宿之濱浦

彦左衛門

右之者、去卯正月十四日、於唐国乍浦致病死候由、

松平豊後守家来

目付役

安田喜左衛門

右安田喜左衛門召仕

吉村勇藏

吉井庄兵衛

城 新兵衛

松元長八

同入下人

新藏

松平豊後守家来

船頭役格船附役

長瀬早八

薩州今和泉浦

熊吉

隅州種子嶋

三右衛門

同所

廣右衛門

右之者共、去卯六月々長崎江送越候洋中ニ而、破船之節、溺死いたし候由、

右之通、帰朝之漂流人共申立候間、親類・身寄之者江可被申聞候、

辰五月

一於使者之間用人

證文印形取之、

但前ニ有之荷物請取帳奥印も一同取之、

差上申御請證文之事

目安方長江林太夫立合、奥四郎江左之請

松平豊後守足輕格

船頭

西田賀藤次

右同断

鍛錬

和田利左衛門

右同断

鍛錬

西田伊半次

松平豊後守手船

太日丸主

右同人領分

薩州秋目浦

伊右衛門

右同船水主

同国指宿

次兵衛

右同断

同国指宿之濱浦

武八

右同斷
隅州種子嶋

助市

右同斷
薩州今和泉浦

仁右衛門

右同斷
同所

甚太

右同斷

同国秋日浦

善太

右之者共、去、寅年唐国江漂流致し、去卯四番唐船を送來候付、漂流之次第於當御役所被逐御吟味候處、彼国ニ而切支丹勤ニ逢候儀無之、疑敷儀も無御座候付、無御構国元江被成御差歸候間、豊後守領分々外江猥ニ住居爲仕間敷、尤右之者共死失仕候ハ、御届可申上旨、被仰渡候事、

一唐国々持戻候所持之品之内、書狀者一口唐国江漂流持帰候儀ニ付焼捨被仰付、尤請取度段申上候分者、御開封之上外持戻之品一同被成御渡候旨、被仰渡候事、

一右之者共、乗り船・船具・黒砂糖之爲代り、唐国々請取持帰候銀錢并於唐国貴候品々之内、銀錢・唐錢者被成御取上、其外之品、者其俣被下之、銀錢・唐錢之分者代りとして日本銀并錢被下置候旨、被仰渡候事、

右之趣被仰渡、色々承知奉畏候、依之御請證文差上申處如件、

松平豊後守家来

天保三年辰五月八日

奥 四郎印

一漂流人引渡ニ付、薩州開役奥四郎并豊後守家来白濱八郎太罷出、

使者之間江扣罷在、漂流人江申渡候節者、奥四郎白洲上縁ニ罷出、八郎太ハ不罷出、

一右引渡相濟候上兩人共引取、無程麻上下着用罷出ニ付、用人致面會候處、八郎太儀漂流人請取爲警固罷出候處、引渡相濟候挨拶、四郎儀も漂流人引渡相濟候挨拶として罷出候由申述ニ付、八郎太一限、四郎一限面會いたし、相當之挨拶いたす、

辰五月十七日
一宿次便遣左之通

以別紙申入之候、

去卯四番唐船を送來候漂流人、松平豊後守家来并同人領分之もの都合拾人之者共、吟味相決候付、去ル八日當地相詰罷在候豊後守家来江引渡、猥領分外住居不爲致候様申渡、其段及言上委細申上、書付者長門守殿々御進達可被成旨、御老中江申上候、依之御届書迄通、致吟味候唐人并漂流人口書・唐国之様子書、持戻實物品書、死失名前書共都合五冊与式通、各様御扣共式通差上候間、御存寄も少、御座候ハ、御用番御老中江御進達可被下候、

一漂流人唐国々送來候節、官所々咨文差越候儀前、有之候得共、右咨文差越不申候付、是又爲御承知申進候、以上、

五月十七日

大草能登守

土方出雲守様

牧野長門守様

猶以本文口書・品書・様子書其外書付類者、別封いたし差進申候、尤是迄漂流人引渡候御届書其外共、在勤之者一名ニ付、此度御届之儀も一名ニ而差進申候、将又漂流人口書之内、龍

牌之有無相尋候ケ条之儀者、寶曆元年、奥州南部之もの唐
国江致漂流候節、龍牌被与候由ニ而、帰朝之節持帰候儀有之、
其後追々、口書之内認来候ケ条にて、此節漂流人江も相尋、口
書之内書載いたし置候、尤右品者疑敷筋之ものニ無御座候、
若御沙汰等御座候節、為御心得申進置候、以上、

去卯四番唐船ヲ送來候漂流日本人共

引渡候儀申上候書付

御届

大草能登守

去卯四番唐船ヲ送來候漂流日本人共、御役所江呼出漂着之次第
吟味仕候處、松平豊後守領分琉球国鬼界嶋江勤番為交代、去々
寅年同人家來宅人并召仕之者式人、豊後守家來四人、薩州秋月
浦之者式人、同国指宿之者壹人、同国指宿摺之濱浦之者式人、
同国今和泉浦之者三人、隅州種子嶋之もの四人、都合拾九人豊
後守手船江乗組、鬼界嶋用米大豆等積込、同年三月廿一日薩州
鹿兒嶋出帆仕、同閏三月十七日夜鬼界嶋江着、勤番之者交代仕、
右嶋ニ相詰罷在候豊後守家來宅人并召仕之者・下人等五人、都
合式拾式人乗組、右嶋年貢黑砂糖凡千樽・尺延七百束程積込、
同年六月廿六日鬼界嶋出帆仕候處、風順惡敷琉球国之内大嶋江
般繫いたし、同所ヲ乗出候處逢難風、唐国定海縣之内舟山与申
所江漂着仕、同所ニ而壹人病死仕、残式拾壹人之者共乍浦江送
越、同所ニ而猶又壹人病死仕、残式拾人之者共之内拾人者、去
卯六月唐船壹艘江乗組乍浦出帆仕候處、同月十七日難風ニ逢同
所江乗戻、殘拾人之もの共ハ外唐船壹艘江乗組乍浦出帆仕候處、
唐国寧波府之沖劍山与申所ニ而破船仕候由ニ而、乗戻候拾人之

者共、同年四番唐船ニ乗組、同十一月十二日乍浦出帆仕候處風
順惡敷、同十二月八日薩州坊之津江漂着、當辰正月廿二日當湊
着岸仕候旨申之候付、唐国逗留中宗門之儀ニ付勸候筋者無之哉、
再應吟味仕候處、宗門等勸候儀曾而無之、銘、宗旨之儀ハ法花
宗・禪宗・真言宗ニ而、銘、在所ニ寺有之旨申之、異国江漂流
仕候儀ニ無之、唐国江漂流仕候者之儀ニ付、先規之通當地相詰
候松平豊後守家來江預ケ置、同人方相糺候處、銘、寺有之、宗
旨名・歳等無相違旨申越、疑敷儀も無御座、吟味相決候間、去
ル八日漂流人拾人之者共呼出、豊後守家來江引渡、領分々外江
糺ニ不為致仕居候様申渡候、

一右漂流人共、於唐国船・船具・黑砂糖等残置候付、為代り請取
持帰候銀錢四百五拾四文、其外銀錢・唐錢之分ハ取上之、為右
代日本銀并錢為取之候旨申渡候、右銀并錢之儀者、長崎會所々
出方、引替相渡申候、

一右漂流人共持戻候品之内、琉球国々薩州江之届状者、一旦唐国
江漂流持戻候儀ニ付、容易ニ難相渡、右之内不請取候而難叶段
申出候分ハ、開封之上相渡、其余之分者焼捨申付候、右之外持
戻候品共、於唐国相与候衣類・小間物・書籍・墨跡等者、其俣
為取之候段申渡候、尤右書籍・墨跡等為改候處、何レ茂別条無
之品之旨、改之者申之候、

一右漂流人共連渡候唐人并漂流人共吟味仕候口書、并唐国之様子
書、貰候品・持戻候品書、相果候者共名前書とも、奉入御覽候、
一右漂流人共送來候卯四番唐船唐人共儀者、糺相済候間、如先例
銘、米為取之、三ヶ月限帰唐申渡候處、難有奉存候旨唐人共申
之候、

右吟味仕候處、疑敷儀も無御座候付、本文之通引渡申候、依之此

段申上候、以上、

辰五月

大草能登守

於唐国病死并溺死候者共名前書付

大草能登守

於唐国定海縣病死仕候者

於唐国乍浦病死仕候者

薩州指摺之濱浦

彦左衛門

去卯六月、唐船夕長崎江送越候洋中ニ而破船之節溺死仕候者共

松平豊後家家来

目附役

安田喜左衛門

右安田喜左衛門已仕

吉村勇藏

吉井庄兵衛

城 新兵衛

松元長八

同入下人

新藏

松平豊後守家来

船頭役松船附役

長瀬早八

薩州今和泉浦

能吉

隅州種子嶋

三右衛門

同所

廣右衛門

右之通御座候、以上、

辰五月

大草能登守

(中表紙)

卯四番船日本人連渡候付差上候書付并和解

大草能登守

具呈公局、卯四番南京船主楊西亭等為祈轉啓申報事、茲有

貴国難民安田喜左衛門等二十一人、由寧波府定海縣衙門押解前、於

寅年十二月初九日送至浙江省乍浦、即在該衙門審問據、供本係

貴国人民遇颶漂到寧波地方等說着、令主公兩局辨銅官商・王宇安・楊

嗣亨取官自須加意扶卹等、因聞 命之下、水手彦左衛門身故存

二十人、於去卯年五月初一日、奉

旨諭令字等兩局給發船護送帰国等辭諄諄示囑故隨、即發船在願遠

山船上携帶安田喜左衛門等十人、西等船上携帶西田賀藤次等十人、

於今年夏帆由乍開行、豈料願遠山船在寧波外洋衝壞船、身通共一

百二十人及該日本人十人内止有唐人三十餘人保命、西等本船脱得

其難駛回乍浦、全十一月十二日由乍開船、本月二十二日平安護送

即此報、明仰照舊例限定三箇月准令回唐、以便平安護送等辭報鎖

衙門、伏乞 經官老爺轉啓、

主上昭求恩准三箇月為限飭令回棹、報明 各憲庶便轉請 題覆則不

特、西等以及在唐總商均感無窮矣、

天保三年正月

卯四番南京船主

楊西亭印
李少白印

以書付申上候者八、十二家卯四番南京船主楊西亭等ニ而御座候、

言上仕候儀被仰上被下度奉願御事、然ハ

貴國之難民安田喜左衛門等式拾壹人、寧波府定海縣官所より、去、

寅十二月九日浙江省乍浦江送來候付、同所官所ニ而被相糺候處、

貴國之由ニ而逢難風寧波之地方江漂流致候由ニ付、王氏・十二家銅

調達・王宇安・楊嗣亭江引請叮嚀ニ致介抱候様被申付、其旨を承

り罷在候處、水手彦左衛門病死有之、殘式拾人去卯五月朔日

上意之由ニ而、私共双方荷主江船を仕立送届候様精、被申付候付、

早速船を仕立、則願遠山船江安田喜左衛門等拾人、私共船江西田

賀藤次等拾人乗組せ、去夏乍浦表致出帆候處、願遠山船ハ寧波之

沖ニ而破船いたし、乗組百貳拾人并右日本人拾人之内僅唐人三拾

人余得助命、私共船ハ難風漸く相凌乍浦江乗戻り、同十一月十二

日乍浦より致出帆、當月廿二日無恙護送仕候、依之右之次第御訴

申上候、且又被準舊例三ヶ月を限帰唐被 仰付、無滞致護送候段

相届候様官所より被申付候付、此段掛り通事衆迄申入候条、

御奉行所江被仰上三ヶ月を限帰唐被 仰付、諸官所江申送、被遂

奏聞候様被 仰付被下候ハ、私共儀ハ不及申上、在唐荷主共迄

一同難有仕合奉存候、

天保三年正月

卯四番南京船主

楊西亭

李少白

(中表紙)

卯四番船日本人連渡候付吟味仕候口書并和解

大草能登守

具供公局、卯四番南京船主楊西亭等、切西等船上護送

貴國難民十人前來、茲傳 令通船人衆喚至 公衙即蒙查詢、緣辭俱

謹領悉、今所護送之西田賀藤次等本係

貴國薩摩人氏、通船二十二人遇颶前、於寅年八月初三日漂到唐山寧

波地方、於全月初九日擇送到定海懸支錢贍養、内一人病故葬在該

地、尚存二十一人、全月二十六日六人上岸、所餘人數全月二十九

日上岸、令其安置宿歇給賜衣服銀錢等、於全年十一月十八日由該

地、起身海陸逐驛押解、於全年十二月初九日一全送到乍浦衙門、

即日著仰王局總商王宇安・公局總商楊嗣亭、加意安置留心撫養等、

因奉 命之下打點房屋安排食劑置備蚊帳等供給布置、内有水手彦

左衛門染病請醫調治無效即已身故葬在乍浦、尚存二十人至卯年五

月初一日、衙門飭令去夏洋船携領送回

貴國等、因是以去夏分發王公兩局發辦二艘船上在、王局願遠山船帶

領安田喜左衛門・吉村勇藏・吉井莊兵衛・城新兵衛・松元長八・

長瀬早八・新藏・熊吉・三右衛門・廣右衛門共十人、公局西等船

帶領西田賀藤次・和田利左衛門・西田伊平次・伊右衛門・次兵衛・

武八・助市・仁右衛門・甚太・善太共十人、由乍開行豈料遇颶、

王局船在寧波外洋衝壞船、身通船一百二十人及該日本人十人内止

有唐人三十人餘保命、西等本船脫得共難駛回乍浦、於全年十一月

十二日該地開船、因風不順全十二月初八日漂到薩摩坊津地方、全
二十三日該地起碇、於本月二十二日收到

貴港、抑該難民在唐之間、俱各留意扶持並無勸誘邪教等事所供、是
實毫無差、舛為此具供、

上

覆

天保三年正月

卯四番南京船主

楊西亭

李少白

財副

朱春谷

金順安

伏持

洪四

王雲

郭三

施正

總官

林炳然

水手等

以口書中上候者ハ、十二家卯四番南京船主楊西亭等ニ而御座候、
然ハ私共船より

貴國之難民拾人連渡候付、一船之者共 御役所江被 召出、御吟味
被 仰付候趣謹而奉畏候、此度致護送候西田賀藤次等ハ

貴國薩州之人ニ而、式拾式人乘組逢難風、去、寅八月三日唐國寧波
之地方江漂流有之候を、同九日定海縣江被挽送賄料錢被与置候、
内老人病死有之候故同所江葬り残式拾老人、同十月廿六日六人上
陸、残人数同月廿九日上陸安置被致、衣類銀錢等被相与、同十一

月十八日同所出立、海陸繼送ニ而同十二月九日午浦官所江一同送
來候付、即剋王氏方衛主王宇安・十二家方衛主楊嗣亭江、心を付
叮嚀ニ致撫育候様被申付、其旨を承り居所を設、食物・蚊帳等致
手當介抱仕罷在候處、水手彦左衛門病氣ニ付、醫療相加候得共不
相届、死去被致候故午浦江葬り、残式拾人去夏渡海之船より

貴國江護送可致旨、去卯五月初日被申渡候付、去夏王氏・十二家仕
出し之船式艘ニ引分、王氏方頗遠山船江安田喜左衛門・吉村勇藏・
古井庄兵衛・城新兵衛・松元長八・長瀬早八・新藏・熊吉・三右
衛門・廣右衛門、以上拾人乗組せ、十二家方私共船江西田賀藤次・
和田利左衛門・西田伊平次・伊右衛門・次兵衛・武八・助市・仁
右衛門・甚太・善太、以上拾人乗組せ、午浦より出帆いたし候處
逢難風、王氏方船ハ寧波之沖ニ而致破船、乗組百式拾人并右日本
人拾人之内僅唐人三拾人余得助命、私共船ハ難風漸く相凌午浦江
乗戻り、同十一月十二日同所出帆いたし候處、風順悪く同十二月
八日薩州坊の津漂着、同廿三日同所御挽立、當月廿二日御常津着
船仕候、扱又右難民唐国滞留之間何れ茂心を付介抱仕、祁宗門勸
等之儀決而無之候、右之通實情ニ而聊相違無御座候、仍一同口書
を以申上候、

天保三年正月

卯四番南京船主

楊西亭

李少白

財副

朱春谷

金順安

介抱人

洪四

王雲

郭正

(中表紙)

右、唐人共口書之通和解差上申候、以上、

唐通事年番兼漂流人掛り

同 額川仁十郎 ④

同 平野繁十郎 ④

唐通事漂流人掛り 額川源三郎 ④

惣代

林炳然

水手共

施正

唐国江漂流仕候松平豊後守家来并同人 領分之者拾人口書

大草能登守

松平豊後守足輕格

船頭 西田賀藤次 辰五十一歳

法化宗

右同人足輕格

鍛練 和田利左衛門 辰三十四歳

同宗

右同人足輕格

鍛練 西田伊平次 辰二十歳

同宗

右同人手船

大日丸水主 松平豊後守領分

薩州秋目浦

禪宗

伊右衛門 辰七十歳

右同船水主

同国指宿

同宗

次兵衛 辰五十五歳

右同断

同国指宿摺之濱浦

武八

辰三十五歳

右同断

隅州種子嶋

助市

辰四十五歳

右同断

薩州今和泉浦

仁右衛門

辰五十二歳

右同断

同所

甚太

辰二十三歳

右同断

同国秋目浦

善太

辰十八歳

右拾人中口

私共儀唐国江漂流仕候処、去卯四番唐船が送来候付踏繪被仰付、国元出船積荷物并漂着之次第、彼地逗留中之始末、委細有縁可申上旨御吟味御座候、

此段西田賀藤次・和田利左衛門・西田伊平次儀松平豊後守足輕格ニ而、去々寅年琉球国之内鬼界嶋勤番役交代として、豊後守家来肥後八之進能越候付、豊後守手船拾六反帆四百八拾石積大日丸江、八之進并同人召仕之者式人、賀藤次・利左衛門・伊平次、外ニ船附諸道具支配いたし候船頭役格船附役長瀬早八、水主隅州種子嶋庄藏、薩州指宿摺之濱浦彦左衛門、隅州種子嶋三右衛門・同所廣右衛門、薩州今和泉浦熊吉、共都合拾九人乗組、右嶋用米五拾俵程・大豆四百七拾俵并温増・薪等積込、同年三月廿一日薩州鹿兒嶋出帆、同国山川江船繫天氣見合罷在、同月晦口同所出帆、同閏三月朔日琉球国之内口之永良部嶋江汐繫いたし、同月十五日同所出船、同月十七日夜鬼界嶋江着、右米・大豆者水揚いたし、八之

進交代相濟、是迄相詰居候日付役豊後守家来安田喜左衛門帰国致し候付、同人并召仕古村勇藏・吉井庄兵衛・城新兵衛・松元長八・下人新藏とも式拾式人乗組、右嶋年貢黒砂糖凡千樽・尺筵七百束程、船中賄入用之品等積入、同年六月廿六日右嶋出帆いたし候処、風順悪敷琉球国之内大嶋江船繋いたし、同七月十日同所出帆致し、翌十一日薩州七嶋之内臥蛇嶋沖江乗懸候處、俄ニ寅卯之風強吹出、薩州江も琉球国之方江も乗寄候儀難相成候付、肥前国五嶋江乗入度存帆半分懸、翌十二日迄迄候處、次第ニ波荒く、楫之若羽少、損候得共、矢張走居候處、山も不見大洋ニ而、追々風強既危相成候間、喜左衛門江申談、上荷之分捌拾候得共弥危相成候付、同人儀差替之刀一腰、賀藤次ハ鏡一面、水主共ハ髪を切海中江投入龍神江折願を懸、帆老式合持せ走候得とも、至て大波ニ而、翌十三日夜楫に折れ候付、翌十四日下積之荷物も追々勿捨、帆柱を伐相凌候得共、大風ニ而船所、損、溢水五尺程も差入候付續捨、一同身命限相働滄留等致し、翌十五日少々風も靜ニ相成候付、舳之方江旋二房引せ漂ひ候處、翌十六日追々海上靜ニ相成候付、桁を柱之代りニ建、帆を懸風ニ任せ口、漂ひ候内、同月廿九日申之方ニ當り小嶋見出候付、一同力を得乗寄せ度存候處、夕七時頃唐船壹艘見懸候間、目當ニいたし走參候内、夜ニ入右唐船も見失ひ、此嶋并唐船之儀、漂流人連渡候唐人共江相尋候處、浙江省寧波府定海縣近邊之嶋ニ而、舟山蚊門坎ニ存候旨、唐船之儀ハ何船ニ候哉不存候旨申之候、

同八月朔日、小形之唐船拾艘程見懸候間、手振致し招候得共乗寄せ不中、

此唐船之儀唐人共江相尋候處、漁船ニ存候旨申之候、

同日申之方ニ當り嶋見出、同月三日迄相見候得共、難乗寄漂居候處、同日夕七時過右嶋江流懸候付、碇を入船繋留候處、

此嶋之儀唐人共江相尋候處、舟山ニ存候旨申之候、

右地方ハ町家式百軒程相見、屋根者瓦葺又ハ草葺も有之、筒袖之着物を着、股引之ゆるき物をはき候唐人拾人程參り、右之内七人ハ濱辺江残り、三人ハ重立候者ニ相見、絹之着物を着いたし候者共、私共船江乗移何欵申聞候得共、詞一向通し不申候處、喜左衛門儀何欵認爲見候處、唐人共少々相分候様子ニ而、相待居候様筆談仕形等いたし罷歸申候、右唐人ハ所役人之由喜右衛門申聞、

此唐人共之儀唐人江相尋候處、舟山之浦役ニ而、其外之者共ハ百姓鉢之ものと存候旨申之候、

其俣船繋いたし居候内吞水遺切候處、雨降候間桶鉢等ニ請溜渴を凌罷在候處、同月八日役人鉢之唐人壹人、下役鉢又ハ水主鉢之もの打交拾人程、小船式艘ニ乗組、

此役人鉢之ものと下役鉢・水主鉢打交候唐人之儀、唐人共江相尋候處、役人鉢之もの者海防官之下役臣隸ニ存候旨、臣隸者足輕鉢之ものと而、下役鉢之ものハ小差と申小使鉢之者ニ而、水主鉢之ものハ水主ニ存候旨、海防同知者津口之役所を預り、凡商船出入等相改候從五品之文官ニ而御座候旨申之候、

外ニ警固船と相見、下役鉢之もの壹人ツ、水主三四人宛小船式艘ニ乗、

此警固と相見候船并乗組候者共之儀唐人共江相尋候處、定海縣之役船警固致し、乗組候もの共ハ小差并水主共ニ存候旨、小差之儀者前段申立候通ニ御座候旨申之候、

水主三四人宛乗組候挽船拾式艘漕參、

此挽船之儀唐人共江相尋候処、定海縣々差出、日本船挽立候小船と存候旨申之候、

前書役人鉢之者、下役鉢之もの式人召連私共船江乗移、右役人鉢之者喜左衛門江筆談いたし、私共を定海縣江連參候由喜左衛門申聞候處、右役人鉢之ものハ乗參候船江罷移、私とも船者拾式艘之挽船ニ挽せ、役人鉢之者共も一同出船、同夜ハ風順悪敷沖ニ船繋いたし、翌九日出船、瀬戸を乗十四日程參候處、同夜寧波府定海縣与申所江着、海岸見張番所鉢之所有之候濱邊江船繋いたし、

此定海縣与申所并番所鉢之所之儀唐人共江相尋候處、浙江省寧波府定海縣にて、番所鉢之所ハ海防官預りニ而、海防官者前段申上候通ニ御座候旨申之候、

役人鉢・下役鉢之もの、警固船・挽船とも何方江歟罷帰申候、右番所鉢之所ハ、屋根者瓦葺ニ而、壁ハ石灰を塗、外囲ハ木之柵有之、下役鉢之もの一兩人相見、

此下役鉢之者之儀唐人共江相尋候處、小兵与申、此所江相詰候者与存候旨申之候、

石火矢五挺備有之、夜分ハ行燈之様成物ニ火を燈し、脇ニ高サ三丈程も可有之、屋根附之階子之様成物を建、硝子ニ而張候様なる燈籠鉢之物ニ火を燈し、

此燈籠鉢之物之儀唐人共江相尋候所、常燈与申、役所毎ニ有之候旨申之候、

右之所者町家建統賑敷相見申候、然処同九月朔日、重立候役人鉢之もの耆人、大工唐人之由耆人、小船ニ乗參

此重立候役人鉢之もの并大工之儀唐人共江相尋候處、定海縣工房之下役公吏ニ而、大工ハ船造作いたし候大工ニ而、工房ハ知

縣之下役、惣而普請等預り候役ニ御座候旨申之候、

私共船江乗移、何歟申候得共不相分候處、喜左衛門義筆談致し、漂着致候趣、銘・名前等認役人鉢之者江遣候處、船并荷物等見分いたし、大工ハ船損所等見分いたし、書留候上、役人鉢之もの喜左衛門江筆談いたし、此俟ニ而乍浦迄乗參候儀相成候間敷哉之旨相尋候付、斟折候付難罷越旨相答候處、左候ハ、如何いたし候哉与相尋候間、國法之通取計呉候様相答候處、承知いたし候由喜左衛門与承申候、然処同日々賄料之由にて、喜左衛門始私共耆人江一日錢八拾文之積り、日數十日分、唐錢拾七貫六百文、前書下役鉢之もの持越相渡罷帰、其後も逗留中十日毎ニ、右錢高相渡候付請取、

此錢相与候訳唐人共江相尋候處、賄料ニ相渡候儀与存候旨申之候、

薪ハ伐残之帆柱等を相用、右錢を以番所鉢之所江持参り、米其外入用之品、書見せ候得者調呉、尤魚・野菜類等、番所鉢之圈内ニ、商人与相見持參候間買調、

此商人与相見候もの之儀唐人共江相尋候處、魚・野菜等商ひ候者ニ而、右番所圈内之明地ニおゐて、商売いたし候儀与存候旨申之候、

耆人前八拾文宛ニ而ハ賄方買調足り合不申候付、一日兩度ツ、食事致し罷在候内、水主庄藏儀濕瘡相煩腫痛有之候付、持合候附菜等相用候得共不相勝候間、同九月朔日役人鉢之もの耆人參候節、

此役人鉢之者之儀唐人共江相尋候處、皂隸与存候旨、皂隸之儀ハ前段申立候通ニ御座候旨申之候、

医師相頼度趣喜左衛門文字認為見候處、承知致罷帰候得共、同日

ハ医師不罷越、庄藏儀者弥勝ニ相成候ニ付、喜左衛門・賀藤次持合之丸薬相用、一同介抱いたし遣候得とも不相届、翌二日曉方相果、全濕瘡内攻いたし候儀与相察候処、同日朝医師唐人老人罷越候得共、庄藏相果候跡ニ而直ニ罷帰、右之趣喜左衛門書付認、番所鉢之所江差出候処、暫過役人鉢之もの老入・下役鉢之もの五人、外ニ人足与相見候者拾人程召連参り、

此役人鉢并下役鉢之もの、且人足与相見候者之儀唐人共江相尋候処、役人鉢之ものハ良謀ニ而、下役鉢之者ハ小差、人足与相見候ものハ土兵ニ而、土兵ハ役所之人夫鉢之者ニ御座候旨申之候、

右役人鉢之もの・喜左衛門立合、庄藏死骸見分いたし候上、右死骸を入候物ハ無之哉与、喜左衛門江尋候様子ニ而仕形いたし候付、明柄江入候処、陸江持參候様仕形いたし候間陸江持越、番所鉢之脇江差置、役人鉢并下役鉢人足与相見候もの共も上陸いたし、白木之大成箱を取寄死骸を入替蓋いたし、庄藏衣類等ハ無之、少、手廻之品有之候分ハ、人足鉢之もの江差遣候処、如何いたし候哉不存、役人鉢・下役鉢之もの共ハ罷帰、人足鉢之者拾人程代り合昼夜番いたし、夜中ハ太キ丸竹を切、拍子木之様ニ打鳴し罷在、此打鳴し候物之儀唐人共江相尋候処、割竹之拍子木ニ而、夜中時を為知候儀与存候旨申之候、

翌三日、下役鉢之もの老入、人足鉢之者召連参り、

此下役鉢之もの并人足鉢之もの之儀唐人共江相尋候処、下役鉢之ものハ小差ニ而、人足鉢之者ハ土兵与存候旨申之候、

右下役鉢之もの喜左衛門与何致致筆談候上、庄藏死骸葬候間、利左衛門并庄藏同在所之ものニ付、三右衛門見送ニ參候様喜左衛門

申聞候間、利左衛門・三右衛門儀下役鉢之もの一同上陸致し候處、死骸入候箱を人足鉢之者かつき、下役鉢之もの同道半町程参り、海岸少し高き岡之上ニ寺有之、四間四方程之本堂ニ、何仏ニ候哉丈ケ五尺位之立像安置いたし、

此寺并佛像之儀唐人共江相改候処、定海縣之内ニ有之寺ニ而、地名・佛像之儀ハ不存候旨申之候、

庫裏与相見候所々出家老入、単色之袖幅廣き衣を着、珠数を持立出、下役鉢之もの挨拶いたし、同道ニ而本堂之後口之岡江庄藏死骸を葬、飯・饅頭・豕・鶏・魚類・野菜等鉢・皿ニ盛、酒ハ猪口ニ入相備、線香を建、右出家誦經いたし、利左衛門・三右衛門へも拜いたし候様、下役鉢之もの仕形いたし候付、兩人とも拜ミ候処、高サ式尺五寸程、幅壹尺程之薄キ石ニ、大倭人庄藏与彫付、年号月日等ハ無之、臺石も無之石碑を建、其所ニ有之石碑ハ何れも同様ニ有之、利左衛門・三右衛門ハ下役鉢之もの一同罷帰申候、同所滞船中、一ヶ月一度ツ、下役鉢之者参り、庄藏墓所参詣致し候様、仕形いたし候付同道いたし、私共三四人ツ、代ル代ル参詣いたし候、

此下役鉢之者之儀唐人共江相尋候処、小差与存候旨申之候、然処同十月廿四日、最前參候重立候役人鉢之者、下役鉢之もの五人召連罷越、

此下役鉢之者之儀唐人共江相尋候処、小差与存候旨申之候、私共船之楫ニ相成候材木并修覆いたし候本品無之ニ付、船并汐入ニ成候黒砂糖とも拂ニ可致間、上陸いたし候様申候付、国法通ニ可致旨筆談ニ而相答候由、私共江喜左衛門申聞、右重立候役人鉢之ものハ下役鉢之もの召連罷帰候処、同月廿六日下役鉢之もの老

人書付持参、

此下役鉢之もの之儀唐人共江相尋候處、小差与存候旨申之候、喜左衛門一覽いたし候處、私共上陸いたし候様申越候由ニ而、黒砂糖・船具等も有之候故、喜左衛門并同人召仕とも之外ハ残し置候間、右品、請取呉候様、下役鉢之もの江筆談いたし候旨喜左衛門申聞、同人并同人召仕四人・下人老共、下役鉢之もの一同上陸いたし候處、暫過重立候役人鉢之もの老共、下役鉢之者三人、人足大勢連参り、陸ニも下役鉢之もの、人足とも大勢罷在、

此重立候役人鉢之もの・人足之儀唐人共江相尋候處、重立候役人鉢之ものハ白隸、下役鉢之ものハ小差、人足ハ土兵与存候旨申之候、

黒砂糖四百樽、同日々同月廿八日迄追、取卸、右之内汐入ニ而流捨り、明樽ニ相成候も有之候、然処翌廿九日、重立候役人鉢之もの老共、下役鉢之もの大勢召連参り、

此重立候役人鉢并下役鉢之者之儀唐人共江相尋候處、重立候役人鉢之ものは白隸、下役鉢之ものハ小差与存候旨申之候、

船并船具等相改請取、子八并外水も、私共ハ下役鉢之もの式拾人程案内ニ而上陸いたし候處、長サ拾七八町、横五町又ハ式三町程ニ而町家連続、町並ニ呉服・小間物・其外品、見世ニ並有之所も相見、式三町程参候處、私共を見物として男女多人数相集り、道幅狭キ所ニ而者、下役鉢之者、長サ三尺程有之大なる芋網を以、見物之者を打拂罷通、町家出離候處、廣キ原中ニ木之柵ニ而手廣く外圍いたし柵門有之、内ニ瓦葺之長屋造ニいたし候門有之、内江入候處、右長屋ハ瓦を組立石灰ニ而塗候壁ニ而、土間ニ致し藁を敷有之、向之方ニ同様之家造之所江、喜左衛門并同人召仕・下

人共参り居候處、

此原并柵門之内ニ有之家、且漂流人共差置候場所之儀唐人共江相尋候處、定海縣之内之原ニ而地名者不存、柵門之内ニ有之家ハ旅館ニ而、漂流人共参居候所ハ、右旅館之長屋与存候旨申之候、

櫻欄ニ而織候蓆壹枚ツ、喜左衛門始私共江役人鉢之もの呉候付、藁之上ニ敷罷在、

此役人鉢之もの并蓆呉候唐人共江相尋候處、役人鉢之ものハ白隸ニ而、蓆呉候訖ハ、難民を憐呉候儀与存候旨申之候、

取卸候黒砂糖ハ、唐人共打寄長屋之様ニ造立、戸前幾所に有之土藏江入錠メ置、門外小屋ニ者唐人拾人程ツ、代り合昼夜番致し、夜中ハ竹を切拍子木之様ニ打鳴し、

此番致し候もの并打鳴し候物之儀唐人共江相尋候處、番致し候ものハ白隸ニ而、打鳴し候物ハ前書申立候通ニ御座候旨申之候、門内ニ者下役鉢之者、是又拾人程宛代り合、長屋之内ニ昼夜番いたし、

此番いたし候下役鉢之者之儀唐人共江相尋候處、小差与存候旨申之候、

門内番人ハ私共之番、門外ハ黒砂糖之番致し候様子ニ相見、此所ニ而も喜左衛門始私共老共前一日錢八拾文宛、賄料十日目毎ニ相渡候付請取、米其外入用之品、番いたし候下役鉢之もの江相頼調貨、

右錢相与候儀唐人共江相尋候處、前段申立候通、賄料ニ相渡候儀と存候旨申之候、

鍋・釜・桶・皿・鉢・茶碗の類相渡候付、私とも方ニ而煮焚いた

し、一日兩度ツ、給申候、然處一兩日過、重立候役人鉢之もの老
人、下役鉢之者四五人召連罷越、喜左衛門江何致致筆談候処、同
人江表ハ絹張、裏ハ何とも不分毛皮を付候筒袖之綿入袴、黒キ毛
氈之様成物ニ而拵候帽子袴、其外私とも江者木綿ニ而同様ニ拵候
綿入袴宛、木綿股引袴足ツ、同繻絆袴宛、同蒲團袴宛、同小蒲
團袴宛、毛氈之様成物ニ而拵候帽子袴宛、足袋袴足宛、黒木綿ニ
而拵候袴袴足宛、国王ヲ被与候由喜左衛門申聞候間、銘、貰受申
候、

比重立候役人鉢并下役鉢之もの、且国王ヲ品、相与候訳唐人共
江相尋候処、重立候役人ハ典吏与存候旨、典吏ハ知縣之下役、
位九品之次官、罪人公事等下聞仕候盜賊改役、末入流与唱候文
官ニ而、下役鉢之ものハ小差与存候旨、且国王ヲ品、相与候訳
ハ、難民扶助之ため定海縣知縣ヲ相与候儀与存候旨、知縣者一
縣之錢糧・田土・戸口・公事訴訟等、取調候止七品之文官ニ而
御座候旨申之候、

右逗留いたし候所者、エンフチヨウ与申所之由承申候、
此エンフチヨウ与申所之儀唐人共江相尋候処、不存候旨申之
候、

然處同十一月十五日、重立候役人鉢之者老人、下役鉢之もの大勢
召連罷越、

此重立候役人鉢并下役鉢之者之儀唐人共江相尋候処、重立候役
人ハ書史、下役鉢之もの者小差与存候旨、書史ハ知縣之下役ニ
而御座候旨申之候、

藏入いたし置候黒砂糖を取出、袴袴毎懸改外江持出、翌十六日も
罷越同様懸改、不残外江持出申候、翌十七日重立候役人鉢之もの

老人、下役鉢之もの四五人召連参り、

此重立候役人鉢并下役鉢之者之儀唐人共江相尋候処、重立候役
人ハ書史、下役鉢之ものハ小差与存候旨申之候、

喜左衛門始私共を乍浦江送遣候間、明日出立為致候旨喜左衛門江
筆談いたし候由ニ而、罷歸候上右之趣喜左衛門申聞候処、同日昼
頃又候右役人・下役鉢之者共罷越、喜左衛門江筆談いたし候処、
私共船・船具代として、差渡袴寸五分程、丸ク薄キ銀錢百四拾文、
黒砂糖代として、同様之銀錢三百拾四文相渡候旨、喜左衛門申聞、
外ニ書付一通同人請取預り置、右役人・下役鉢之者共罷歸候後、
右銀者喜左衛門差圖ニ而封し候上、同人印形致し、賀藤次江預ケ
候付、預り置申候、然處同夜猶又右役人鉢・下役鉢之者参り、喜
左衛門始私共一同江、途中遣用として国王ヲ被与候由ニ而、銀錢
六拾文相渡候旨、喜左衛門筆談之上私共江申聞、

此銀相与候訳唐人共江相尋候処、難民為扶助定海縣知縣ヲ相与
候儀与存候旨、知縣之儀者前段申上候通ニ御座候旨申之候、

役人鉢・下役鉢之者罷歸候上、喜左衛門致差圖、同人始私共老人
前式文宛貰請、殘拾八文者番人を頼錢ニ引替貰候処、袴文ニ付唐
錢九百六拾文位、少々過不足有之由ニ而、錢高拾七貫式百六拾式
文相渡候を、喜左衛門割付候付、老人前八百式拾式文ツ、貰受、
道中入用之たばこ・紙等番人を頼調貰申候、然處翌十八日喜左衛
門ハ駕籠ニ乗せ、右駕籠ハ屋根を布ニ而張、左右ハ紗張ニ而、前
ニ竹簾を懸、腰を懸乘候様ニいたし、棒式本付、唐人共かつき、
其外私共ハ歩行いたし、番いたし候下役鉢之者共左右ニ付添、喜
左衛門始私共手廻之品ハ人足鉢之者持運、

此人足鉢之者之儀唐人共江相尋候処、役所等ニ召仕候人夫与存

候旨申之候、

最初上陸いたし候船場江出候処、帆柱式本建候長サ五六間位之小船四艘有之、壹艘江重立候役人舩之もの壹人・下役舩之者三人、

此船并重立候役人舩・下役舩之もの之儀唐人共江相尋候処、船者官河通行之役船与存候旨、大河筋之惣名を官河与唱、重立候役人舩之もの者壹隸ニ而、下役舩之者者小差与存候旨申之候、

壹艘江喜左衛門并同人召仕・下人共、式艘江早八并外水主・私共引分レ三艘江乗組、三艘共下役舩之もの三人宛乗、水主も壹艘ニ六人乗ニ而、旗印等者無之、船中用意之米・塩・醬油・薪・野菜・干魚等、喜左衛門始私共賄料として貰候錢ニ而買入出帆いたし、最初漂着致し候嶋之沖江乗出、西之方江向瀬戸を乗廻、拾里程參候處、鎮海縣与申所之由、幅式町程有之河江乗入船繋致し、此鎮海縣与申所之儀唐人共江相尋候処、浙江省寧波府鎮海縣ニ而御座候旨申之候、

食事者米之飯・魚・野菜等唐人とも差出、翌十九日出船、八里程乗參候処、寧波府与申所之由着、川之右岸ハ城与相見、

此寧波府与申所并城之儀唐人共江相尋候處、浙江省寧波府ニ而城ハ寧波府城ニ而御座候旨申之候、

切石ニ而高式丈四五尺程石垣築立、其上ニ而切石を組立候塀有之、矢狹間と相見數ヶ所有之、惣構余程廣く目不及程ニ而、川之左之方ハ平地ニ而、町家手廣く建統、右川ニ兼而用意いたし置候与相見、小形之船四艘繋り居、

此川并船之義唐人共江相尋候處、寧波府より諸州江往來候内川ニ而、小差者不存、船ハ官河通行いたし候役船与存候旨申之候、壹艘江私共を送り候役人・下役舩之もの、三艘江喜左衛門始私共

并附添候下役舩之者引分レ乗替、水主も五六人ツ、乗組、川幅式町又ハ壹町程ニ而溜り水之様成川筋を走り、風無之節ハ漕參、壹里半程ニ而町家を乗放候處、左右ハ田畑与相見、菜・大根類・稻有之、所、ニ拾四五軒或式三拾軒宛人家有之、瓦葺・草葺も相父、此人家之義唐人共江相尋候處、寧波近邊之民家与存候旨、地名ハ不存候旨申之候、

所、ニ石橋架渡有之、大川筋迫、乗參候處、同月廿六日町家連統賑敷所江着、上陸致し候様

此上陸いたし候所之儀唐人共江相尋候處、不存候旨申之候、附添候下役舩之もの仕形いたし候付、手廻之品等銘、持上陸いたし候處、川端ニ駕籠・車等、兼而用意いたし相待候舩ニ而並有之、重立候役人舩之者壹人、其外人足舩之もの多人数罷在、

此重立候役人舩并人足舩之者之儀唐人とも江相尋候處、重立候役人舩之ものハ壹隸ニ而、人足舩之ものハ人足与存候旨申之候、

右役人舩之もの差圖いたし候様子ニ而、手廻之品等者車七八輛ニ積、人足舩之者三四人宛にて挽せ送り參候、重立候役人舩・下役舩之もの并喜左衛門始私共一同駕籠ニ乗、尤重立候役人舩之もの乗候駕籠ハ少し大形ニ而、屋根ハ銀之様ニ相見候かな物ニ而拵、廻りハ羅紗ニ而包、前ハ硝子を張り、其外ハ竹之網代之様成屋根、後口ハ板、左右ハ紗ニ而張、前ハ竹簾を懸有之、人足舩之もの共かつき町筋四五町參候處、左右共田畑ニ而、凡式拾五六町參候處、幅拾七八町程之大河有之、渡船与相見、大形之川船四五艘繋り、水主三四人ツ、乗組、

此川并船之儀唐人共江相尋候處、浙江省紹興府會稽縣カ諸州江往來の内河ニ而、地名ハ不存、船ハ役船与存候旨申之候、

私共を駕籠之儘一艘ニ拾人程ツ、乗せ、役人躰・下役躰之もの共も駕籠之儘乗組、漕出向岸江乗渡り、右川者兩岸とも人家拾四五軒宛相見、

此人家の儀唐人共江相尋候處、會稽縣近辺川筋之人家と存候旨申之候、

猶又駕籠ニ而、左右田畑有之道筋拾七八町程参り候處、町家建統至而繁花ニ相見候所江着、町筋式拾町程参候處城有之、

此町家建統候所并城之儀唐人共江相尋候處、紹興府ニ而、城ハ紹興府城と存候旨申之候、

幅拾四五軒程之堀有之、兩岸共石垣にて、向者高サ壹丈四五尺程之石垣築立、上者切石之堀有之、槽者不相見、堀端少シ参候處、石ニ而組候門有之、橋者無之左右石垣ニ致し候、道ハ門江入、片方者道有之候得共、曲り候而先不相見、片方者小高キ山ニ而、壹町程登り候處寺有之、堂者瓦を敷、真中ニ丈ヶ壹丈余之千手觀音之立像安置いたし、佛具等飭付、

此寺并仏像之儀唐人共江相尋候處、紹興府近邊之寺ニ而、地名・佛像等者不存候旨申之候、

右堂之後口之方、片隅江喜左衛門并同人召仕・下人共、片隅江早八并外水主・私共を差置、尤瓦之上ニ藁を敷具候付、持参候席等を敷罷在、附添参り候重立候役人躰・下役躰之もの共、石堂之前ニ有之堂江罷在、番人と相見下役躰之もの拾人程宛代り合、私共罷在候所、其外脇之方又者前之堂ニも罷在、夜中者竹を切候拍子木之様成物を打鳴し申候、

此番人と相見候下役躰之もの并打鳴候物之儀、唐人共江相尋候處、下役躰之者、其所之役所と相詰候旨隸之下役小差と存候旨、

打鳴し候物者、前段申立候通ニ御座候旨申之候、

此所ハコウシウと申所之儀唐人共江相尋候處、紹興府と存候旨、漂

此コウシウと申所之儀唐人共江相尋候處、紹興府と存候旨、漂流人共取違候儀と存候旨申之候、

食事ハ米之飯・豕・不見馴魚等、番致し候下役躰之もの持参、一日三度宛為給申候、右寺々市中一面ニ相見、端々迄者日及不申、余程手廣く相見申候、然處同十二月五日、重立候役人躰之者、明日出立いたし候旨申越候由喜左衛門申聞候處、翌六日此所之役人と相見、重立候役人躰之者壹人、下役躰之者拾人程罷越、

此重立候役人躰并下役躰之者之儀唐人共江相尋候處、重立候役人躰之者ハ皂隸ニ而、下役躰之ものハ小差と存候旨申之候、

是迄私共江付添参候重立候役人躰・下役躰之ものハ、代り合罷歸候處、人足躰之者駕籠持越、

此人足躰之者之儀唐人共江相尋候處、舖兵と存候旨、舖兵者繼場ニ罷在候人足ニ而御座候旨申之候、

重立候役人躰之者并喜左衛門乗候駕籠者、屋根者銀之様なるかな物を張、両脇ハ羅紗、前者硝子張ニ致し、其外之駕籠者竹ニ而網代之様ニ組候屋根ニ而、後口者板、両脇・前者縋子にて張、中ニ腰懸候様造り有之、下役躰之者并私共を乗せ、竹式本通し、人足躰之もの式人ニ而左右之肩江かつき、一同出立致し、以前之城門を出、町筋式里程通川端江罷越候處、小形之船三艘繋り居、

此船之儀唐人共江相尋候處、内河通行之役船と存候旨申之候、壹艘江重立候役人躰之もの并下役躰之もの三四人、壹艘江喜左衛門并同人召仕・下人、下役躰之もの三人、一艘江早八并外水主・私共并下役躰之者三人乗組、水主者壹艘江六人ツ、罷在、右船ニ

者舳先江長サ六七尺も有之、鋸之様成物を木ニ而造り、美敷彩色いたし候を五本ツ、建有之、川幅壹町又者式町程之所も相見、水湛流之上下不相分、所、ニ石橋を架渡、枝川多く、左右ハ田畑ニ而、人家拾四五軒或式三拾軒程ツ、所、ニ相見、瓦葺・草葺も有之、此川并枝川・人家等之儀唐人共江相尋候處、平湖縣近邊ニ存候得共、委敷儀ハ不存候旨申之候、

川筋西之方又者北ニ向ひ帆を懸走り、水主共岸江上り挽候儀も有之、食事ハ米之飯・豕・魚・野菜類等、一日兩度ツ、為給、昼夜乗参候處、同月九日夜浙江省嘉興府平湖縣之内、乍浦与申川幅式町程有之処江着、

此乍浦与申所之儀唐人共江相尋候處、浙江省嘉興府平湖縣之内ニ而、日本通商其外諸省江渡海之津口ニ而御座候旨申之候、

定海縣々乍浦迄、川陸凡百五拾里程有之由、喜左衛門相咄申候、然処重立候役人鉢之者ニ付居候下役鉢之者拾人程上陸いたし、引続喜左衛門始私共ハ、附添候下役鉢之もの案内ニ而上陸いたし、町筋壹町程参り、間口拾間程有之家江連参り、下ハ板張ニ而、六疊敷程ニ瓦を組立石灰を塗、幾間も仕切、二階も板敷にて同様幾間も仕切、出入口者披戸ニ而、一間ニ喜左衛門并同人召仕・下人等、二間ニ早八并外水主・私共を差置候付、蓆等を敷罷在、二階入口ニ番人并相見候下役鉢之もの式人、

此家并番人并相見候下役鉢之者之儀唐人共江相尋候處、右家ハ十二家荷主楊嗣亭出店ニ而局裡与唱、下役鉢之ものハ小差ニ而御座候旨申之候、

別間ニ下役鉢之もの拾人計罷在、下ニ者下人鉢之もの三人、代り合候様子ニ而昼夜罷在、

此下役鉢并下人鉢之者之儀唐人共江相尋候處、下役鉢之ものハ小差ニ而、下人鉢之者者荷主共々差出置候ものニ而、煮焚等為致候者ニ御座候旨申之候、

私共居候所江通事唐人之由壹人附添、日本詞少々相分り、

此通事唐人之儀唐人共江相尋候處、荷主方ニ罷在、日本渡海いたし候者ニ而、日本詞聞馴之者共ニ御座候旨申之候、

食事ハ一日三度ツ、朝ハ米之粥、昼・夕ハ飯・豕・魚・野菜等為給、酒も折々為給申候、右之家支配いたし候ものハ、隣家ニ罷在候出承り、

此隣家ニ罷在候者之儀唐人共江相尋候處、前段申立候煮焚等いたし候ものニ御座候旨申之候、

食事も同所々持越候様子ニ相見申候、然処喜左衛門始私共壹人前錢九百文ツ、通事唐人共候間貫請、迫々たばこ・紙等調貫申候、此錢相与候訳唐人共江相尋候處、難民扶助として、王氏・十二家荷主共々差遣候儀ニ御座候旨申之候、

同所逗留中、通事唐人附添、折々町筋壹町程隔候湯屋江参候處、二階ハ住居所与相見、下ハ板敷ニ而、唐人式三人ツ、番致し居、此唐人之儀唐人共江相尋候處、湯屋番人ニ御座候旨申之候、

奥之方切石ニ而三疊敷程之湯壺江湯を入、廻り者切石を敷有之、湯錢者通事唐人通帳持越為書人、右者壹人前錢四文宛ニ而、湯屋之手拭を借候得者五文之由、唐人共追々参り、女ハ参り不申候、然処去卯正月初旬々、水主彦左衛門疵瘡相煩候付、喜左衛門儀通事唐人江其段申聞候處、医師唐人能越脉并舌を見、藥方書付相渡候を、番致し候下役鉢之者請取、外ニ而藥調具候付服用為致、右医師者度々見廻ニ参り、私とも打寄介抱いたし遣候得共、養生不

相届、同月十四日朝相果候付、其段通事唐人江喜左衛門申聞候処、暫過重立候役人躰之もの乞人、下役躰之もの式人召連罷越、

此重立候役人躰并下役躰之者之儀唐人共江相尋候處、重立候役人躰之ものハ皂隸ニ而、下役躰之者ハ小差ニ而御座候旨申之候、喜左衛門も為立合、彦左衛門死骸見分いたし、喜左衛門江何款懸合罷帰候處、猶又都々之役人參候由ニ而、右死骸者別間江片付、下役躰之もの三四人ツ、番致し居候内、

此下役躰之もの之儀唐人共江相尋候處、小差ニ而御座候旨申之候、

同月十七日昼頃、都々之役人之由、衣裳等立派ニ相見候唐人乞人、下役ニ候哉供廻リニ候哉、下役躰之もの大勢召連罷越、

此役人并下役躰之もの之儀唐人共江相尋候處、當時新ニ差下候巡檢司、巡檢從九品之文官、地廻り吟味等預り候者ニ而、下役躰之ものハ附添之皂隸等ニ御座候旨申之候、

十四日ニ參候重立候役人躰之者も立合、猶又彦左衛門死骸見分相濟、白木之箱を持越、人足躰之もの拾人程取懸り、

此人足躰之者之儀唐人共江相尋候處、人夫ニ而御座候旨申之候、右死骸を箱ニ入、喜左衛門所持之衣類・道具等不殘一同人候上、蓋を釘付ニいたし棒を付、人足躰之もの持出、都々參候由之役人下役躰ニ候哉大勢召連候者共も附添罷出、何方江葬候哉、私共之内附添參り不申候間其節ハ不存、十四日ニ參候重立候役人躰之者も罷帰申候、然處翌十八日、彦左衛門墓所江參候様、通事唐人申聞候付、喜左衛門并同人召仕・下人等者相殘、其外私共、通事唐人附添町筋四町程參候處、少し高き岡ニ而寺有之、五間四方程之本堂、下ハ瓦を敷、本尊ハ官人之様ニ而木像与相見、十歳位之子

供之丈ケ程ニ而、美敷彩色いたし候立像安置いたし、脇立与見江候同様なる立像式躰有之、香炉等備立、

此寺并佛像之儀唐人共江相尋候處、乍浦之内天尊寺与申寺ニ而、本尊者関帝之像ニ而、脇立ハ関平・周念ニ而御座候旨申之候、庫裏と相見候處江、單色之木綿与相見候衣を着致し候出家三人罷在、右本堂之後口墓所多有之所江彦左衛門死骸を葬有之、長サ式尺幅老尺程之薄キ石牌ニ、大倭人彦左衛門与彫付、年号月日者無之、都而同所ニ相見候石牌ハ何れも同様ニ有之、同人墓之前ニ者豕・鶏其外野菜類・菓子・饅頭等皿ニ盛備有之候間、一同拝ミいたし罷帰、其後ハ一ヶ月迄度ツ、私共之内両三人ツ、通事唐人附添參致し候、然處其後私共乗組之内、死失いたし候もの共之吊いたし候由通事唐人申聞、私共罷在候二階之下ニ、板ニ而拵候床之間之様成所江、大倭人庄藏・大倭人彦左衛門与書候紙位牌を張、右之外是迄死失いたし候日本人之吊も一同いたし候由、通事唐人申聞、前ニ者豕・鶏・魚・野菜類・菓子・饅頭其外砂糖漬之類、鉢・皿ニ盛相備、線香を建、出家者不參、詰合居候下役躰之者計參居候間、拝ミいたし候處、

此佛事當候唐人共江相尋候處、漂流人庄藏・喜左衛門追善之ため相當候儀ニ御座候旨申之候、

備物之脇ニ紙ニ而拵候哉、金箔之様なる物を多分臺ニ積載有之候を、私共拝ミ仕廻候与、直ニ下役躰之もの火鉢持參、右積載有之候物を老ツ、火鉢江入、不殘焼拾申候、

此箔之様なる物焼捨候唐人共江相尋候處、大金与申箔紙ニ而、仏事等之節焼捨候得者、亡者之供養ニ相成候儀与申傳候儀ニ御座候旨申之候、

猶又同所逗留中及見候處、町家格別手廣建統候場所ニ者無之、長サ式拾町余度可有之、幅式三町又ハ七八町・拾町程ニ相見、賑敷場所ニ相見申候、然處同五月頃蚊出候處、喜左衛門・賀藤次・利左衛門・伊平次・勇藏者蚊帳所持いたし、其外之もの共持合不申候處、四方者白麻、上者白木綿ニ而、至而狭く仕立有之候蚊帳壹張ツ、通事唐人持越相渡候付貴請申候、

此蚊帳相与候訳唐人共江相尋候處、難民為扶助王氏・十二家荷主ヲ相与候儀ニ御座候旨申之候、

然處同六月初旬、芝居有之候間見物いたし候様、役人鉢之ものカ申越候由喜左衛門申聞、同人并召仕・下人共通事唐人附添罷越、於船場見物いたし候由、罷帰候上承申候、

此役人鉢之もの并芝居見物為致候訳唐人共江相尋候處、役人鉢之ものハ小差ニ而、旅中為鬱散芝居見物為致候儀ニ御座候旨申之候、

同月六日、喜左衛門始私共一同近、日本江送帰候間、為暇乞料理差出候由、通事唐人申聞案内いたし、私共罷在候二階下之板之間江參候處、高キ臺四脚ニ食物を載せ腰懸を並置、重立候役人鉢之もの式人・下役鉢之もの五六人罷在、米之飯・豕・鶏・家鴨・鶏卵・鯉・海老其外魚・野菜・砂糖漬之冬瓜・菓子・饅頭等、品々睨与不覚、式拾余種差出、喜左衛門始私共腰懸江腰を懸給、酒も差出格別之馳走有之候處、

此重立候役人鉢并下役鉢之もの、且品、差出候訳唐人共江相尋候處、重立候役人鉢之ものハ王氏・十二家荷主王宇安・楊嗣亨ニ而、下役鉢之ものハ船主仲ケ間共ニ御座候旨、品、差出候訳者無程日本渡海之船より護送いたし候付、荷主カ為暇乞差出候

儀ニ御座候旨申之候、

同月七日、明日日本渡海之船出帆いたし候間、二艘江引分レ乗組候様、役人々喜左衛門方江申參候由、同人申聞候、

此役人之儀唐人共江相尋候處、典史にて御座候旨、典史之儀者前段中立候通ニ御座候旨申之候、

翌八日、通事唐人并下役鉢之もの唐人附添、

此下役鉢之もの之儀唐人共江相尋候處、小差ニ而御座候旨申之候、

西田賀藤次・和田利左衛門・西田伊平次・伊右衛門・次兵衛・武八・助市・仁右衛門・甚太・善太船場江参り、通事唐人・下役鉢之もの江、永、世話ニ相成候禮申述、唐船壹艘江乗組、安田喜左衛門・同人召仕吉村勇藏・吉井庄兵衛・城新兵衛・松元長八・下人新藏并長瀬早八・三右衛門・廣右衛門・熊吉者、同日乗船不致相殘、賀藤次外九人乗組候船者即日出帆いたし、亥子之風ニ而披ニ走り、

乍浦カ日本江者、東又ハ丑寅之方ニ向乗候様ニ相覺、嶋々多き海上乗出候内、

此嶋之儀唐人共江相尋候處、嘉興府之沖普陀山与存候旨申之候、氷砂糖・菓子類等少、宛乗組候唐人々呉候付、貴請食用いたし、

此品、呉候訳唐人共江相尋候處、船中為食用船主カ差遣候儀ニ御座候旨申之候、

同月十七日、山も不見大洋江乗參、東風ニ相成候處まぎり乗候内、次第ニ風強海上荒立、唐船所、損甚危相成候間、一同金毘羅祈願を懸、差入候湊水ハ唐人共相働始終汲捨候處、翌十八日風少、和キ候得共風順惡敷、中柱之帆も損居候而も、是非日本江乗渡候覺

悟之由ニ而、唐人共相働候得共不及力、唐人共打寄何欵申談候様子ニ而、船乗廻し風順能相走、同月廿五日夜乍浦江乗戻、

此乗戻候儀唐人共江相尋候処、難風ニ而何分渡海難成候付、不得止事乗戻候儀ニ御座候旨申之候、

同月廿八日上陸致し^附、乗組之唐人案内にて、最初逗留致し候所江連参り、番人等元之通ニ有之、最前之通事唐人附添罷在候内、私共江唐人前錢八百文宛、通事唐人呉候付、賞請候、

此錢相与候訳唐人共江相尋候処、難民為扶助十二家荷主と相与候儀ニ御座候旨申之候、

湯屋江も一ヶ月程度宛、私共両三人ツ、申合、通事唐人附添罷越候、然処同七月七日、喜左衛門外九人^之者共乗組候唐船江乗組候唐人之由ニ而、四人私共罷在候所江参、

此唐人之儀唐人共江相尋候処、喜左衛門同船致し候もの共ニ而、破船之節得助命候もの存候旨申之候、

何欵申候得共不相分候間、通事唐人江相尋候處、右船者六月十一日乍浦出帆致し候処、難風ニ逢四五拾里程離候嶋ニ而破船致し、船ハ碎、日本人ハ船板等ニ取付流候を及見候迄ニ而、生死不相分、唐人も右四人之外ニ式拾七人助命いたし、其外之ものは又生死不相分、溺死之風聞有之由申聞、日限ハ不存候へ共、六月十七日之大風之節与推量いたし、一同驚無是非儀与存罷在候、

此嶋并破船之儀唐人共江相尋候処、寧波府之沖劍山与申処ニ而、難風ニ逢破船いたし候儀ニ御座候旨申之候、

然処同十月廿一日、備前国岡山之もの之由、何国江吹漂流いたし送來候由ニ而拾四人罷越候付、私共ハ二階下江引移候様、通事唐人申聞候間引移、岡山之者共ニ二階江罷在、右岡山之もの共江度、

ハ出會候儀無之、其御船神祭之由ニ而芝居有之候間、見物ニ參候様通事人申聞案内いたし、一同罷越候処、

此船神祭并芝居見物為致候訳唐人とも江相尋候処、船神ハ天后聖母与申、右船神祭礼ニ付芝居有之候間、為鬱散見物為致候儀ニ御座候旨申之候、

船場ニ少し高キ所社地舩ニ相見、木之柵有之、瓦葺ニ而土蔵造之三四間四方之堂有之、下ハ瓦を敷、本尊者十歳位之子供之大サニ而、官女舩ニ見江候木像美敷彩色いたし、曲糸ニ腰懸、左右ニ者木像ニ而脇立与相見候立像ニ舩有之、

此堂并本尊者之儀唐人共江相尋候処、天后堂与申、本尊ハ天后聖母、脇立者千里眼・順風耳与申神ニ而御座候旨申之候、

右堂之前ニ瓦葺之家、後口者板ニ而張、三方ハ明放し、下ハ床を張候二三間四方之舞臺ニ而、笛・三味線・鼓弓・琵琶・太鼓・銅羅を鳴し、色々之衣裳を着、顔も色々ニ彩り女衣裳を着、歌之様成事を演ひ、踊いたし候得共相分不申、私共ハ右脇町家之ニ階ニ、通事唐人一同罷在見物致し、

此町家之儀唐人共江相尋候処、乍浦ニ而新町与申人家ニ而御座候旨申之候、

唐人共男女大勢集り見物いたし、無程相濟、通事唐人一同罷帰候、然処同十一月初旬、近々日本渡海之船出帆いたし候旨、通事唐人申聞候処、同月十日、弥明後十二日出帆ニ付、為暇乞料理有之候付、參候様通事唐人申聞、私共居候脇之間江連越候処、重立候役人舩之もの式人、此節日本江参り候船主之由耆人、外ニ下人舩之もの拾人程罷在、高キ臺式脚有之、私共腰懸ニ腰を懸候処、米之飯・豕・鶏・家鴨・鶏卵・魚・野菜類・菓子・饅頭・砂糖漬之類、

品、式拾六種計、酒も差出馳走有之候間、一禮申述候処、

此重立候役人舩并船主・下役舩之者、且品、差出候訳唐人共江相尋候処、前段申立候夏仕出之節同様ニ御座候旨、船主之儀者卯四番唐船脇船主李少白ニ而御座候旨申之候、

同月十二日、通事唐人附添船場江出、小船が私共一同唐船老艘江乗組候処、船中為用意氷砂糖・龍眼肉少、宛、乗組之唐人呉候付、賞請食用いたし、

此品、呉候訳唐人共江相尋候処、船中為食李少白が差遣候儀ニ御座候旨申之候、

同日出帆、寅卯之風ニ而まぎり乗、大洋所、を漂ひ候処、同十二月八日薩州坊之津江漂着いたし、同月廿三日同所御挽立所、汐繫いたし、當正月廿二日長崎着船仕候、

右之通申上候処、唐国逗留中切支丹宗門勅ニ逢候儀ハ無之哉、若右舩之様子有之候ハ、有舩可申上旨、再應御吟味御座候、

此段、唐国逗留中切支丹宗門被勅候儀者勿論、右舩之様子及見聞不申、如何与心付候儀も毛頭無御座候、若隱置外が相頭候ハ、如何様之御咎ニも可被仰付候、

一私共武具類積乗候哉、且金銀錢致所持候哉、彼国逗留中商売ケ間舖儀不致候哉、委細可申上旨、是又御吟味御座候、

此段、私共儀琉球国之内鬼界嶋が出船仕候節、安田喜左衛門差料大小一腰・鎗壹筋持参、外ニ差替之刀老腰者、去、寅六月逢難風候節、為祈願海中江投入、同人召仕吉村勇藏・古井庄兵衛・城新兵衛・松元長八大小一腰宛、下人新藏脇差老腰并長瀬早八大小老腰、右之外武器類有之候哉ハ不存候得共、喜左衛門大小・鎗其外之者共大小共、去卯六月於唐国破船之節、流失いたし候

儀ニ可有之与奉存候、右之外賀藤次・利左衛門・伊平次儀大小一腰ツ、持参候を此節持帰候、外彼地江残置候品置而無御座候、金銀錢之儀者右嶋ニおゐて通用不致、都而品替いたし候土地ニ付、素々一向所持不仕、私共之内賀藤次・利左衛門・次兵衛・武八・助市・甚太儀、於国元替錢之銀錢員数不覚、少、手廻之内ニ入置候を、出船之節混雜ニ而甚保持参、難船之節海中江取落候、錢賀藤次式朱判壹・錢貳拾文、利左衛門錢九拾四文、次兵衛百拾四文、武八九文、助市貳百九拾貳文、甚太百四拾文持戻、此節御改請候通相違無御座候、且於唐国貰候銀錢を錢に引替、又ハ貰候錢ニ而紙・たばこ或食物類等調給、其外彼国ニ而、船・舟具并黑砂糖残し置候代りとして銀錢請取持帰候外、商売ケ間敷儀不仕候、

一往来切手并札守等所持いたし候哉、御吟味御座候、

此段、国許出船之節、水主共儀者板切手一枚宛持参候処。難風ニ逢荷物刎捨候節海失いたし候、残伊右衛門壹枚・仁右衛門壹枚・武八壹枚・甚太壹枚・善太壹枚・彦左衛門分壹枚、外ニ国元出船之節外水主喜三左衛門が預り候分壹枚、此節持帰申候、右之外船魂并八幡宮・金毘羅其外之札守所持いたし候を、是又持戻御取上相成申候、

一於唐国龍牌等相与候儀者無之哉、金銀其外貫物之分御吟味御座候、此段、龍牌与申物被与候儀無御座、銀錢并唐錢・衣類其外貫物之分、別紙申立候通持帰、御取上相成申候、且船・具・黑砂糖代銀錢持帰、是又御取上相成申候、右之通、少も相違不申上候、以上

天保三年辰五月三日

西田賀藤次印

和田利左衛門印

西田伊半次書判

伊右衛門爪印

次兵衛爪印

武八爪印

助市爪印

仁右衛門爪印

甚太爪印

善太爪印

(中表紙)

唐国之様子漂流人共江相尋候趣申上候書付

大草能登守

唐国之様子

一 人物之事、男者髪を剃、頭上ニ丸く残シ候髪を三ツ打ニ組、後口江下ケ、縹子等ニ而拵候帽子赤キ糸ニ而飾り、帽子之上ニ者真鍮之玉を飾り候を被り、又ハ黒キ毛氈之様成物ニ而拵候帽子赤熊ニ而飾、毛氈之丸キ帽子を被り候も有之、衣類ハ紗・綾・紬等を縹絆ニいたし、絹布・木綿等ニ而、色ハ種々有之、袴之様成物又者股引之ゆるき物をはき、黒花色其外之羅紗・縹子等を筒袖ニ仕立、裏ハ絹或皮を付ケ、胸をばたん懸ニいたし候長き衣裳を着、又ハ木綿布等ニ而、同様之仕立之短キ衣服を着候も有之、婦人之足袋、

縹子或黒木綿・革等ニ而拵候沓をはき、雨天之節者傘を相用、役人跡之ものハ黒紋縹子ニ色々之糸ニ而鳥之縫模様有之、同様之仕立之長キ衣裳を着、絹之袴之様成物をはき、帽子之上ニ者練物と相見候玉を飾、立派ニ相見、下役跡之もの者玉無之帽子を被り候も有之、夏之衣服も仕立者同様ニ而、麻・紗之類を相用、帽子ハ藤を裂編候笠之上ニ赤熊を付候物を被り、女者髪を後口江下ケ、又者頭上ニ巻立、硝子又ハ銀之様ニ相見候等を指、帛・紗之様成帽子を被り、衣服者絹布・木綿等、染色種々有之、筒袖之長キ衣裳、又者短キ衣服着候も有之、長キ腰巻之様成物をいたし、革或木綿ニ而拵候沓をはき居候由、

一 食物之事、米之飯・粥又者菜・大根・茄子・里芋・胡瓜・蓮根・豆腐・鯉・海老・壹尺程之魚・小魚・乾魚等不見馴魚有之、鶏・豕・家鴨・鶏卵、都而右様之類を、醬油或塩煮・油煮・酢漬等ニいたし、鉢・皿ニ盛、臺ニ載セ、側ニ腰懸を置、銘・腰を懸、燒物の匕并象牙又者竹箸等ニ而給、一日三度又者所ニ寄兩度之節も有之、此外塩漬之菜・大根・饅頭・菓子・氷砂糖・龍眼肉・砂糖漬之冬瓜・大根・金柑・生姜・楊梅・茱萸等有之、味噌者無之、酢・醬油・酒・燒酒・茶等差而日本ニ不相變、乍浦にて漂流人共江冬者酒、夏分ハ燒酒を為給申候由、

一 家作之事、屋根者瓦葺・土藏造りにて、二階造り之家多、下者土間又ハ板敷ニいたし、二階之窓ハ硝子ニ而張候障子を建、腰懸を並へ、漂流人共漂着いたし候所、其外漂流人共を送越候船中ニ而も、草葺之家処々ニ而見懸、エンフチヨウ与坎申候所ニ而、漂流人とも罷在候所者、木之柵ニ而手廣く外囲いたし、柵門有之内江瓦葺之長屋造ニいたし候門有之、廻りハ瓦を組、石灰ニ而塗立候

壁ニ而、二階者無之、入口者一間程ニ而板戸を建、二間ニ三間之程之所十間ニ藁を敷有之、向之方ニも同様之家造有之、部屋之四間有之候内竈式ケ所有之、鍋・釜・桶・鉢・皿・茶碗之類品、相見、右欄内之内ニ長屋之様ニ造立、戸前幾所も有之、土蔵有之、漂流人共者右土間ニ藁を敷有之上ニ、櫻欄ニ而織候蓆を敷罷在候由、乍浦ニ而漂流人共罷在候所者、間口拾間程有之、屋根者瓦葺、廻り者瓦を組立石灰を塗候壁ニ而、戸口二ヶ所有之、板之開戸を立、下者板敷ニ而、六疊敷程幾間も仕切、二階も同様板敷ニ而、幾間も瓦を組石灰を塗候壁ニ而仕切、隣部屋江之口者三尺程宛明ケ、開戸ニいたし、表之方ハ中連子窓ニ而戸ニ者無之、紙張之障子を建有之、夜分ハ皿ニ油を入臺ニ載、燈心を燈し、定海縣番所舨之所者、家作ハ同様ニ而、二階ハ無之、間口拾間程有之、三間程者明放し、其外者石灰ニ而塗候壁ニ而、夜分ハ行燈之様成物ニ燈火を燈し、脇ニ高サ三丈程も可有之、屋根付候階子之様成物を建、硝子ニ而張候様成燈籠舨之ものニ燈火を燈し、且又船ハ、寧波府江漂流人共送越候船者白木造ニ而、竹を網代之様ニ組候を丸く屋形ニいたし、帆柱者真中ヲ舨之方ニ式本建、帆者洪染之本綿ニ而、所々ニ竹を綴付、紹興府江漂流人共送り越候船者、黒塗ニ而帆柱并帆も前書同様ニ有之、舨先ニ長サ六七尺も有之銀之様成物を木ニ而造り、美敷彩色いたし候を一艘ニ五本宛建、尤帆柱者寐を起し相成候様ニ仕懸、寧波府江漂流人共送越候節之船も、帆柱寐を起し相成、橋下を乗通り候節者、帆を下ケ帆柱を倒し申候由、

一城郭之事、寧波府ニ而城与相見、切石ニ而高式丈四五尺程ニ石垣を築立、其上ニ矢張切石ニ而組立候塀、矢狭間与相見、上之方を

丸く細長く切明候所數ヶ所有之、櫓門・立樹等者無之、惣構者目不及程手廣く、裏手与相見、川々左之方者平地ニ而町家建候山、紹興府ニ而見懸候城者、幅拾四五間程之堀有之、兩岸共石垣ニ而、堀之向者高サ丈四五尺程之石垣築立、其上ハ矢張切石ニ而組立候塀ニ、前書同様之狭間処、ニ有之、是又構者目不及程手廣く、櫓者不相見、堀端少し參候得者、石ニ而組立候門有之、扉者鉄ニ而張、鉄鋌一面ニ打、右扉者開有之、端者無之、左右石垣致し道を付、門内江入候得者、片方者小高キ山、片方者道有之、曲り道ニ而先者不相見、定海縣番所舨之所ニ而、鉄筒与相見候石火矢五挺備有之候得共、槍等睨与見留不申候出、

一土地之事、一舨打開、山不相見所も有之、又者遙ニ山相見、高山も有之、最初漂流人共漂着いたし候嶋者、嶋者平山にて、其外廣き原等も有之、海者汐色濁、乍浦之海者泥海ニ而汐行早く、地方々五十里程之間ハ汐色濁、鎮海縣之川者幅二町程有之、寧波府之川者幅式町、狭キ所者壹町程有之、濁り水之様ニ而流之上下不相分、夫々乘參候川ニ者石橋架渡、欄干も石ニ而拵、下者川中々石を組立、所々丸く切崩有之、大船も乘廻候様ニ致し、紹興府江出候川者幅十七八町程有之、同所々乍浦江出候川者幅式町程、又ハ壹町程ニ而枝川多、水湛へ候様ニ而流之上下不相分、所々石ニ而組上候橋有之、定海縣之町統之所者、長サ拾七八町、横五町又者式三町程、乍浦者町統之所長サ式拾町余茂可有之、幅者拾町又者七八町、式三町程ニ相見川者幅式町程ニ而、豎横ニ幾筋も川通り、所々石橋架渡有之候由、

一草木之事、大木ハ不相見、松者多く杉・竹・桑・菜蓂・萱・芝・葭等有之、其外不見馴小樹等見懸申候由、

一鳥獸之事、豕・鶏・家鴨等家、ニ飼有之、野牛も所、ニ而見懸、牛・馬・犬・猫・鳥・鳶・雀も有之、此外鳥獸見懸不申候由、一氣候之事、寒暑共差而日本ニ不相替、漂流人共乍浦逗留中、去、寅十二月雪降候得共、積候程ニハ無之、兩者折、降、雷者烈敷、地震ハ一向無御座候由、

一産業之事、町並ニ端物類・小間物類・穀物・酒・油・紙類等、見世ニ並有之候得共、何品ヲ申儀耽与見留不申、定海縣番所舃之囲之内ニ、魚・野菜等持越商ひいたし候もの有之、同所ニ而米者一升ニ付代錢六拾文程ニ相見、エンフチヨウチ申候所ニ而、船・具・黒砂糖之代リニ請取候銀錢者、差渡壹寸五分程、丸く薄き銀ニ而、猶又同所にて貴候銀錢を錢ニ引替候處、壹文ニ付錢九百六拾文程ニ相成、少、過不足有之由承候由、医師ハ乍浦ニ而漂流人共之内彦左衛門痘瘡相煩候節罷越候處、脉并舌を見候上、藥方書付相渡候を、漂流人共番いたし候もの請取、外ニ而調候様子ニ而藥持越相渡、且又荷物積込候申ハ、差而日本之車ニ不相替三四人ニ而挽、駕籠者役人舃之もの乗候ハ少シ大形ニ而、屋根ハ銀之様ニ相見候物ニ而拵、廻リハ羅紗にて包、前者硝子を張有之、又者具足提位之形ニいたし、屋根者銀之様成かな物ニ而拵、而脇者羅紗、向者硝子張ニいたし、漂流人之内安田喜左衛門も右駕籠ニ乗候儀有之、其外之駕籠ハ屋根を布ニ而張、左右者紗張ニいたし、前ハ竹簾を懸、腰懸ケ乗候様ニいたし、奥之様ニ棟式本付候も有之、屋根者竹ニ而網代之様ニ組、後口ハ板、左右者紗張ニいたし、前者竹簾を懸ケ、又ハ左右前とも綴子張ニいたし、中ニ腰懸候様ニ板ニ而造、竹式本通し、兩人ニ而左右之肩江かつき候由、乍浦ニ而漂流人共湯屋江参り候處、二階ハ住居所与相見、下者板敷ニ

而、唐人式三人宛番いたし、奥之方ハ切石ニ而三疊敷位之湯壺ニ湯を入、廻リハ切石を敷有之、湯錢者壹人前四文、湯屋之手拭を借候得者五文宛之由、右錢者通事唐人与相拂候由ニ而、通帳持越為書入候由、此外諸職人等見懸不申候由、

一耕作之事、如何いたし耕候哉見懸不申、田者稻植付候所も相見、畑ハ菜・大根等植付有之候得共、耽与ハ見留不申、此外作物等見懸ケ不申候由、

一祝儀之事、年始ニ茂相祝候様子、一向見懸不申候由、

一寺院之事、家作等差而不相替、漂流人共之内庄藏病死いたし、定海縣之寺江葬候節、漂流人共之内和田利左衛門・三右衛門罷越候處、海岸少し高き岡ニ門有之、構者練堀ニ而、四間四方程之本堂土蔵造リニ而、下ハ土間之様ニ見請、本尊者何佛ニ候哉、人丈位之立像安置有之、庫裏与相見、本堂之脇ニ二階造之長屋之様成所有之、出家ハ单色之麻ニ而、袖廣く丈ケ長く仕立候衣を着、袈裟者懸居候哉耽与不見留、革ニ而拵候者をはき、被り物者無之、珠數を持罷出、庄藏死骸を葬、飯・饅頭・豕・鶏・魚類・野菜等鉢・皿ニ盛、酒者猪口ニ入、線香を建相備、右出家誦經いたし、高サ式尺五寸程幅壹尺程之薄キ石ニ、大倭人庄藏与彫付、年月日も無之、臺石も無之石牌を建、此所ニ有之墓所之石牌ハいつれも同様之形ニ有之、紹興府之城門を入小高き山有之、志町程登候寺者外開余程手廣く、練堀致し門ニケ所有之、奥之方ニ八九間四方之堂土蔵造ニいたし、下者瓦を敷、真中ニ丈ケ壹丈余有之、金佛ニ候哉木像ニ候哉、千手觀音之立像安置いたし、香爐其外仏具等拵付、庫裏ハ少し離れ、山下之方ニ長屋之様ニ造有之、乍浦之寺ハ、漂流人共之内彦左衛門病死後墓参いたし候處、少し高き岡江練堀

いたし門有之小寺ニ而、五間四方程之本堂土藏造ニ致し、下者瓦を敷、本尊者官人之様ニ而木像ヲ相見、十歳位之子供之丈ケ程ニ而、美敷彩色いたし候立像安置いたし、脇立与相見同様成立像ニ鉢有之、前ニ者銅之香爐を備、外佛具等ハ無之、脇ニ座裏ヲ相見、四間程ニ而土藏造之長屋之様ニ有之、若キ出家三人罷在、いつれも単色之木綿与相見、丈長く袖幅廣キ衣を着いたし、右堂之後口墓所多有之所江彦左衛門死骸を葬有之、長サ式尺幅壹尺程之薄キ石牌ニ、大倭人彦左衛門与彫付、年号月日も無之、臺石も無之、前ニハ家・鶏其外野菜類・菓子・饅頭等皿ニ盛備有之、都而同所ニ相見候石牌ハ何れも同様ニ有之候由、乍浦ニ而船神祭之由ニ而漂流人共罷越候所ハ、船場ニ少し高キ所ニ而、社地鉢ニ相見木之柵をいたし、土藏造之三四間四方之堂、下ハ瓦を敷、本尊者十歳位之子供程之丈ケニ而、官女鉢ニ相見候木像美敷彩色いたし、曲糸ニ腰懸候像ニ而、左右ニも木像ニ而、脇立と相見候立像ニ鉢安置いたし、前ニ者銅之香爐を備有之、右堂之前ニ瓦葺ニ而、後口ハ板張、三方ハ明放ニいたし、下ハ高く床を張候板敷ニ而、二三間四方之舞臺有之、笛・三味線・鼓弓・琵琶・大鼓・銅羅等を鳴し、色々之衣装を着、顔も色々ニ彩り女衣装を着、歌之様成事を謡、踊いたし候得共相分不申、猶又同所逗留中、漂流人共之内死失いたし候庄藏・彦左衛門兩人之吊いたし候由ニ而、二階下ニ板ニ而拵候床之間之様成所ニ、大倭人庄藏、大倭人彦左衛門与書候紙位牌を張、右之外ニも死失いたし候日本人之吊も一同いたし候由ニ而、豕・鶏・魚類・野菜類を醬油又は塩煮・油煮等ニいたし、菓子・饅頭・砂糖漬の類鉢・皿ニ盛、線香を建備有之、出家者参り不申、詰合居候下役鉢之もの計参り居、漂流人共拝いたし候處、

備物之脇ニ紙ニ而拵候哉、金箔之様成物を多分臺ニ積有之候を拝ミ、仕廻候与直ニ下役鉢之もの大鉢持参、右積載有之候ものを壹ツ宛大鉢江入、不殘焼捨候由、此外佛事等營候様子見懸不申候由、一唐国逗留中、乍浦其外共靜謐ニ有之候段、及承申候由、右之通中立候得共、逗留中猥ニ外江出し不申候付、諸事委敷儀ハ存し不申候由、漂流人共中之候、以上、

辰五月

大草能登守

(中表紙)

漂流人持戻并貫物之品改帳

大草能登守

法花宗

松平豊後守足輕格
船頭
西田賀藤次
辰五十二才

同宗

右同人足輕格
鍛練
和田利左衛門
辰三十四才

同宗

右同人足輕格
鍛練
西田伊平次
辰二十四才

禪宗

右同人手船
大日丸水主
松平豊後守領分
薩州秋目浦
伊右衛門
辰七十才
右同船水主
同国指宿

一網	一帽子	一綿	一巾着	一絹打紐	一裁尺	一糸巻	一扇子	一刀懸ケ	一硯箱	一硯	一水入	一墨	一筆	一たはこ	一たはこ入	一きせる	一きせる差	一きせる竿	一たはこ盆	一たはこ切臺	一火入	一砥	一刺刀	一枕
貳張	壹	壹包	三	壹筋	壹本	貳	三本	壹	七	八面	三	貳挺	貳本	貳包	拾四	八本	三	五本	五	壹	四	九挺	六挺	五

一木根付	一角根付	一硝子緒メ	一鐔	一鉄炮玉	一箸	一鍋	一蓋茶碗	一茶碗	一猪口	一茶出	一問鍋	一神酒瓶	一鏗節	一醬油	一酒入	一油入	一皿	一弁當箱	一七	一茶臺	一壺	一桶	一德利	一椀
壹	貳	壹	貳枚	拾貳	拾七膳	貳	壹	拾貳	拾四	壹	壹	壹對	四本	壹筒	貳	三	六	貳	七	壹	拾貳	貳	三	三

一たらひ	一金たらひ	一鋸	一鋸	一鑿	一鐘	一鉄槌	一針	一斧	一鉾	一毛拔	一櫛箱	一櫛	一鏡	一鉢	一鉢	一鉢	一鉢	一鉢	一鉢	一鉢	一鉢	一鉢	一鉢	一鉢
壹	貳	三本	貳挺	三挺	四本	壹挺	壹挺	壹挺	壹本	壹	壹	貳拾壹枚	四本	四挺	拾包	壹揃	五本	壹挺	三本	四本	八	貳	八	六把

一吹	一目鏡	一印形	一印肉入	一手燭	一手炉	一方針	一釣針	一釣道具	一火打	一印籠	一花生	一香炉	一笠	一挑灯	一傘	一算盤	一秤	一椰子	一毛掃	一鯨ノ鬚	一錫火燈	一卷はだ	一紙細工手遊物	一枰
拾	壹	貳	貳	貳	三	貳	貳本	壹揃	五	壹	三	壹	貳蓋	三張	壹本	貳挺	貳挺	六	四	拾三本	壹	貳拾六	壹	貳

一 簪 六木 一人參 少
一 膏藥 壹貝 一草履 八拾六足
一 苧綱 八把 一草鞋 三足

拾人之者共唐国ニおゐて貴物品ノ之覺

一 唐錢百貳拾八貫文此錢食物等調給遣捨、相殘候錢無御座候、

右者、於唐国定海縣私共賄料之内ニ而、下役躰之者ヲ追々相渡

候間、安田喜左衛門其外之者共一同貰申候、

一 櫻欄席 貳拾壹枚

内壹枚ハ彦左衛門分、同人死失之節撤ニ入差遣、拾枚ハ安田喜左衛門其外之者共乘組候唐船江持來、八枚破り捨、殘貳枚持戻申候、

右者、於同所役人躰之唐人相渡候間、安田喜左衛門其外之者共

一同貰申候、

一 絹純筒袖綿入 壹

此品安田喜左衛門分、同人乘組候唐船江持來申候

一 帽子 壹 右同斷

一 木綿筒袖綿入 貳拾

内壹ツハ彦左衛門分、同人死失之節撤ニ入差遣、九ツハ吉井庄兵衛其外之者共乘組候唐船江持來、三ツ着破捨、殘七ツ持戻申候、

一同股引

貳拾足 内拾足ハ前同斷、八足破捨、殘貳足持戻申候、

一同肌着

貳拾 内十八前同斷、七ツ着破捨、殘三ツ持戻申候、

一同蒲團

貳拾 内十八前同斷、壹ツ着破捨、殘九ツ持戻申候、

一同小蒲團

貳拾 内十八前同斷、殘十着破捨申候、

一 帽子

貳拾 内十八前同斷、ハツ破捨、殘り貳ツ持戻申候、

一 足袋

貳拾足 内十足ハ前同斷、五足破捨、殘五足持戻申候、

一 沓

貳拾足 内拾足ハ前同斷、五足破捨、殘五足持戻申候、

右者、定海縣之内エンフチヨウ与軟申所ニ而、国王ヲ被与候由ニ而、役人躰之唐人相渡候間、安田喜左衛門其外之者とも一同

貰申候、

一 銀錢四百五拾四文 此銀錢御懸改被成候處、二貫貳百三拾目五分御座候、

右者、於同所私共乗船・舟具并黒砂糖之代りとして、役人躰之

唐人相渡候間請取申候、

一 銀錢六拾文

此銀錢追々錢ニ引替候所、一ツニ付九百六拾文程ニ相成、凡物高五拾七貫文余与覺、食物等調給遣捨、相殘候錢無御座候、

右者、於同所道中遣用として国王ヲ被与候由ニ而、役人躰之唐

人相渡候間、安田喜左衛門其外之者共一同貰申候、

一 唐錢拾八貫九百文、此錢たはこ・紙等調遣捨、相殘候錢無御座候、

右者、於唐国乍浦通事唐人相渡候間、安田喜左衛門其外之者共

一同貰申候、

一 蚊帳 拾五張

内八張者吉井庄兵衛其外之もの共、乘組候唐船江持來、五張ハ破捨、殘貳張持戻申候、

右者、於同所私共之内吉井庄兵衛・城新兵衛・松元長八・長瀬

早八・新藏・三右衛門・廣右衛門・熊吉・伊右衛門・次兵衛・

武八・助市・仁右衛門・甚太・善太儀、蚊帳所持不致候處、通

事唐人相渡候間一同貰申候、

一 唐錢八貫文

此錢食物等調給遣捨、殘唐錢四百拾貳文此節持戻申候、

右者、唐国江乘戻り候上、通事唐人相渡候間一同貰申候、

一 銀錢壹文

此節銀錢御懸改被成候處、壹匁三分御座候、

一 木綿給

貳 一同切レ 壹

一同肌着

三 一手拭 壹

一同帯

一筋 一布股引 壹足

一同切レ

七 一毛同着 壹

一へくとわん胴着 貳

一真綿 少

一 酒	一 壺
一 酒入	一 壺
一 茶入	一 壺
一 醬油入	一 壺
一 德利	一 壺
一 真鍮藥簏	一 壺
一 植木鉢	一 壺
一 枕	一 壺
一 目鏡	一 壺
一 平安散	一 壺
一 壺	一 壺
一 筆立	一 壺
一 墨	一 壺
一 扇子	一 壺
一 團扇	一 壺
一 蓋茶碗	一 壺
一 茶碗	一 壺
一 皿	一 壺
一 猪口	一 壺
一 どんぶり	一 壺
一 茶出	一 壺
一 錫茶出	一 壺
一 同猪口	一 壺
一 同火燈	一 壺
一 同盃	一 壺

一 酒	一 壺
一 酒入	一 壺
一 茶入	一 壺
一 醬油入	一 壺
一 德利	一 壺
一 真鍮藥簏	一 壺
一 植木鉢	一 壺
一 枕	一 壺
一 目鏡	一 壺
一 平安散	一 壺
一 壺	一 壺
一 筆立	一 壺
一 墨	一 壺
一 扇子	一 壺
一 團扇	一 壺
一 蓋茶碗	一 壺
一 茶碗	一 壺
一 皿	一 壺
一 猪口	一 壺
一 どんぶり	一 壺
一 茶出	一 壺
一 錫茶出	一 壺
一 同猪口	一 壺
一 同火燈	一 壺
一 同盃	一 壺

一 白砂糖	一 壺
一 氷砂糖	一 壺
一 手炉	一 壺
一 香炉	一 壺
一 藤	一 壺
一 鏡	一 壺
一 針	一 壺
一 檄櫬	一 壺
一 藥	一 壺
一 膏藥	一 壺
一 茯苓	一 壺
一 木香	一 壺
一 石膏	一 壺
一 紫担	一 壺
一 椰子	一 壺
一 櫛	一 壺
一 毛拂	一 壺
一 曲ケ物	一 壺

右者於唐国所、私共を見物ニ参り候唐人共々追、貫申候、
右書而之通、御改請候処相違無御座候、尤右品、被遊御取上、追
而可被及御沙汰旨被仰渡、奉畏候、以上、
大保三年辰五月三日

西田賀藤次印
和田利左衛門印
西田伊平次書判
伊右衛門爪印

御用番御老中

去卯四番唐船方送來候漂流日本人共引渡候儀申上候書付 壹通

漂流人連渡候付唐人共申出候漢文・和解共 壹冊

同断ニ付唐人共吟味仕候漢文・和解共 壹冊

唐国江漂流仕候松平豊後守家來并同人領分之者拾人口書 壹冊

唐国之様子漂流人共江相尋候趣申上候書付 壹冊

漂流人持戻并貴物之品改帳 壹冊

於唐国病死并溺死仕候者共名前書付 壹通

大草能登守

犯科帳

異国船方御手當写

坊ノ津々口番所書類

唐船漂着記

(表紙)

自文化五年九月
至全六年九月

犯科帳

曲淵中斐守在勤

松平薩摩守手船
永柳丸乗組宰領
右同人家来
小姓組
一伊勢貞右衛門
右同船船頭
松平薩摩守領分
薩摩国河邊郡秋目浦
一源五郎
右同船水主
同所
一弥助
右同斷
同所
一市松
右同斷
同所

辰十一月十七日貞右衛門以下拾人、同十二月
廿五日長助已下拾壹人揚り屋江遣、
已六月三日伺之上領主家来江引渡、

一仁右衛門
右同斷
同所
一六藏
右同斷
同所
一松右衛門
右同斷
同所
一千藏

右同斷
同所
一萬次郎
右同斷
同所
一長次郎
右同斷
同国同郡加世田小浦
一新助
右同斷
同国同郡秋目浦
一長助
右同斷
同所
一惣六
右同斷
同所
一惣兵衛
右同斷
同国揖宿郡山川村宝持院門内
一喜兵衛
右之者共儀、去辰年異国江漂流致シ、同年七番・九番唐船々送來
候付、遂吟味処、彼国ニ而切支丹宗門勤ニ逢候儀無之、疑敷筋度不
相聞ニ付、江戸表江相伺無構国元江差帰候条、難有可存候、尤薩摩
守領分々外住居致問鋪候、

右同斷
同所
一直次郎
右同斷
同所
一千助
同所
一袈裟太郎
右同斷
同所
一源太郎
右同斷
同所
一政四郎
右同斷
同所
一吉松

一異国ヲ持戻候所持之品々、不殘相渡之候、

一於唐國賞候品々之内、銀牌・唐錢著取上之、其外之品々著其俣為取之、銀牌・唐錢之分者、代として日本銀并錢為取之候、

松平薩摩守家来

一上野善兵衛

右之者共引渡遣候間、薩摩守江可申聞候、委細之儀者、別紙書付相渡候、

松平豊後守家来

横目

一山田四郎右衛門 巳八月十三日此り

右之者、琉球國德之嶋勤番交代いたし帰船之砌、難風ニ逢月見村之内網場浦江乗入候節、諸入用錢相拂候ため、黒砂糖壳拂度旨船頭次助申聞候ハ、得与相糺村役人江茂引合、長崎者最寄之儀ニ付蔵屋敷江為知候ハ、無切手之砂糖壳拂之差圖ニ度及間鋪處、其心付茂無之、船頭申聞候趣無余儀筋号存、無切手にて他所壳不相成国法ニ候得共、差迫候節者右舨ニ取計候以後、国元帰船之上、其段相届候得者聞濟茂有之候付、船頭申旨ニまかせ候儀ニ而、此外為壳拂候儀無之候共、琉球人茂乗組居漂着同様之儀ニ候得者、旁以右始末早速所役人江引合可申處、無其儀段不念ニ付叱り置、右船修理茂調候趣ニ付、早、帰船可致旨申渡候、

薩州秋月浦

宝福丸

船頭

一次助 巳八月十三日急度叱り

右之者、琉球國德之嶋江、豊後守家来為交代罷越候節船頭いたし、薩州江罷帰候横目山田四郎右衛門上下・水主并琉球人とも、都合式拾五人乗組難風ニ逢、月見村之内網場浦江船繋いたし、同所ニ而船修覆相加、且病氣之者有之、藥代并諸入用之拂方ニ差支候付、問屋豊古方江水揚いたし置候持用之黒砂糖五十八挺、同人世話を以、長崎本古川町砂糖屋利七江壳拂候積り及相談處、直段不引合、其上御代官々吟味相懸り候付及破談、元之通砂糖不殘船積いたし候旨雖申之、網場浦之儀者、長崎近浦与兼而承居候上者、四郎右衛門江其段申聞、同人取計方茂可有之處、錢拂方差支而已四郎右衛門江申聞、其上同人江者、諸入用錢程之分砂糖可相拂旨相斷、壳拂之相談ニ至り、一旦水揚いたし置候砂糖故、直段次第ニ而者不殘可相拂と、四郎右衛門江も不申聞、豊吉・利七江引合候段、全利欲ニ拘り、殊無切手之黒砂糖他所にて壳拂不相成段乍并右始末、不事遂候者乍申、不埒ニ付急度叱り置候、

月見村之内

網場名

諸国廻船問屋

一豊吉

巳八月五日所預 同月十三日過料三頁文

右之者、薩州船網場浦江船繋いたし、破損所有之様子ニ付、右船江罷越、用事茂有之候ハ、此もの江可申聞旨、水主之内江申談置候處、其後大工・日雇等世話いたし呉候様、船頭次助相頼ニ付、夫、雇遣候處、修覆之障ニ成候故、積置候黒砂糖預り呉候様次助相頼候ハ、浦見番并村役人江茂可相届處、糺水揚為致、其上

売拂之儀、次助相頼候共、兼而知人ニ茂無之、其上琉球人茂乗組居候上者、日本船ニ候共荷物容易売拂之世話致間鋪處、無其儀、殊本古川町利七方江者、此ものゝ為知遣、売拂之世話いたし候段、不事遂候とも全利欲ニ相拘候儀与相聞、其上最初御代官々吟味之節者、利七々尋參候旨相違之儀申立候段、諸国廻船問屋茂乍致、右始末不埒ニ付、過料三貫文申付候、

本古川町

砂糖屋

一利七

已八月十三日無權

右之者、月見村之内網場名豊吉方々、黒砂糖有之趣為知候付罷越、砂糖買請之及相談候一件ニ付、遂吟味處、不埒之筋茂不相聞ニ付、無構旨中渡候、

(表紙)

自文化七年

至全 八年

犯科帳ノ一部

曲淵甲斐守在勤

松平豊後守領分

薩摩国鹿児島下町

松村良右衛門船

長久丸沖船頭

同国同所堀江町

一貞次郎

同国河邊郡秋目浦

本主 万次郎

同所

乙松

同所

孝次郎

同国種子嶋庄司浦

同 龜次郎

同所

樽帽子

同所

善七

同国同所赤扇

同 新吉

同所

与兵衛

同国同所濱津脇浦

同 勇次郎

同国指宿摺之濱

同 三四郎

同所

同 仁助

午十二月十六日松平豊後守家来ニ預、當地

蔵屋敷ニ差置、未三月二日無構国元江差歸、

同国今和泉岩本

同 喜左衛門

同国垂水柊原

同 市右衛門

同国種子嶋問浦

同 仙之丞

同国河邊郡秋目浦

同 惣兵衛

同所

儀太郎

同国鹿児島下泉町

同 善助

同国種子嶋庄司浦

同 休造

同国同所花野木浦

同 庄右衛門

同国河邊郡秋目浦

同 平次兵衛

琉球国沖永良部嶋久志檢村

中元

同国同所喜美留村

白間

同国同所畔布村

里江

同国同所和泊村

仲留

同国同所手々知名村

季国

右之者共、去年唐国江致漂流、去年九番・當未一番唐船より送來候付遂吟味処、彼国ニ而切支丹宗門勸ニ逢候儀無之、疑敷筋も不相聞ニ付、無構国元江差帰候条、難有可存候、尤豊後守領分カ外江隈住居致間敷候、

一唐国カ特戻候所持之品之内、琉球より薩州江之届状者、一旦唐国江漂流持帰候儀ニ付焼捨申付、其外之品々者不殘相渡之候、

一右之者共積込候米并碇、唐国江差置候付、代として請取持帰候唐銀并於唐国貴候品之内、唐錢者取上之、其外之品々者其俣為取之、唐銀・唐錢之分ハ、代として日本銀并錢為取之候、

松平豊後守家来

一堀 正助

右之者共引渡遣候間、豊後守江可申聞候、委細之儀者、別紙書付相渡候、

(表紙)

天明八年

異國船方御手當写

川邊村
(録カ)

西目 之浦江白帆之異国船相見得候段注進有之候ハ、不移時刻東目 則鹿兒島より奉行頭人差越事候、其節中途之所々手當又は漂着之浦江、加勢并大頭江御預人数被仰付候條々、

一異国船之儀ハ、別而被入御念急事之事候間、其所之一左右所次ニ申來候節、極々急ニ而中途無滞様随分精を出様申付候、若及遅滞候ハ、御沙汰之上屹可被仰付事、

一西目 表何方之浦ニ而茂、異国船漂流之儀候ハ、不移時刻御用人迄東目 人其外役々差越候ニ付、馬式拾疋・人足九人程入用之筈候間、人馬寄置無滞可相渡候、

但急事之儀ニ候間、餘計之人馬をも見合置可申事、右白帆之異国船致漂着、碇を卸候狀又ハ漂居候様子次第、御家老を始御役人段々多人数其浦江差越事候、右ニ付而者人馬差引郡奉行、并飯米・故實・野菜・薪・賄方差引御代官差越筈候間、諸事可任差図事、

一異国船漂着之節差越候人数ハ、急事の節候故致夜道筈候間、夜ニ入候ハ、其所々より松明灯させ可致案内候、尤邊土之道橋危所ニハ篝火を焼可申候事、

一異国船及滞船候ハ、様子次第段々多人数差越筈候間、應前條萬

端無滯様可相心得候事、

一 漂着之場江大頭一備差越候節、郷士二男三男之内四拾人、自分手廻之内被召加、御道具御預之筈候間、差図次第無遲滯可相勤候、様子次第追々二備三備差越儀茂可有之候、其節ハ人数賦内より諸所江可申渡候間、早速相勤候様手當仕置候、右人数江ハ具足御借物ニ被仰付筈候、持合候者江ハ御借物及問敷候間、持合之具足持越其段可申出候、尤滞在中□□□米・塩・糟・薪・野菜三日宛之賦を以、御代官□□□碗具ハ其所有物を以可相濟候、

一 異国船漂着之所江、近郷より加勢人数可差越旨差図於有之者、郷士年寄・組頭召列、差図之場所江、面々持合候具足着込、弓・鉄炮・玉薬當用可持越候、不持合者江ハ漂着之於場所玉薬等可相渡候、荷物等手輕仕、其所より直ニ附越候馬口附取之者ハ、鍬・なた・鎌・よき之内持越候様可申渡候、百姓之儀ハ庄屋召列、鍬・なた・鎌・よき之内持越候様可申付候、

一 郷之印ハ本之通、其郷之名を四半之小指ニ相調可持越候、
一人々持越候馬荷・徒荷共、渋紙・油紙之内荷物下包巻枚、上包表御座巻枚、細引巻筋宛可持越候、野宿小屋懸之節被相用筈候、
一 相印前立物三寸五分之角、角おとし金みかき黒染一文字書、紙形之通、

但脇立物ハ面々好次第、

一 等印・袖印・腰印地白、幅六寸・長八寸、四部ノ一□□□山道一筋中ニ紋所、但ニツ引山道紋所雜染出地合不苦候、

右之通先年被相定候間、具足持合候者ハ□□□立様調替、以後新規ニ具足調候者茂其通可相調候、

但大頭江御預之二男三男四拾人江ハ、笠印・袖印・腰印、到其節

御兵具方より御借物被仰付筈候、

一 差物之儀ハ、鹿兒島六組與分之色立を以被相定候ニ付、御兵具所より到其節御借物被仰付筈候、

一 長嶋 出水脇本阿久根之内江漂着

加勢 野田 高尾野

一番一備御預

出水 二男三男之内四拾人

二番一備御預

鹿兒島郡吉田 右同式拾人

蒲生 右同式拾人

三番一備御預

帖佐 右同式拾五人

始羅郡山田 右同拾五人

一 高城西方 水引京泊 高江久見崎之内江漂着

加勢 東郷 隈之城

一番一備御預

樋脇 二男三男之内式拾人

中郷 右同拾人

薩摩郡山田 右同拾人

二番一備御預

山崎 右同拾五人

鶴田 右同拾五人

羽月 右同拾人

三番一備御預

大村 右同式拾五人

百次 右同拾五人

一 串木野羽島 串木野濱 市來湊 市來江口 市來神之川之泊江漂着

加勢 伊集院 隈之城

一番一備御預

郡山 二男三男之内拾人

樋脇 右同貳拾人

二番一備御預

蒲生 右同貳拾人

鹿兒島郡吉田 右同貳拾人

三番一備御預

溝邊 右同拾人

本城 右同拾人

横川 右同拾五人

曾木 右同五人

一 伊集院神之川 日置折口浦 日置帆之湊浦 吉利浦 永吉浦 伊作人

米濱 田布施塩屋堀之内江漂着

加勢 阿多 川邊

一番一備御預

川邊郡山田 二男三男之内拾人

谷山 右同三拾人

二番一備御預

郡山 右同貳拾人

鹿兒島郡吉田 右同貳拾人

三番一備御預

帖佐 右同貳拾五人

始羅郡山田 右同拾五人

一加世田大崎 加世田小松原 加世田小湊 加世田片浦之内江漂着

加勢 阿多 川邊

一番一備御預

川邊郡山田 二男三男之内拾人

谷山 右同三拾人

二番一備御預

郡山 右同貳拾人

鹿兒島郡吉田 右同貳拾人

三番一備御預

帖佐 右同貳拾五人

始羅郡山田 右同拾五人

一 秋目 久志 坊泊 鹿籠 知覧門之浦 調娃川尻 山川 指宿之内

江漂着

加勢 川邊 阿多

一番一備御預

川邊郡山田 二男三男之内拾人

谷山 右同三拾人

二番一備御預

櫻島 右同四拾人

三番一備御預

伊集院 右同三拾人

郡山 右同拾人

一 花園古江 鹿屋高洲 大始良 大根占 小根占 佐多伊佐敷 佐多大

泊 佐多邊塚之内江漂着

加勢 田代 始良 高山

一番一備御預

櫻島 二男三男之内四拾人

二番一備御預

鹿屋 右同六人

牛根 右同五人

百引 右同五人

串良 右同五人

高隈 右同三人

福山 右同拾人

恒吉 右同六人

三番一備御預

國分 右同三拾人

踊 右同拾人

内之浦 高山波見 串良柏原 大崎 志布志之内江漂着

加勢 大根占 田代 大始良 始良 鹿屋

一番一備御預

高隈 二男三男之内三人

諸懸郡 高城 右同六人

財部 右同貳拾人

高崎 右同拾壹人

二番一備御預

敷根 右同六人

曾於郡 右同拾五人

清水 右同拾九人

三番一備御預

日當山 右同七人

高原 右同拾五人

栗野 右同拾五人

百引 右同三人

右之通、先年定置之條、兼而致手當置、到其節無遲滯樣可相心得候、若大形之儀於有之ハ、可及沙汰者也、

天明八年戊申、二月

異國船掛

(表紙)

坊ノ津、口番所書類

異國船方條書

一南蠻船日本江渡海之儀、從前、雖御制禁候、萬一依風并漂着之義度可有之候間、

公義御高札之通堅固可相守之、浦、遠見番有之所者不申及、獵船二乗出候者又者野方江罷出候者至迄常、相心掛、異國船与相見得候船沖江致漂流候ハ、郷士年寄并其最寄之役人江申達、早速郷士年寄・役人其所江罷出、所、番所相建致遠見、時、之様子、乘行候方角

委鹿兒嶋江可申越候、南蛮船・阿蘭陀船、共ニ白キ綿帆ニ而候条、可及其心得候、異国船漂来を見付候者、郷士年寄・役人江申出候儀於延引者、可及沙汰事、

一異国船碇を卸候様子相見得候ハ、先小船を出、不近寄様相心得可及見届候、風波荒候共、可成程者小船乗出見届候様可仕候、異国船之儀者別而被人御念事候處、万一後之儀候ハ、可及沙汰事、

一異国船不圖漂着候ハ、灘目所、三番所相建、又者見合を以番船を茂附置、異国人陸地江不揚之、尤地下之者不近寄様申付、此方より不依何色手を不出、陸地ニ而騒動不致様可相慎候、異国船儀者遠日かねを以遠路を眼前ニ見候由、其遠慮可有之事候、自然此方之者を捕候儀可有之候間、女童ニ至見物ニも不出様ニ、堅可申付候、夜者陸地所、篝火を焼、毎度致夜廻、尤郷士年寄・組頭・横口等之儀者不及申、其所之郷士・在・町・濱之者多人数集置、万端手當可申付候、番船相付候儀者、異国船駈出候を為可相留之儀ニ而茂無之候、異国人陸江不致通融様、為警固附置事候間、可得其意候事、

一異国船之儀付而者、諸事被入御念事候条、鹿兒嶋江中越儀者、郷士兩人達者成者を飛脚ニ申付、不移時刻早、申越、乍其上飛船ニ而茂可申越候、異国船漂着之儀者、早速江戸・長崎江御注進有之筈候處、其所より一左右延引候而者不可然事候条、若於延引者御穿鑿之上、急度罪科可被仰付候、聊大形存問敷候事、

一異国船漂来之一左右有之候ハ、早速鹿兒嶋より先差引之人可差越候、左候而碇を卸候ハ、右差引人到着次第跡差圖、地方之船獵船之鉢にいたし、異国船ニ近寄せ様子問せ可申候、異国人之儀者言語不通筈候、仕形様鉢を以太抵推量可仕候、自然日本江用事付而

米朝候与申候ハ、此方ニ而致沙汰事ニ而者無之候、尋候方江可申通候、今程滞船ニ而可被在儀者、心次第二候与申聞、可罷帰候、及滞船候共、湊などに引入候様ニ者、曾而仕聞敷事、

附鹿兒嶋より之差引人到着無之内、異国船より小船などニ而地方江参鉢ニ見及候ハ、此方より見合次第小船差出、様子問せ可申候、陸江可参与申候共、水取之外者不揚様可致候事、

一異国船より水入用之由申候ハ、此方より水を取候而可遣之候、若自分ニ水取人を卸候ハ、人数ニ見當者人ニ兩三人程ツ、慥成者堅固相付、水之用事者相達させ、早ク船ニ乗候様ニと、手様などニ而可相通候、万一異国人より狼籍をいたしかけ候共、此方よりハ可成程不構様ニいたし、何とぞ船ニ乗候様可仕儀肝要候事、

一阿蘭陀船之儀、毎年長崎江致来朝之間、若依風波漂着之儀可有之候条、遠見番之者常々入念候様可申付之、阿蘭陀船沖江漂流又者地方江漂着之節茂、鹿兒嶋江注進其外萬端前条同断ニ可相心得、尤兼而申渡置候通、阿蘭陀船人数相改候儀、質人取儀、此方之者阿蘭陀船ニ乗せ候儀、弥令停止候事、

一南蛮船并阿蘭陀船於破損者、早速船を出し船中之人数相助、人家近ニ小屋相調候欵、又者人家を明除候欵、見合次第外廻堅固申付、番所餘多相調、昼夜共多人数可致警固候、荷物之儀茂可成程取揚、異国人差置候困之内ニ入置、異国人老人茂開外江不出、地下之者共不近寄様、堅固可申付候、食物之儀勝手次第、不飢様ニ可相達候、若溺死・病死之者於有之者、死骸塩詰ニ仕置、右之次第時、無延引鹿兒嶋江可申越事、

一阿蘭陀船之繪圖一枚并異国船之旗印之図一枚、長崎・鹽元・阿久根・西片浦・坊津・方・京泊・羽嶋・市来・湊・枕崎・山川遣置之候、右旗印之圖者致封之印相渡置候条、常ニ披候

儀者可為無用、到其時披見可仕候、尤近邊之浦江異国船漂着之節者、繪圖取寄見合可申候、南蛮・阿蘭陀共ニ船之形者同様有之、旗印為相替迄候、人之形右繪圖ニ委細書記有之候間、可得其意事、

附旗印・繪圖相披候ハ、其段中出、右之繪圖異国船掛江可差出候事、

右條、堅固可相守之、尤異国船漂着之節者、早速差引之人可差越候得共、其内先右之通相心得、別而可入念候、若緩之儀於有之者、急度可及沙汰者也、

四月

御家老中

右、坊津口番所江先年渡置候處、此節焼失ニ付書改相渡置者也、

寛政四子十二月

異国船掛⑩

註 表紙裏に「以下七枚之文書は、坊之津津口番所へ備付之書類の一也、大正八年十月廿五日写」とあり、

条書断簡

(写本には「以下異国船條書附録とす其」 大正八年十月廿五日印 印文「鹿児島縣立圖書館印」がある)

一 阿蘭陀人之形、日本人より長高ク、色白ク、鼻筋高ク、髪毛赤黄色、髭有之者も髭赤黄色、眼の内さめ色、

一 帽子、羅紗のごとく成毛織ニ而候、下人・水主などのほうしハ色、有之、繪圖のごとし、

一 上阿蘭陀人の衣裳、肌に白き金巾木綿着いたし、うへに、袖細之着物毛織又者上さらさ、其外色々の物にていたし、長脚の當まで

胸脇入、金銀并黒はたん等にてあわせ、白き金巾ニ而着卷いたし候、足めりやす脚の上まで引込、草足袋茂ふみ、袴日本のたち付之様成もの着物の下に着いたし、脚にてくゝり候、

一下、水主共は、袖細の木綿着物、もめん等之袴着いたし、むさき風俗ニ而候、此者共のめりやす「以下ナシ」

「以上坊津の書付一面写 小奉書二枚」

此節從 公義格別之以思召被仰渡候ニ付

我領内之海岸に到る各江申諭

若波濤之愁ニ而薪水に乏敷、且其餘之食用等人用ニ而、此地方江繋留らるならハ、此役船に申可給、早速入用之品相調可遣候、尤其間地方より石火矢等不届處ニ繋留らるへく候、然る上者其用相達過候ハ、早、出帆可有之候、永、被致滞船危難有之候節者、自己よりいたされ候事□可被存候、

若日本江商売之儀ニ而乗渡られ候ならハ、此地より引合かたく事ニ候、

薩摩之領主

水	薪	米	魚	小麦	裸麦	大麦	小麦粉	雞
野菜類	菜	紅蘿蔔	菜菔	蕪	午房	芋	塩	

「以上書付二面 奉書紙二枚」

其二

一 阿蘭陀船之圖 一幅
一 阿蘭陀人之圖 一軸

一右江相付添書 一通

一南蠻船旗印之圖 一軸

右者、阿蘭陀船繪圖先年渡置候處、船形に相替候付書改相渡、且和蘭陀人之圖此節別段相渡候、旗印圖之儀茂相損候付書改相渡候条、異国船漂着之節披之可見合候、尤郷士年寄封印ニ而召置之、時、致虫干、入念致格護置、聊大形有之間敷候也、

天保五年

九月

異国船掛印

「右奉書巻紙二枚統キ 久志秋目秋日 郷士年寄」

(表紙)

旅人江番人より相添候書付之案紙扣

陸番所

津口番所

「以下五枚之文書ハ、異国船方條書と共に坊津津口番所に備付の書類也」

旅人御番所より差通候節、番人より其所暖・役人中江之書付案紙、

覚

一年何拾歳

何宗

何国何所之

何左衛門

一同何拾歳

何宗

何国何所之

何左衛門

右国所證文・路銀持来、庄内高城東霧嶋・曾於郡霧嶋山・国分正八幡・鹿兒嶋福昌寺・水引新田宮江、六十六部経為奉納罷越候付而、今日何之剋御番所差通し候間、御領内少茂無滞差通、経奉納相済候者、其最寄之番所より無油断帰国可被申付候、以上、

何月何日

何所御番所番人

何之何左衛門印

右同

何之何左衛門

何所

暖中

役人中

覚

一年何拾歳

何宗

何国何所之

何左衛門

一同何拾歳

何宗

何国何所之

何

一年何拾歳

何宗

何国何所之

何

右 大社參詣之者 国所證文・路銀持来、庄内高城東霧嶋・曾於郡霧嶋山・供札行脚之者 国分正八幡・鹿兒嶋福昌寺・水引新田宮江、為參詣罷越候付而、今日何之剋御番所差通中候間、御領内少茂無滞差通、參詣相済候者、其最寄之番所より無油断帰国可被申付候、以上、

何月何日

何所御番所番人

何之何左衛門印

右同
何之何左衛門印

何所
暖中

役人中

覚

一年何拾歳

何宗

何国何所之

何左衛門

一同何拾歳

何宗

何国何所之

何左衛門

右国所證文・路銀持来、延喜式相見得候神社庄内高城東霧嶋山・
国分正八幡・大穴持韓国大明神・福山宮浦大明神・顯娃開闢宮・
出水加志久利大明神江、為參詣罷越候付而、今日何之剋御番所差通
候間、御領内少茂無滞差通、參詣相済候者、其最寄之番所より無油
断帰国可申付候、以上、

何月何日

何所御番所番人

何之何左衛門印

右同

何之何左衛門

暖中

役人中

「大正八年十月廿五日 以上奉書かきつけ写 所持者坊津の人」

(表紙)

文化十二年亥十一月

坊津津口番所江被渡置候御兵具入付帳

御兵具所印

「坊津津口番所江被渡置候御兵具入付帳」

一式百目唐金石火矢式挺

一右之臺式通り

但金物有

一式百目唐金玉百三拾八

一右同鑲玉六拾式

一大口藥入式ツ

但真鍮ふすへ黒た、き塗

一火繩六曲

一右三行人塩硝箱壹ツ

詰棒式本

一合塩硝六拾四斤八拾目

内式斤 口藥

一鑪三本

但太刀打金笛卷鞘 釵身成金磨 銘、石突有

一刺又壹本

但石突有

一五匁鉄炮三挺

但臺からくり有

一右ふこ三腰

但粗皮 一腰ニ而分切式拾一も立 木綿四ツ打緒 銘、相付

一口薬入三ツ

但黒塗 けした、き 口角 木綿四ツ打緒 銘、相付

一合塩硝百六拾三匁五分

内六匁 口薬

但えふこ入付

一火繩九曲

一合塩硝入壺志ツ

一いら棒壺本

一五匁鉛玉六拾三

一箱桃灯式張

但十文字御紋付

一右之棒式本

一中小蠟六挺

一上布幕片間

但紺染、桐之頭御紋付 糺頭綱有

一右入箱志ツ

右者、諸所江番所并御飯屋・地頭飯屋等江此前々被渡置候御道具、程久敷事ニ而段々致混雜、御蔵出入本相違之儀有之、往々首尾合届兼候付、唐船改御兵具方下目付其外役、被差廻、現品相改候様、文化十年酉五月被仰渡、改方相済、此節々帳面書改相渡置候間、以来氣を付致取仕抹、掛磨等無油断行届候様可致候、且相渡置候品、付道具ニ至迄、掛役、立會、代合等之節者時、帳面引合致改方、

無間違様可有之候、若相損候品又者引替等之節、首尾合是迄届兼候間、以来行届候様可被相心得候、左候而二八月相改相違有無之届、是迄之通當座并唐船改方江、同案を以無相違可被申出候、以上、但津口番所其外、御當地分横目詰被仰付置候場所代り合之節者、所掛り役、立合、此帳面ニ引合次渡、請取可有之候、以来無間違此段可被相心得候、

文化十二年

御兵具所

亥十一月

岩下佐八郎^印
和^{物頭}田中太夫^印

坊津津口番所詰

横目

右同御兵具掛

郷士年寄中

與頭中

横目中

(卷末に、「片山信太郎寄題」)

「右大奉書綴より写 大正八年十月廿五日」

(表紙)

唐船漂着記

唐船漂着記(目次)

- 一 唐船佐土原城海江漂着之事
- 二 唐船江打手向ふ事
- 三 四十三人唐山人陸江上る事
- 四 偽書之事
- 五 売船ニ付諸士帰る事付唐山人文書事
- 六 唐山人名記之事附身上之事
- 七 隣国取沙汰之事
- 八 薩摩より御引請ニ而加勢人数之事
- 九 唐人帰道之事
- 十 薩州人数大勢来る事

一 唐船佐土原城海江漂着之事

爰に、御當家嶋津右馬頭以久公より六代の後胤嶋津但馬守忠雅公の御宇元文六辛酉歳、唐船漂着の故を如何にと尋るに、毎年長崎へ売買の為に、大明州賤副の商船龍蛇村を出船して、南京より東に當て五十余旬ある九嶋州といふ城海に、十日餘り悪風にて逗留す、又福州昌原地の売船乗して滞泊しけり、翌日晴天にて、未明より財副の商

船帆を上て馳船す、又跡より昌原地の商船おくれしと遣出す、夫より二十里跡に北京險難地の船渡海しけり、卯の下剋より辰の上剋に至て、海上すさまじく見へしか、戌亥の方より彤風あら風しきりに吹来り、險難地・昌原地の両船はやうやく楫を取なをしけれとも、財副の船ハ終に楫を取直し得す、四廻州を漂流し、それより琉球謂嶺山の下にて楫を矢ひ、尋けるに、剩へ帆をうしなひたり、未の上剋に至て少し風靜になり、然とも思俣に行事を得す波に漂けり、財副の沈知天思ひけるハ、昌原地・險難地の両船ハ長崎近くも乗行へし、我か乗たる船ハ思ふ俣ならず、只徒に緩々として、扱も笑止しやと、月日を送り、漂流して、終に日州佐土原城海に漂着しけり、

二 唐船江打手向ふ事

されハ、正月廿日津口遠見番所より彼の船を見て、扱も珍しき船なり、極て唐船に紛なし、是ハ一大事なり、急き言上せんと汗を流し、大急ぎにて御城内へ入り、御用番へ委細申上れハ、則御對面有りて、兵船か売船かと御尋有けれハ、私ニハケ様の船ハいまた見す、売船とも兵船とも見わけ申さず、兎角唐船と見及たりと申上けれハ聞し召れ、二里計の道を早速に注進致され、神妙、太儀なりと有て則御暇被下けり、されハ、此儀四方知る、事、矢の飛かことくなり、御家老急き登城有つて、右之趣忠雅公へ言上有けり、早速物頭三雲喜平太・伊集院茂兵衛兩人御評定所へ呼せられ、御家老連座にて被仰けるハ、只今遠見番所より唐船漂着之由注進す、依之各兩人辨賤天へ馳上り、大船か小船か、又外ニハ船見へすや、能、見届、早、御城へ申上へしと有ける、其俣辨財天へ馳上り見けるに、大炊田の濱陸近く一洲の邊、白波の内に小藪の様に見へける、極て是の船なら

んと評して、御城へ参り、右之趣申上けれハ、まつ喜平太ハ宿所に
歸りしたく被致、又、参上と有ける、されハ一家中の諸士聞付次第
御城をさして馳参しけれハ、評定所より、あつはれ気量の人跡やと
て御帳を出され、皆々名書記し、まつ暇にて番所詰とぞ聞へける、
扱三雲喜平太登城にて、白駒西山に傾けハ、組子引具し御城を出足
し、又立歸り、若し兵船にて候ハ、相図の烽火を上へしと云捨、大
炊田へと急ぎける、其跡に梳山清右衛門百餘人の大將にて、是も大
炊田へと急ぎ給ふ、石崎へハ加世田仲藏大將にて家臣を引卒し急ぎ
ける、其跡に渋谷伊左衛門是も大炊田手に馳加ハリ、又其次に米良
太郎兵衛八十餘人の大將にて富田濱へ堅めける、昼夜馬くつはミ音
たへす□、其夜も亥の刻になりけれハ、城下の組頭ハ、万家の諸士
十五以上三十以下ハ只今御城詰となり渡れハ、三口の壮士我先にと
御城へ参りけれハ、家老新納巨殿仰渡さる趣ハ、今度大炊田へ漂着
の唐船未兵船か売船か知れず候得共、各被遣候間、此方より血氣に
のりがさつに懸り不申、大炊田里ニハ梳山清右衛門遣置候間、問合
致し下知次第に守るへし、又石崎にハ加世田仲藏遣置候間、三口の
諸士申談し、手分にて両方へ参らるへしと下知せらる、夫より廣庭
にて申合、野久尾・十文字四十五人餘、搦手の大將仲藏方へそ馳く
わ、り並木松山に堅めける、扱右崎松山の下に簀を焼て暗夜を明し
ける鳴之口三十五人余、追手の大將清右衛門方へ馳加ハリ大炊田に
堅めける、已暗夜も暁天となり、八声の鶏鳴も数々をとつれけれハ、
東雲漸く明ミ渡りけれハ、濱に進み出浪打きわに堅めける、搦手ハ
本より並木松山の内に臥草とぞ聞へける、追手・搦手の惣勢千余人
と聞へける、

三 四十四人之唐人陸へ上る事

正月廿一日午之刻、龍舟にて視屈の為漕出すへしと、追手の大將方
より下知せらる、水手共思ハ、兵船にて有ハ一大事、売船にて候ハ、
さも有まし、不明ニ付ての事成へしと、手三手に竿を取持て龍舟を漕
出せ共不出、微茫たる青海ノ白浪荒くして、出ざる事の残念やと云
とも甲斐なき、其間に問合の馬上来りてハ還り、歸りてハ来りする
ぞ當利也、諸士の面々、砂上に到りて海上の大船を守り、今や遅しと
待に、程なく唐山人小舟にのり移り、浮ぬ沈ぬ漂了するを遠見すれ
ハ、物具とをほしき者ハ持たず、縦へ彼の人々兵船にて鬼神のこと
くはたらくとも、如何程の事が有へきと心易ハ思ハれける、石崎濱
へ小船をよすると、兩勢一同に集り見けるに、艦・艦（艦ハ唐に、馬肝ハ唐に、無之といへり、三雲喜平太馳寄り、何国
舟にて、只めんつうを浮め横木を結ふたるに異ならず、水主はたか
になり海に入、唐山人乗たる小舟を、早く陸へ引寄せんと小舟に取
付ハ、四十四人の唐人共、海ハ浅しと皆々飛入衣裳をひたしけり、
其後大炊田に至て砂上にほすなり、其時檢本兵助に向て、周学章馬
肝を借るといふ（馬肝ハ唐に、無之といへり、三雲喜平太馳寄り、何国
の人そと聞けれハ、下官とも寄集り是を見る、其内に四十余りの男、
大明州南京の売船といふ字砂上に書く、夫より文字を以問答して、
売船の由佐土原御城へしらすとなり、

四 偽書きの事

爰に隣国伊東熊太郎殿より飛脚を以、兵船・売船しれざるに付、正
月廿二日加勢として堅め船を遣へきよし申来れとも、騒動の初なれ
ハ、加勢受度ともいふ、或ハ此義偽ならハ、加勢を請ても恥辱請ん

事の無念なりと評説して、此方より加勢請さるよし、桑原武右衛門を以まつ清武まで行へきなり、人数海陸に見へすハ飢肥の城まで参へしと申渡さる處に、はや隣国横目屋形に帰り、飢肥よりの加勢の義尋るに、成程伊東殿より左様の次第なりといふ、此義承りたる故帰り候、此事偽と承る間右届のため参たりと申上る、御評説まちまちにて、又船脚を以、若沖などに舟見へ候ハ、小舟にて掛留申へき由にて参りしなり、同晩景に池上権左衛門・向井八左衛門・前田源兵衛三人鹿兒嶋へ遣され、口上申置兩人ハ帰りける、池上権左衛門ハ夫よりも長崎へ越けるに、程なく到着にて何か念比に問合して帰りけり、

五 売船に付諸士歸事付唐山人文書之事

扱ても売船の由知れて国も静になりけれハ、爰に佐上原船奉行申されけるハ、徳之瀨に置候飛船大炊田へ持行へしと水主へ申渡されけれハ、船子共三百余人にておふあん、さのきやりを以持来り、初て陸へをり候唐人を乗せられける、沖には大船浪にゆられ、二十人の唐人陸を守り居る内に、夜も既に入れハ、数ヶ所役所の篝火ももへにけり、鳴之口・野久尾・十文字成の剋になりけれハ、大將方より堅めの人數引取へき由申来れハ、我も我もと帰りける、孤村のはつれより跡ふり帰り、沖の方を遠見すれハ、挑燈の影敷事沢邊に螢出たることくにて、多くの光見へにけり、同廿三日の暮方に、沖の方の大船より二十人陸へをり、同じ船にそ乘りにける、脇にハ鎗にて尾落を結、其脇にハ弓鉄炮にて堅めける、同廿四日にハ、南京船主沈知天、暹邏船主沈映發、副船主程蕩然を始として、惣人数より一紙の書進上の由申ニ付、神宮寺次右衛門馬に乗り、大炊田打立、

鞭を進めて馳けるに、程なく御城へ到着し、左之一紙持参仕られ、国主に差上られ候、

船上六十四人、並無女人有内、去年十二月八失舵、于今歳正月初一日漂到嶺七島疏山、漂流昨日到貴地、萬惣皇上開急船上二十人姓名、感恩不殘今、船主沈映發現長島上有、^{（標方）}暹邏票照在船主身上、今本船原上長島作主意、長島館現有船在長島、如今浪平求王上叫小船、救大船上二十人性命要緊々々、棄船上舵棹蓬俱無、南京船主沈映發、副船主程蕩然、

同

本船於去年十二月二十日在乍浦、開駕行至大洋、廿八日失船漂流七島疏山外、正月十九日泊在貴国、伏祈轉移長島為感、

全

承論、大船客歳十二月、大洋在失舵打至嶺山下在洋中漂了、所謂嶺山地乞委悉、凡唐船到日本大都繫纜於肥前長島津是常也、想大船不論海路此欵、為風別此欵、高載何日詳中在漂死否、今六十四人内在男女之別耶、昨日到此自何方且審乞救船、湊要桑無田、發船待風浪之止、直詣高察、日本西海路日向州佐土原城海之小吏、

全

某論、本船亦聞粗細偵物等並無禽獸、餘物餘能伏食舖蓋箱等、但本船泊在打壞發漏、乞早為之計猶起為感、元文六年正月、暹邏船主詳具滯物品類並無暮來、

六 唐山人名記之事附身上之事

皇上御覽 暹邏船主沈映發 副船主程蕩然 財副船主沈知天
船工鄒求楚 朱則恭 夥長 程亭明 櫓官 鄭万成 香供 呂殿掄

水手黃德銓 李思皇 鄭長第 黃亭壁 鄒德齊 王宗邦 監鄒德鳳
林仕進 姜愛弟 鄒德理 李時丹 麗三奇 鄒德社 林彥魯
周學章 李思衡 陳資美 慮應陞 王良成 王榮太 高隆煥
林宗賜 監姜茂悅 姜茂書 薛沢甫 周宗榮 朱奉達 施貞山
監鄒德端 貞成的 周六奇 李八奇 陳命弟 慮應倫 倪覽御
主安貞 程十章 程達明 陳道命 許訪弟 劉天弟 汪象 錢起榮
唐進学 妙貴 魯周 塔客 張昌明 吳道安 陳定一 費天若
林三硯 林一選 黃勝榮 陳愛臻

此の人大明州賤副の船主沈知天、其外の人皆賤副村の人なり、暹邏州の沈映發頼みによつて日本へ渡海す、彼の沈知天達王十三年の比、沈映發か小舟を買ひて、長崎不案内によつても嶋の住沈映發を頼みて渡海す、福州赤險の住程蕩然、此人ハ長崎見物の為に渡海せりしか、家富貴にして心高く賢軀也、何に不足ハなけれども、沈知天に便りて長崎へ赴しに、思の外佐土原まで見物し、ななるにも大明州の商人と云へり、衣裳もおのつから賤副村のまなひなりける也、六十四人皆達王に相したかふ、其しるしにハ、頭八幡座を残し脇を刺り、日本にて刺るへき所をそらす、残すべき所を刺りて後にて三つにくミをる、鬚長くをゐのひたり、達王家臣三列の人論水主・楫取なり、紫綸巾・黒らしやの様子なり、其つ、しんくにて好き作り結付、下官と見へし者もあり、鳥げの紫綸巾も有、沈映發・程蕩然衣裕にて、表ハあやかどんすか又ハ錦織とも申へし、裏ハひやうのかわ其外羊の皮の衣裕なり、皆胸にてはたんうがひ、ほたんハすへて金銀なりしか、きせる銀と見へたり、多葉粉、色ハ日本の多葉粉色に異ならず、美を尽して其奇麗類なし、轡をはいて彼邊此邊と砂上をあゆむに、後にて手をくみ、又前にても手をくみて常に居るな

り、是ハさてをき、佐土原の諸士上下を不分、替合にて大炊田にそ詰にける、惣人数ハあげて計へかたし、大方三千人程と見へにける、

七 隣国取沙汰之事

されハ、飢肥の家老河崎左仲・山田次郎兵衛、隣国横日杉本彦左衛門召寄せられ、今度佐土原城海へ唐船漂着によつて、鎧持せたる騎馬如何程有るか能く見届、又町宿にても尋へしと申渡されけれハ、横目佐土原に來り町宿にて、騎馬如何程あるそと尋るに、宿の亭主申けるハ、大方百四五十騎もあるへしといふ、是ハ小国に何とてそれ程有へきと云、然らハ大炊田に御出成、鎧・旗竿何程有るか計へて御覽可被成といへり、既其夜も明ぬれハ、大炊田に出、松原より遙に鎧・旗竿を計へけれハ、何とかしたりけん、二百余りにかそへなし、惣人数夥數見へけれハ、本の町宿に立帰り、亭主の教に任せて濱に出、能くかそへしか二百余りあり、誠佐土原ハ小国といへとも数多人数を御持被成たり、と云捨て飢肥に帰り、右の訳を家老に申上れハ、河崎左仲進出、彼の小国に何として二百余の騎馬有へきやと云へり、横目聞て、町宿にても尋、其上大炊田濱へ行て見けれハ、疑もなく数多の人数と申けり、爰に又高鍋へ先年唐人來りて、殊の外難儀衰微にて、今度城海に唐船見へけると聞て、則諸社に神樂上けて、人を濱松原に隠し置、濱邊に出さる様にと仰渡しけり、半首いたミ有て、町中の菅笠御取上にて、太平墨にて黒くなし、鉄炮倉を開けハ、鉄炮ハ大分のさび出て用に立す、されども袋に入れて濱松の邊へ出臥草の用となす、誠に危かりける事共なり、然共唐船佐土原城海へ着けれハ、日出度しとて皆、城に帰りけり、惣して右之趣申上れハ、さらハ佐土原へハ騒動なるへし、人数改め此時ならん

と、小坂平兵衛・小田彦左衛門歩行侍を召され、今度唐船佐土原へ漂着に付て、惣人数見届に遣され候間、能く見覚へ歸るへしと申されける故、山下字内は海邊を下り行處に、思ひ寄らす富田濱に一大將見へけれハ、在家に走り入り、如何成人そと尋に、是ハ佐土原頭役の人なりといふ、扱ハ者頭なるか、大分の人数やとて、夫より大炊田に紛れ行、遙に人数を見けるに、騎馬士二百余り、惣人数一万二三千の様子と見て、則高鍋城へ歸り、右之段、申上て、城中の家老等、扱も夥しき人数やとて、胸をさハかすと聞へける、

八 薩州御引請加勢之事

正月廿八日に、薩州より御加勢として、歩行相良助左衛門正敬、大國より小國に來りてハ其筈なれ共、口自慢を云ひて、心ハ縦ハ曲れる木のこたく、佐土原へ來り諸士の役衆をそしり、不義の至と聞へける、御用人本田作左衛門信良、唐人請込方伊地知諸兵衛貞行・郡山嘉右衛門武繼、南京通詞是ハ町人森山権九郎・大平六郎右衛門・福屋喜右衛門、佐土原遣されけり、本田作左衛門信良ハ、明日我家を打立佐土原へ行へき事を案するに、時しも正月なれハ、少暖なるへきに思の外寒天なり、本國に立出見れハ万花瀾漫たり、又遙に野山を見れハ白雪みちみちて殊面白、折から一首のこしあれ、歌心にうかみし故書付ける、

いかならん明日の山路ハ踏も見す雪に行野のあまのはしたてと詠して、其日も暮方に成けれハ別の益すみて、東雲より朝日曠々として出けれハ、我家を立出里を離れて山を越へ、河を渡りて里を出て急ぎけるに、都於郡を通り大炊田に至て、役人に問合て、信良ハ小屋を作りて唐山人に遣されけれハ、其時船主三人通詞権九郎ニ

向て忝と云、かくて信良ハ春も既に閑なるを見て、何もへ申されけるハ、来月二日より唐人荷物一、改置かたづけ申さんと、本船より此小屋へはこび申へき様ニ与、権九郎に申付られけれハ、権九郎承り船主へ申聞すれハ、彼の船主下官へ申付けり、信良の誘にて相良氏薩摩へ歸す、役々をそしり、佐土原を諸事こめぎにせられしと、後に沙汰す、既に二月二日にもなりしかハ、本船より飛船の内にそ運送す、佐土原馬上一人にてさいりやうして、三日半日相仕廻ける所に、信良天下の掟にまかせ、書付を以通詞権九郎に渡されける、通詞権九郎船主に申けるハ、其方乘來り候船具残らず焼捨て、其身共ハ頼て長崎へ送る筈なりといふ、船主共を始六十四人の唐人悲みにたへず、砂上に臥してなけきける、我々他國に來り本國に歸る様なきに、御懇心にて長崎まで遙々送り下されハ、舟具を焼ハ是非もなしといふ、然とも程蕩然足よハき車に立上り、権九郎に向ひ、本船の帆柱計何卒長崎まで送り被下候ハ、難有事限りなし、此帆柱ハ中天竺まかた國にて、木をあらみて高金を以求めしなりといふ、権九郎返事にハ、それハ左こそハ有けれとも、此舟日本へ來りてハ天下の掟の通り仕る、繼綱成仕り長崎まで送るへし、其外すべて焼捨と申ける、日も暮夜に成しかハ、作左衛門信良ハ海士の塩屋にて、酒を夥しく春夜も寝られすして、又面白なくさまんとや思ひけん、硯取寄一首詠して、

山姫の霞の衣重ても横風寒し二月の空

と、筆を取直し古郷の事を案するに、折しも雁金雲井を鳴て通りけれハ、取あへす

古里に行雁金よことつてん海士のふせやに旅ねしたりと詠しけるそやさしける、扱も古郷にハ我婦人獨空床に臥すへしと思

ふ折から、誰やら信良の宿へと問、亭主申けるハ、信良の御宿ハ賤
か家にて候といふ、此書差上へきと申せハ、成程差上んとて、信良
の前に畏、是ハ国本より使を以差上候と申けれハ、信良是を請取、
使の人に對面有て、委細尋てひそかに書を開き見あへハ、念比ニこ
そかきたりけり、則返状成て使の者に渡しける、心の内そしうしや
うなりと、獨り思ふ旅の心そ哀なり、既其夜も明ぬれハ、信良書を
調へ飛脚を以高岡へ中越れ□、中野駒右衛門殿へ、此書届次第薪百
二十駄持せ、花ヶ嶋通□大炊田へ早々参へく様にと申遣しける、
同廿八日に薪皆来て、濱々ハ大山のこたく積重ね、三月朔日にハ南
京船砂上に引せ薪をつみ、白駒海上に出れハ火を付しに、唐船ハち
やん塗にて、早く船に付かすと見へしか、炎盛に成て板に付、終に
火灰となりける、諸士の警固小屋へに帰りけれハ、唐山人もと
もく、小屋に帰りけるに、歌とをりけるは、
一更裡天一更裡 天月照紗恩人未 眠被襖兒寒凍得 我渾身上戰
我的 心肝我的心肝何 廣貧花樹下不我 橄在花衝上闌

九 唐人帰道之事

此節大炊田濱へ漂着の唐船荷物取計の義、都て薩州より御引請にて
近々長崎へ差送らる筈に候、依之大炊田・平松・天神・山嶋通り、
夫々佐賀利・樋之口に掛り、安宮馬場・山王馬場筋小和田休左衛門
前通りにて、崇祿寺前より諏訪の後へ出、原田馬場通りにて都於郡
町筋より六野原道筋に懸り、唐人通路の筈なり、右三付唐人罷通候

道筋之面、ハ勿論、御家中領内の輩見物として一切罷出間敷候、尤
女の義ハ別而御停止に候間、其旨相心得、女童部に至るまで曾て出
さる様、組中・支配中具申付あるへき候、万一相背におゐてハ急度
の御沙汰に及へく者也と、□く仰出されけるなり、

十 薩摩人衆大勢来る事

薩摩より御引請にて、三月廿三日に荷物指引警固松山覺兵衛清高主
從十八人、大重仲兵衛秀耀主從八人、和田休左衛門義就十人、副嶋
伴助義僱主從七人、結方横目伊東助左衛門祐直主從九人、遠矢重兵
衛成房主從八人、讀良善藏正房主從十人、坂本順右衛門重行主從八
人、中原七兵衛康年主從十五人、惣人数に付足輕四十八人、乗掛七
疋、兵具ハ面々持せ、小袴にて四手の駕籠に乗り来りしなり、同廿
四日早朝より、荷物差引警固萩原助左衛門兼重主從八人なり、唐人
警固平瀬孫兵衛政久・竹原藤兵衛満種兩人の供八人、伊地知休左衛
門直親・橋口源之允義次・谷村平六包次・小倉孫兵衛重祐四人の家
来四十八人、締方横目時任長右衛門蕃成・肥後与兵衛知繼・河邊平
兵衛正武主從廿人、荷物指引河野七兵衛信次主從十三人、唐人警固
黒葛原休右衛門行高主從八人、締方日付土橋休右衛門親次・枝次清
右衛門敬賢主從十人、荷物指引高崎善右衛門安賢・指宿清右衛門義
利・肥後平六常成主從十人、唐人警固竹野内仲兵衛兼秀・川崎次郎
右衛門尚国主從十五人、附足輕四十余人、歩雜彼是七十余人、山本
喜兵衛武次・岩山雲八正次・千田伊左衛門貞次・時任慶左衛門知正、
其外醫師三人、步ぞう彼是惣人数ハ八千五百餘人、其内に諸内の人
三百人大炊田へこそ参られける所に、大炊田に人家すくなしとて、
平松まで宿致されけるなり、しはらく大炊田・平松に留りて、毎日

濱へ出て四方見る、三月廿五日に大炊田立由開へけれハ、唐人通る道筋面ハ、女童家を立のき家主一人にて、煙も立す靜に残り居候様に仰出され、家を立退きける所に、唐山人乗物ハ四手駕籠なり、三十人の唐山人乗り通る跡より、郡奉行池田千右衛門義時主従三十人、諸士役衆惣人数三千五百餘人と聞へける、然も其日ハ雷白雲に乘し大雨をふらす、同廿七日にハ雨晴れ青空となりけれハ、佐土原役、の警固大濱より六野の原まで滴々たり、辰之刻より酉の刻まで、四手の駕籠に乗り三十二人の唐山人通り、跡より本田信良三十人の主従にて押へける、歩雜彼是其日の人数五千余人と聞へける、唐山人荷物ハ跡より送りける、繼綱一ほう一尺五寸廻、長サ五十尋、百人にて持つ、又一ほう一尺廻り、長サ三十尋、五十人にて持ち、六野原にてしはらく休み、其後彼人々さり川に付けれハ、此處洪水にて渡るに津なくして三日餘り逗留す、少水かれし時、一同に小舟数百そうにて漕出して向の岸に着けれハ、月日送りて長崎へ着到し、右之訳を申上れハ、奉行御前に召出し始終尋給ひて、其後皆唐山人籠舎仰出られしに、無程沈映發病にかゝり死す、残りの人数悲こと限り無く、時に八月上旬と申に、周囲の友来り逢て悦事、誠に口にハのべかたし、則夫より同船して十二月上旬、皆本国に帰るべしと有りれハ、片時も早く帰らんと、順風に帆を上て本里帰りけれハ、其父母兄弟悦事ハ限りなし、則日本佐土原の君主懇情の由帝王に奏しけれハ、帝王感悦の餘りに、鴻に文をよせて薩摩方へ送るとなり、

既刊史料名

集	史	料	名	集	史	料	名
1	薩摩政要錄	18	薩藩舊士文章	37	島津世家	17	鹿兒島縣地誌(下)
2	丁丑日誌(下)	19	薩藩先公貴翰(乾)	36	島津世祿記	16	鹿兒島縣地誌(上)
2	〃(上)	20	〃(坤)	35	樺山玄佐自記並雜隨筆	15	家久公御養子御願一件抄
3	薩摩国新田神社文書	21	小松帶刀傳・履歷・記事	34	示現流關係史料	14	藩陽過去帳
4	一向宗禁制關係史料	22	小松帶刀日記	33	江夏十郎關係文書(上・下)	13	本藩人物誌
5	薩摩国山田文書	23	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	32	〃(下)(大隅国・諸縣国)	12	川上忠塞一流家譜
6	諸家大概 別本諸家大概 職掌紀原御家譜	24	〃(下)	31	本藩地理拾遺集上(薩摩国)	11	菅窺愚考・雲遊雜記傳
7	薩摩国阿多郡史料	25	三州御治世要覽(三五―三八)	30	桂久武諸翰	10	伊能忠敬の鹿兒島測量關係資料並に解説
8	山田聖栄自記	26	桂久武日記	29	要用集(上)	9	明治元年戊辰戰役關係史料
9	御登御道中日帳御下向列朝制度	27	明赫記	28	〃(下)	8	伊能忠敬の鹿兒島測量關係資料並に解説
10	明治元年戊辰戰役關係史料	28	要用集(上)	27	明赫記	7	薩摩国阿多郡史料
11	伊能忠敬の鹿兒島測量關係資料並に解説	29	〃(下)	26	桂久武日記	6	薩摩国阿多郡史料
12	菅窺愚考・雲遊雜記傳	30	桂久武諸翰	25	三州御治世要覽(三五―三八)	5	諸家大概 別本諸家大概 職掌紀原御家譜
13	川上忠塞一流家譜	31	本藩地理拾遺集上(薩摩国)	24	〃(下)	4	薩摩国山田文書
14	本藩人物誌	32	〃(下)(大隅国・諸縣国)	23	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	3	薩摩国新田神社文書
15	藩陽過去帳	33	江夏十郎關係文書(上・下)	22	小松帶刀傳・履歷・記事	2	薩摩国新田神社文書
16	備忘抄	34	示現流關係史料	21	小松帶刀日記	2	丁丑日誌(下)
17	家久公御養子御願一件抄	35	樺山玄佐自記並雜隨筆	20	〃(坤)	2	〃(上)
18	鹿兒島縣地誌(上)	36	樺山紹劍自記	19	薩藩先公貴翰(乾)	1	薩摩政要錄
19	鹿兒島縣地誌(下)	37	島津世家	18	薩藩舊士文章	1	薩摩政要錄

平成十年度

鹿児島県史料刊行委員会委員

(五十音順)

尾口義男	鹿児島県歴史資料センター 黎明館学芸専門員
唐鎌祐祥	松陽高等学校校長
芳即正	尚古集成館長
五味克夫	鹿児島女子大学教授
犀川稔吉	元甲南高等学校校長
下堂園純治	第一予備校講師
晋哲哉	蒲生町長
堂満幸子	鹿児島県歴史資料センター 黎明館資料編纂委員
畠中彬	錦江湾高等学校教諭
原口泉	鹿児島大学教授
前床重治	総合教育センター次長
宮下満郎	鹿児島市文化財審議会委員
山田尚二	西郷南洲顕彰館長
吉元正幸	串木野高等学校校長

譯司冥加録・漂流民関係史料

(鹿児島県史料集 第三十八集)

平成十一年三月

発行

鹿児島市城山町五一

鹿児島県立図書館内

鹿児島県史料刊行会

電話 〇九九―三四―九五―

FAX 〇九九―三四―五八―

印刷

鹿児島市中央町二十七―十六

かわち印刷有限公司

電話 〇九九―二五四―五〇五四

